



第2次国分寺市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6(2024)年3月
国分寺市



はじめに

国分寺市では、平成27年9月に『国分寺市地域福祉計画』を策定し、だれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指してまいりました。

この間、少子高齢社会の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、8050問題、ヤングケアラー及びごみ屋敷問題など、複雑化・複合化した問題が社会問題として取り上げられてきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によってもたらされた社会参加の機会の減少や孤独・孤立に陥りやすい状況は、人と人とのつながりや、地域社会とのつながりの重要性を再認識することになりました。



このような状況を踏まえ、第2次国分寺市地域福祉計画では、生活課題を地域の課題として捉えて市民や地域・団体と共に課題解決に向けて取り組むことの重要性や、新型コロナウイルス感染症の拡大や高齢社会到来における健康への意識の高まりなども踏まえて、現行計画の基本理念に「地域」と「健やかに」という文言を加え、「だれもが 共に認め 地域で支え合い 自分らしく 健やかに暮らせるまち」を基本理念としました。

また、福祉・保健分野の各個別計画に係る共通して取り組むべき事項を記載して連携を確保するとともに、地域福祉の推進に関連する計画との調和を図るため、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画及び再犯防止推進計画を包含し一体的に策定しました。

本市では、令和5年度から属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を本格実施しています。この事業を通じて、関係機関や地域の皆様と共に社会的孤立や制度の狭間の問題などについて、地域全体で支え合う体制を構築し、誰ひとり取り残さずに住み慣れた地域でこれからも安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、令和4年度から2か年にわたって国分寺市地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様から貴重な御意見・御助言をいただきました。また、市民の皆様にはアンケート調査に、関係団体や自治会・町内会の皆様にはヒアリング調査に御協力をいただきました。さらに、市民説明会やパブリック・コメントを通じて様々な御意見をいただきました。改めて、本計画の策定に御尽力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

国分寺市長

井澤 邦夫

目次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
(1)地域共生社会の実現に向けて	2
(2)社会福祉法の改正について	3
(3)新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活」について	4
(4)SDGsへの対応	5
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の期間	10
第2章 国分寺市を取り巻く現状	11
第1節 地域福祉を取り巻く現状	11
(1)地域福祉について	11
(2)統計で見る状況	11
第2節 重層的支援体制整備事業を取り巻く現状	18
第3節 権利擁護の推進を取り巻く現状	20
(1)成年後見制度について	20
(2)統計で見る状況	23
第4節 自殺対策を取り巻く現状	30
(1)自殺対策について	30
(2)統計で見る状況	31
第5節 再犯防止推進を取り巻く現状	39
(1)再犯防止推進について	39
(2)統計で見る状況	39
第3章 計画の基本的な考え方	43
第1節 基本理念	43
第2節 地域福祉計画に盛り込むべき事項	44
第3節 3計画(成年後見制度利用促進, 自殺対策, 再犯防止)の構成について	44
第4節 3つの基本目標	45
第5節 地域福祉を推進するために	46
第6節 施策の体系	48
第7節 本計画におけるSDGsの取組	50
第4章 施策の展開	52
第4章の見方について	52
基本目標1 包括的な支援体制づくり	54
基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり	71
基本目標3 地域で支え合う基盤の強化	88

第5章 計画の進行管理と評価	114
資料編.....	115
第1節 各種相談窓口	116
第2節 重層的支援体制整備事業に係る基礎情報	117
第3節 国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱	119
第4節 国分寺市地域福祉計画等策定委員会委員名簿.....	121
第5節 計画策定の経過.....	122
第6節 地域福祉に関するアンケート(市民アンケート)調査の概要	124
(1)調査目的.....	124
(2)調査の種類・方法・期間.....	124
(3)回収結果.....	124
(4)調査結果.....	124
第7節 団体ヒアリングの概要.....	125
(1)調査目的.....	125
(2)調査の対象・期間	125
(3)回収結果.....	125
(4)調査結果.....	125
第8節 用語解説	126

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

本市では、生活課題があっても、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらずだれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を具体化させるための計画として、「だれもが 共に認め 支え合い 自分らしく暮らせるまち」を基本理念とする、『国分寺市地域福祉計画』(以下「前計画」といいます。)を平成27(2015)年9月に策定し、人と人とのふれあいを大切に、市民同士がつながることによって、互いにいたわり、気づかい、支え合える地域福祉を推進してきました。また、令和3(2021)年3月には、『国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)』に加えて、『国分寺市成年後見制度[※]利用促進基本計画』、『国分寺市自殺対策計画』、『国分寺市再犯防止推進計画』を新たに策定し、地域福祉の推進において共通する施策の一体的な取組を進めてきました。

前計画では、地域における生活課題に対応するため、3つの基本目標、9つの施策の柱を設定し、市として特に推進を図る4つの重点施策・テーマを設定しました。市民、地域・団体、行政が協働[※]して取り組み、市民等で組織する地域福祉推進協議会の開催や福祉の総合的な相談窓口の整備等が図られました。また、令和5(2023)年4月から「重層的支援体制整備事業」が開始する等、地域福祉に関する取組について一定の成果がありました。

国においては、社会福祉法[※]の改正により、市区町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備が位置付けられるとともに、市区町村地域福祉計画について、福祉分野の「上位計画」と位置付けられました。

社会構造の変化により、家庭や地域などの支援する力が低下し、個人や世帯が生きづらさやリスクを抱えるようになってきています。また、支援を必要としていながら社会的に孤立してしまい助けを求められないケースもあり、ひとり暮らし高齢者の孤独死などの社会的孤立、8050問題[※]、ダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]などの問題を深刻にしています。

これらの現状を踏まえ、環境の変化に対応し、地域における生活課題の解決を図る仕組みの整備を更に進めるため、前計画の方向性を踏襲しつつ、新たに市区町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を加えて、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉計画と関わりの深い「国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画」、「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」、「国分寺市自殺対策計画」、「国分寺市再犯防止推進計画」を包含して、第2次国分寺市地域福祉計画(以下「本計画」といいます。)を策定します。

(1)地域共生社会※の実現に向けて

近年の地域社会においては、生活スタイルの多様化や核家族化を背景に、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、地域の相互扶助や家庭同士の助け合いなど、住民相互のつながりの希薄化により社会的孤立を招き、虐待※やひきこもり※、生活困窮といった問題が増加傾向にあります。

これらの介護・障害・子育て・生活困窮などにおける問題はどれか一つではなく、複雑に絡み合うこともあります。例えば、高齢の親とひきこもりで無職の子が同居する8050問題、子育てと親の介護の両方を同時に行うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラーや様々な課題が重なって生活が困窮している世帯などが挙げられます。このように社会の変化により、個人や世帯が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。複雑化・複合化した課題を解決していくためには、対象者ごとに整備された縦割り制度ではなく、分野によらない包括的な相談支援と分野別福祉サービス※では対応できなかった部分への対処が重要となっています。

このような課題への対応に向け、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」を平成28(2016)年6月に閣議決定しました。「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と目標を掲げています。

「地域共生社会」は、若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

地域共生社会の実現を図るためには、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備を進めるとともに、地域包括ケアシステム※の推進や地域づくりを一体的に取り組むことが必要です。

また、社会の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。国はこのような状況に対し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人の『つながり』が生まれる社会」を目指すとしており、令和6(2024)年4月1日に、「孤独・孤立対策推進法」が施行されます。

本市においても、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、人と人がつながり、高齢者、障害者、児童等支援を必要とするすべての住民が地域で支え合える包括的な支援体制の構築を進めることが必要です。

(2)社会福祉法の改正について

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30(2018)年と令和3(2021)年に施行されました。

平成30(2018)年4月の改正は、平成29(2017)年6月に、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備のために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律により社会福祉法の一部が改正されました。この改正では地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。この理念を実現するため、市区町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

また、令和3(2021)年4月の改正は、令和元(2019)年12月に国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめで示された方向性を基に、令和2(2020)年6月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律により社会福祉法の一部が改正されました。この改正によって、市区町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。



(3)新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活」について

令和元(2019)年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大が、これまでも課題とされていた「つながりの希薄化」をより深刻化、顕在化させ、人々の日常生活に深刻な影響を与えました。地域福祉に関する活動(以下「地域福祉活動」といいます。)においては、多くの活動が延期・中止・縮小せざるを得ない状況となり、「つながり」が途絶えがちになることもありました。このような状況により、だれからも声をかけられず、自ら声をあげることもできず、孤立を深める人も増加しました。

社会的孤立による運動機能・認知機能の低下、ストレスの増加に加えて、自殺者の増加など社会に大きな影響があったことにより、改めて「つながり支援」が地域社会において必要不可欠な活動であるということが再認識され、地域福祉の重要性が高まりました。

コロナ禍で急増したオンラインによる会議・面談などのICTの活用は、コロナ以後も社会の中の有効なつながりの手段として更にあらゆる分野に広げていくことが必要です。一方で、今まで大切にしてきた地域の顔が見える見守り・声かけ、サロン活動などを工夫していくことも重要です。

世界規模の感染症が現実起こりうるものであるということを経験した今だからこそ、この経験を生かし、有事に備え、つながりを途絶えさせることなく地域福祉を一層推進させていくことが求められています。



(4)SDGsへの対応

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を一つの期限として17の国際目標(その下に169のターゲットと231の指標が決められている)が設けられました。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、だれもが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点も踏まえたものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 計画の位置付け

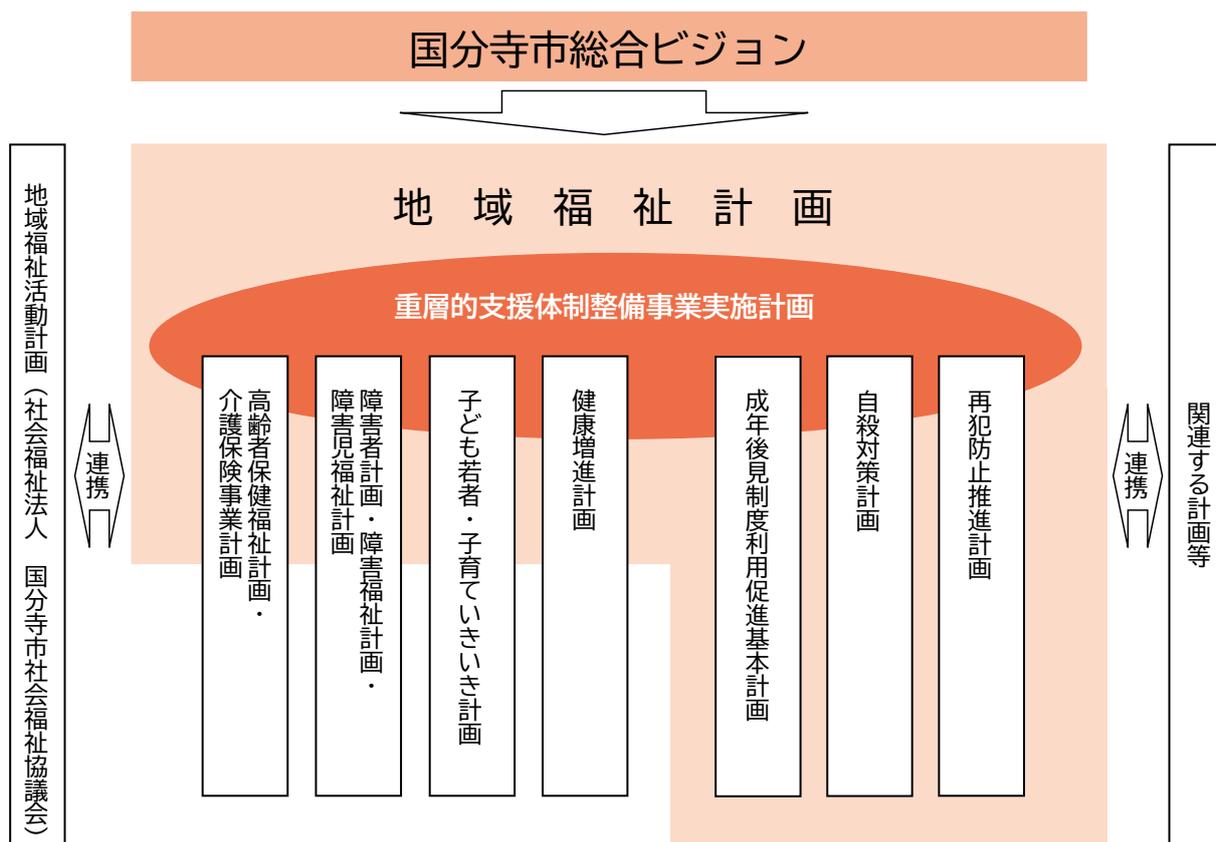
本計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられた行政計画です。

策定に当たり、平成29(2017)年3月に策定した市の最上位計画である国分寺市総合ビジョン※との整合を図っています。また、本計画は、市の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。

また、地域福祉計画と関わりの深い以下の計画を包含して策定しています。

- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

さらに、本計画は、社会福祉法第109条により国分寺市社会福祉協議会※が策定し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画である、地域福祉活動計画※と連携を図ります。



- 地域福祉計画は、重層的支援体制整備事業実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画及びその他の関連する計画との調和を図り、福祉・保健分野との連携により計画を策定しています。また、地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載しています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法(抜粋)

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法[※]第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター[※]、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

自殺対策基本法(抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

第13条

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

他の関連計画(高齢・障害・健康分野)との連携や整合性を図るため、計画期間を3の倍数である6年とし計画の効果的な推進を目指します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合ビジョン	総合ビジョン 平成29年度～令和6年度				次期 総合ビジョン 令和7年度～14年度				
地域福祉計画	地域福祉計画 平成27年度～令和5年度 実施計画(後期)			第2次地域福祉計画 令和6年度～令和11年度 (以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定) 重層的支援体制整備事業実施計画 成年後見制度利用促進基本計画 自殺対策計画 再犯防止推進計画					
重層的支援体制整備事業実施計画			重層的支援体制整備事業実施計画 令和5年度						
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進基本計画 令和3年度～令和5年度								
自殺対策計画	自殺対策計画 令和3年度～令和5年度								
再犯防止推進計画	再犯防止推進計画 令和3年度～令和5年度								
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 令和3年度～令和5年度								
介護保険事業計画									
障害者計画	障害者計画(第4次) 令和3年度～令和8年度 実施計画(前期)				実施計画(後期)		障害者計画(第5次) 令和9年度～令和14年度		
障害福祉計画	第6期障害福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期障害福祉計画 令和6年度～令和8年度		第8期障害福祉計画 令和9年度～令和11年度			
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度			第3期障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度		第4期障害児福祉計画 令和9年度～令和11年度			
子ども・子育て支援事業計画	子ども若者・子育ていきいき計画 令和2年度～令和6年度				(次期)子ども若者・子育ていきいき計画 令和7年度～令和11年度				
子ども・若者計画									
次世代育成支援行動計画									
母子保健計画									
健康増進計画	健康増進計画 平成27年度～令和5年度 実施計画(後期)			健康増進計画 令和6年度～令和11年度					

第2章 国分寺市を取り巻く現状

第2章では、本計画で取り扱う国分寺市地域福祉計画・国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（以下「5計画」といいます。）についての現状を統計情報等から確認します。

第1節 地域福祉を取り巻く現状

(1) 地域福祉について

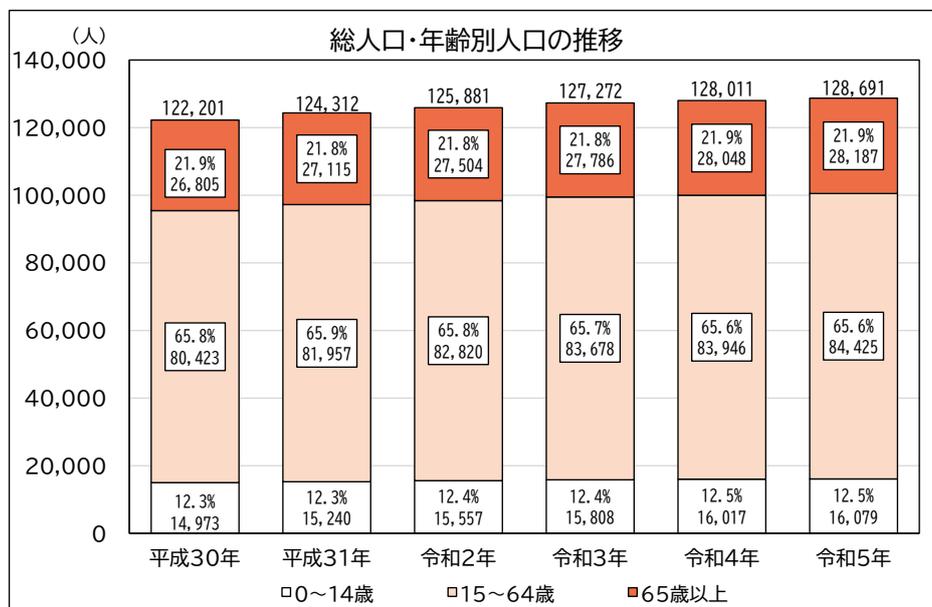
地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていこうとする考え方です。

(2) 統計で見る状況

① 住民基本台帳から見た直近の人口

住民基本台帳による市の直近の人口は、微増傾向で推移してきており、令和5(2023)年4月1日現在では外国人も含めた総人口は128,691人となっています。

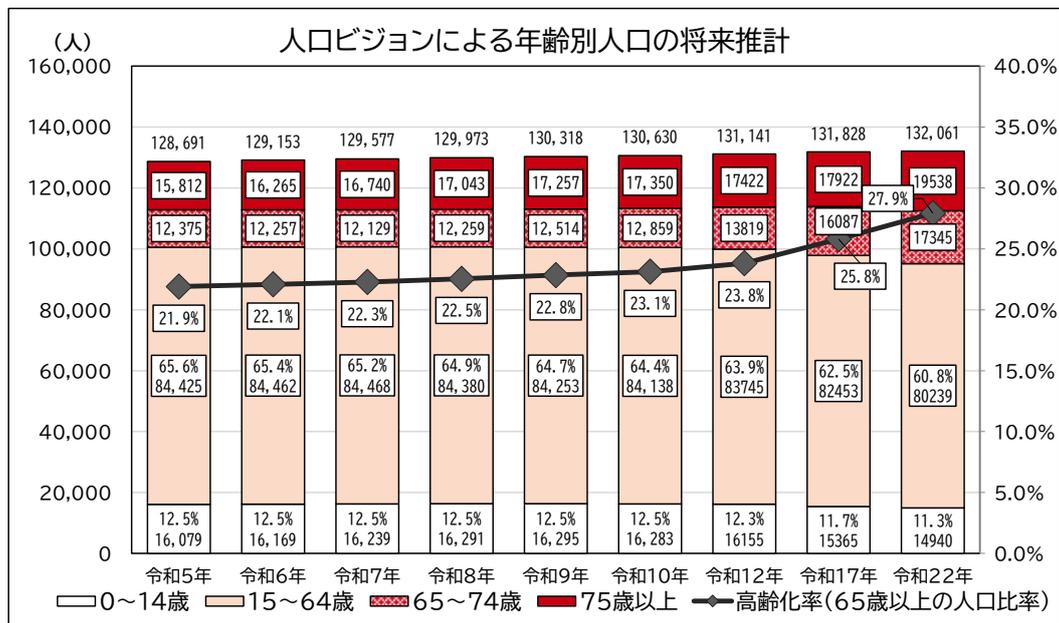
年齢別人口の推移を見ると、各年齢とも人口の割合がほぼ横ばいとなっています。また、65歳以上の老年人口の割合(高齢化率)は、令和5(2023)年時点で、21.9%となっています。



出所)市民生活部市民課(各年4月1日現在)

②人口ビジョンから見た人口の将来推計

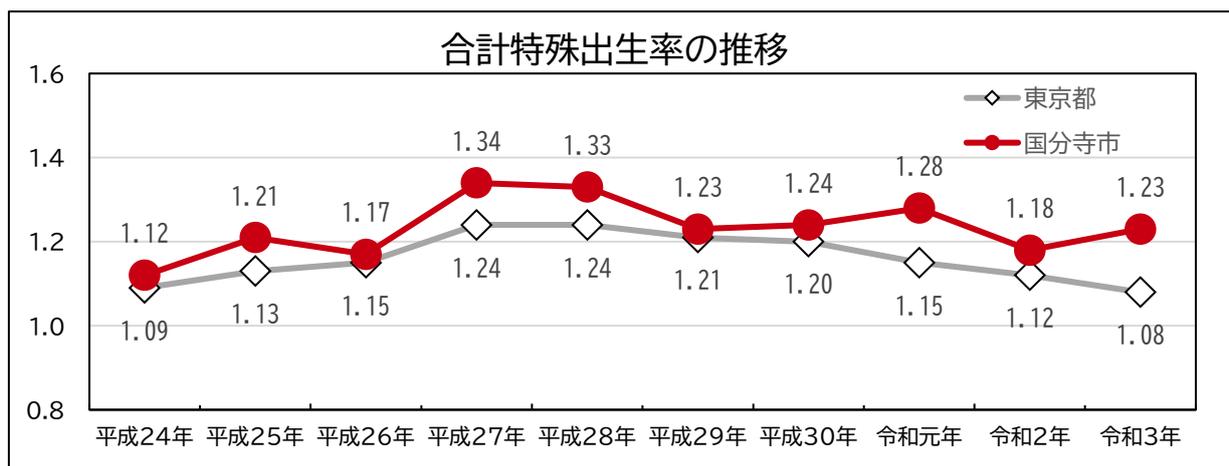
人口ビジョンによる年齢別人口の将来推計を見ると、今後、高齢化率は増加していき、令和22(2040)年には27.9%まで増加すると予測されます。また、15～64歳の生産年齢人口の割合は、今後は減少していくことが予測されます。また、75歳以上の後期高齢者数は、65～74歳の前期高齢者数を上回っており、今後も増加することが予測されます。



出所)人口ビジョン(第3版・各年4月1日現在)

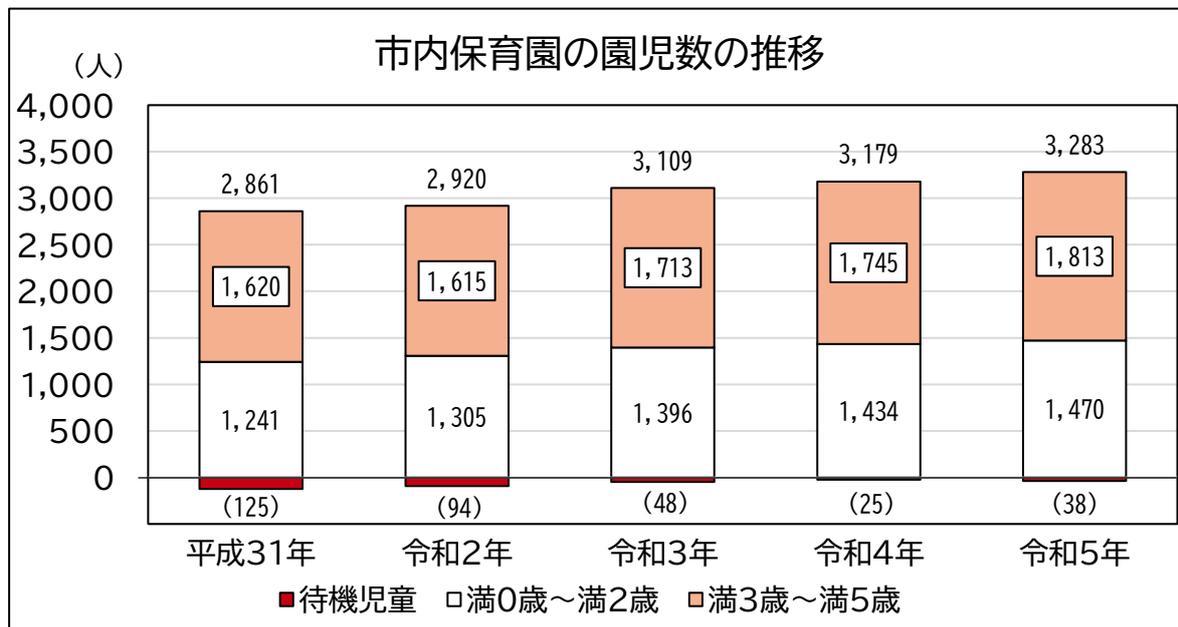
③子どもの状況

市の合計特殊出生率^{*}は、令和3(2021)年では、1.23となっており、人口置換水準(現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安)2.07を下回っています。一方、都は平成27(2015)年をピークに減少傾向となっており、令和3(2021)年には市より低い1.08となっています。



出所)東京都統計書(人口動態統計:(都)各年10月1日,(市)各翌年1月1日)

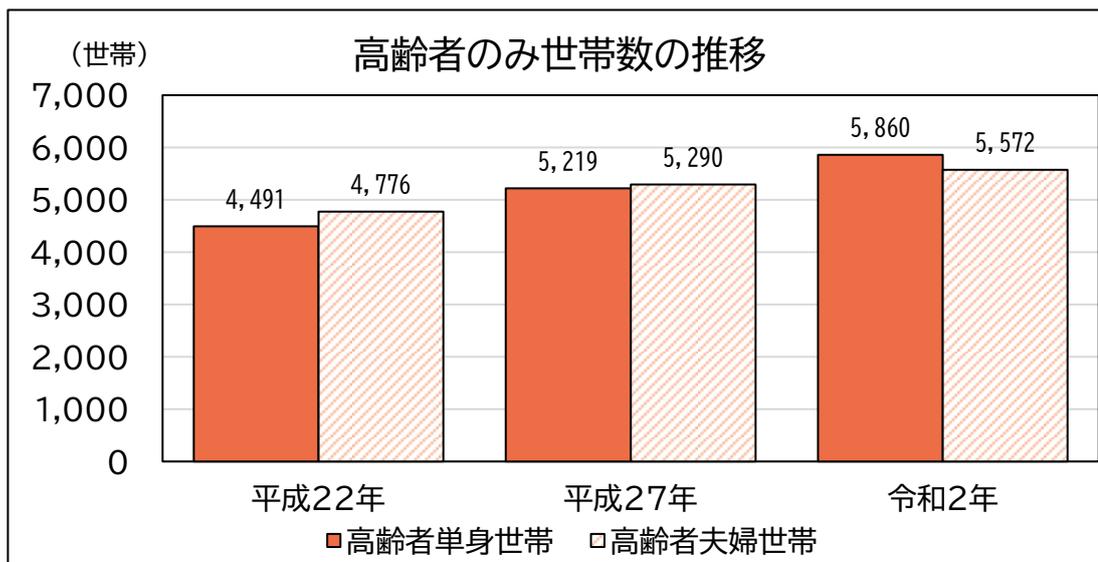
市内保育園の園児数は、平成31(2019)年と比較して、令和5(2023)年までの5年間におよそ15%増加して3,283人となっています。また、待機児童数は、平成31(2019)年の125人が、令和5(2023)年の38人まで減少しています。



出所)子ども家庭部保育幼稚園課(各年4月1日現在)

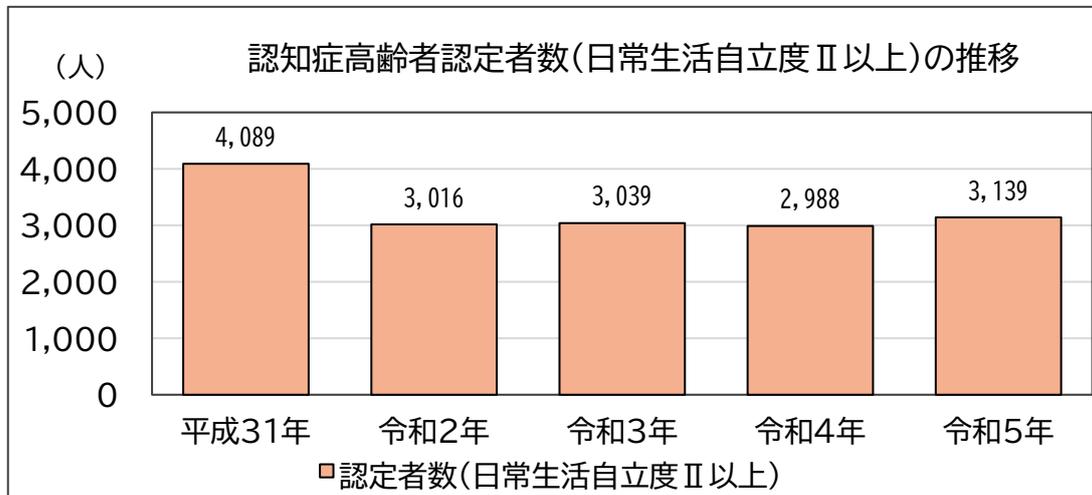
④高齢者の状況

高齢者のみの世帯については、高齢者単身世帯(65歳以上の単身世帯)は、平成22(2010)年と比較して、令和2(2020)年までの10年間におよそ30%増加して5,860世帯となり、高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は、同様におよそ17%増加して5,572世帯となっています。



出所)国勢調査

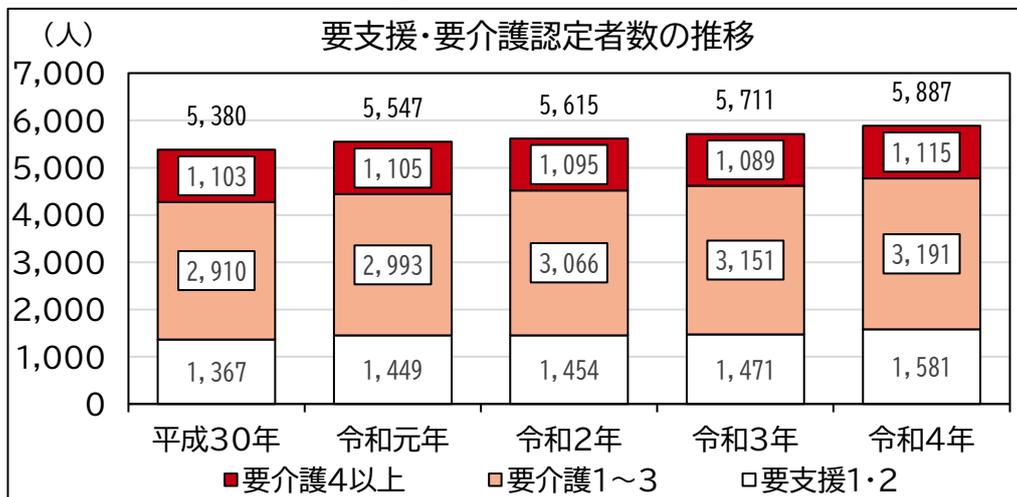
成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症*高齢者は、令和2(2020)年に一旦減少し、その後、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいとなっており、見守り又は支援が必要な認知症高齢者(日常生活自立度*Ⅱ以上の認知症高齢者)は令和5(2023)年4月末日の時点で3,139人となっています。



出所)福祉部高齢福祉課(各年4月末日現在)

要支援・要介護認定者*数は、徐々に増加しており、令和4(2022)年までの5年間には5,887人となっています。

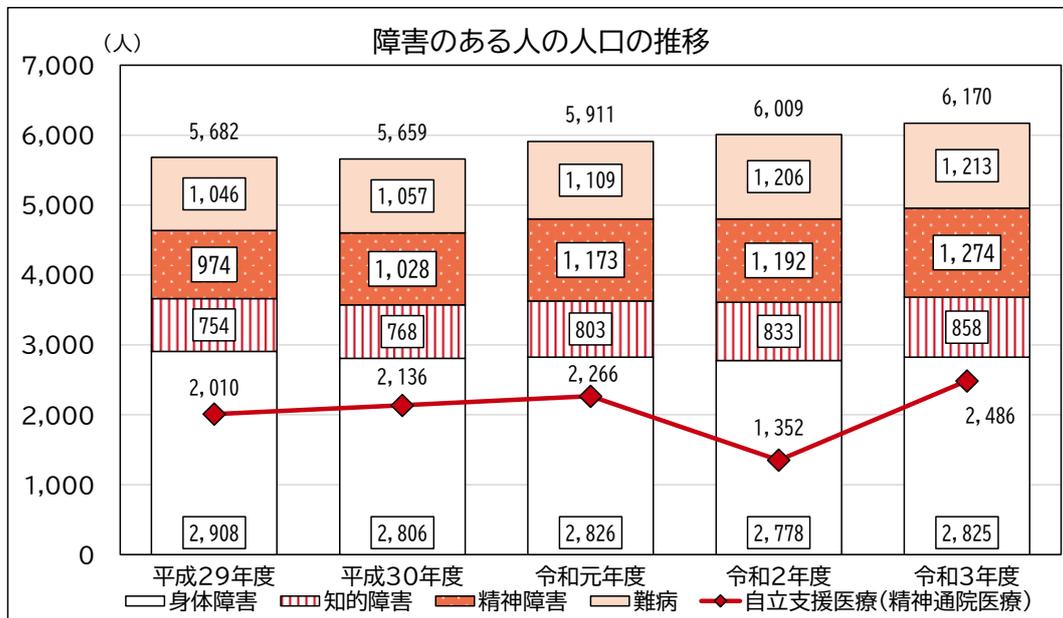
介護度別に見ると、どの要介護認定度も増加していますが、特に要支援1・2の軽度認定者の増加が多く、平成30(2018)年と比較して、令和4(2022)年におよそ15%増加しています。



出所)介護保険事業状況報告(各年10月1日現在)

⑤障害者の状況

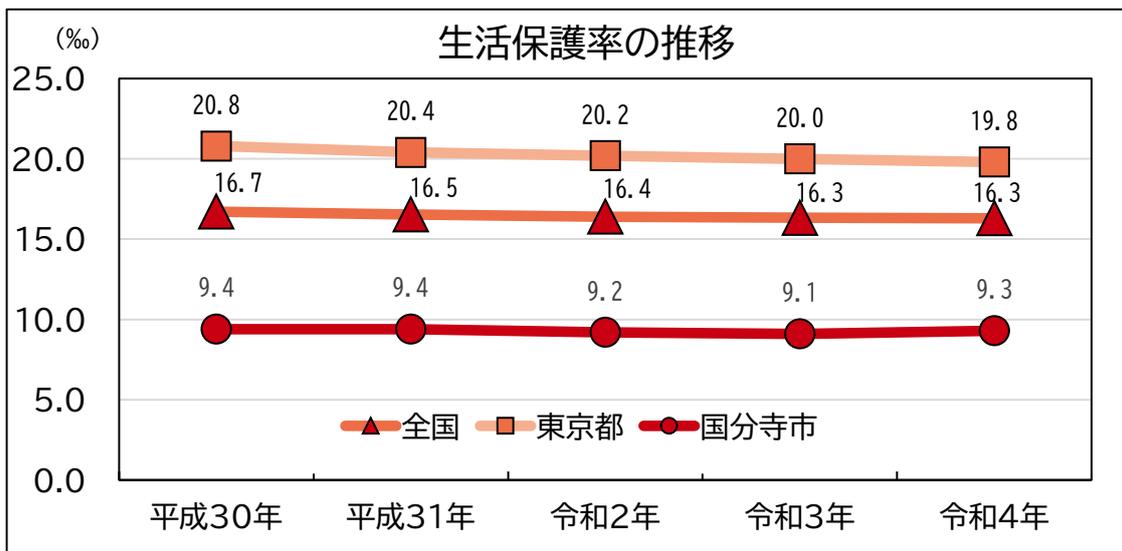
知的障害※、精神障害※、難病※のある人は、平成29(2017)年度と比較して、令和3(2021)年度までの5年間にそれぞれ、14%、31%、16%増加しています。自立支援医療(精神通院医療)受給者も増加傾向で推移しています。身体障害※のある人は、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。



出所)東京都福祉局「福祉・衛生行政統計年報」(難病),
福祉部障害福祉課(その他)

⑥生活保護の状況

生活保護率は、全国や都と比べると低い水準を維持しており、ほぼ横ばいとなっています。

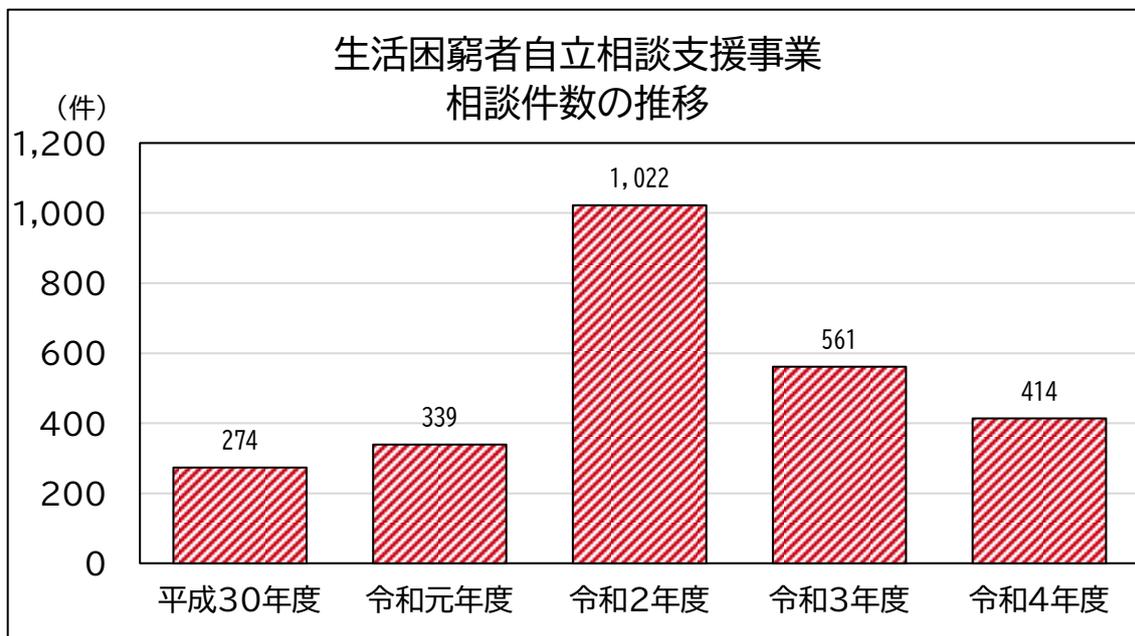


出所)被保護者調査(国), 福祉・衛生行政統計(東京都), 福祉部生活福祉課
(国・都は1月末日現在, 市は各年4月1日現在)

※ % (パーセント) とは1000分の1を1とする単位

⑦生活困窮者自立支援事業のうち自立相談支援事業の新規相談件数

生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2(2020)年に大きく増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大への対策により、社会活動が徐々に回復するとともに減少し、令和4(2022)年には414件となっています。



出所)福祉部生活福祉課

⑧市民活動の状況

自治会の加入世帯数は増加傾向にありますが、加入率はわずかに減少しており、令和4(2022)年には36.4%となっています。

自治会加入状況

	世帯数(件)	加入世帯数(件)	加入率(%)
平成30年	59,253	22,478	37.9%
平成31年	60,717	22,254	36.7%
令和2年	61,727	22,784	36.9%
令和3年	62,747	23,151	36.9%
令和4年	63,248	22,996	36.4%

出所)市民生活部協働コミュニティ課(各年4月現在)

高齢者の見守りや交流等を行うここねっとサポーター※数は、増加傾向となっており、令和4(2022)年度で、290人となっています。

ボランティア活動センターこくぶんじ※の登録団体数は、平成30(2018)年度の101団体に対し、令和4(2022)年度には98団体となっており、ほぼ横ばいとなっています。

市民活動センターの利用登録団体数は、令和元(2019)年と比較して、令和5(2023)年は減少しています。

ボランティア登録者の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ここねっと サポーター登録者数	77	116	148	263	290
ボランティア活動 センターこくぶんじ 登録団体	101	104	101	95	98

出所)社会福祉協議会

市民活動センター利用登録団体

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録団体	135	123	107	99	91

出所)市民生活部協働コミュニティ課(各年5月31日現在)

第2節 重層的支援体制整備事業を取り巻く現状

社会福祉法第106条の3では、すべての市区町村に対して、地域住民等及び支援関係者間による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されています。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市区町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

近年は、社会状況の変化により、ひきこもりや8050問題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、福祉分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

重層的支援体制整備事業は、このような複雑化・複合化してきた住民の生活課題に対応していくことを目指し実施するものです。

また、これまで個人情報等の壁により支援が困難だった事案も、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議を開催することにより、関係者間で情報共有を図り、早期発見・早期支援を目指します。

本市では、令和3(2021)年の改正社会福祉法を踏まえ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

<重層的支援体制整備事業の概要>

社会福祉法が定める重層的支援体制整備事業について以下に記載します。

①包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第一号)

相談者の属性や世代相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携、つなぎを行います。以下に掲げる事業を位置付け、一体的に実施します。複雑化・複合化した相談は多機関協働事業につなぎます。

②地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第三号)

分野ごとに、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

③多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第二号, 第四号～第六号)

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等の取組を行います。

新たな機能である参加支援事業, アウトリーチ※等を通じた継続的支援事業, 多機関協働事業については, 所管課を地域共生推進課とし国分寺市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」といいます。)に委託し実施します。

④重層的支援会議

多機関協働事業の中で実施される重層的支援会議は, 本人同意が得られた事案に関して多機関協働事業者が主催し, 案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。関係機関と協議を行い支援プランを検討するとともに, 社会資源を開発するなどの役割を果たします。

⑤支援会議(社会福祉法第106条の6)

本人同意が得られなかった事案に関しては, 会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議を市が開催します。関係者間で情報共有を図り, 早期発見・早期支援を行います。支援会議を通じて地域における見守りの体制を整備し, 庁内での支援体制の強化を目指します。

⑥重層的支援体制整備事業の実施方法について

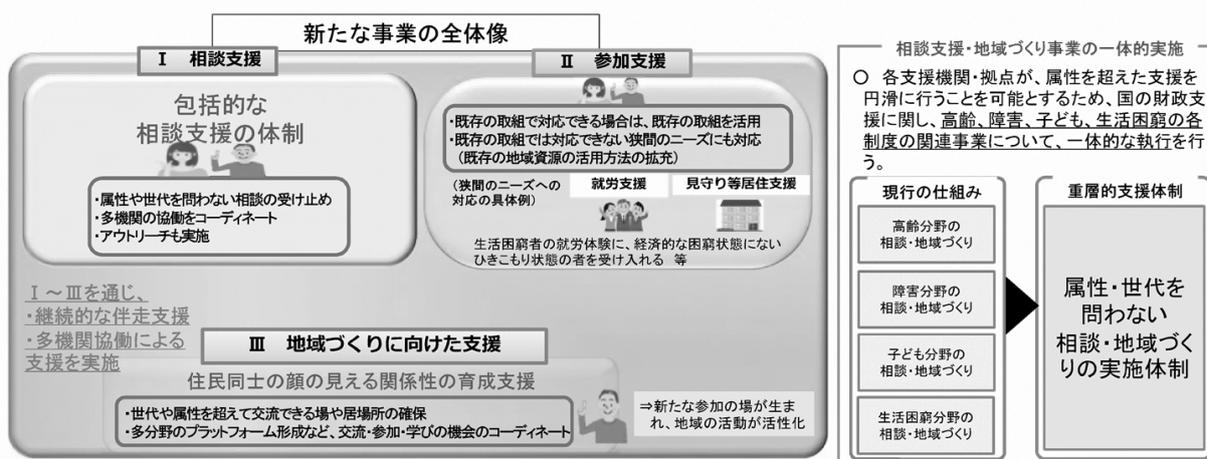
重層的支援体制整備事業の実施は, 本実施計画によるほか, 別途作成するマニュアル等に基づき効果的に実施します。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



出所)厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について」

第3節 権利擁護[※]の推進を取り巻く現状

認知症, 知的障害, 精神障害などの理由で, 財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結, 履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また, 自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい, 悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このような状況から, 判断能力が不十分な方を守り, 尊厳を保ちながら生活できるようにすることが権利擁護です。

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は権利擁護の一つの制度で, ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し, ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行うものです。

成年後見制度は, 現在, そのニーズに対して十分に利用が進んでいません。また, 社会全体の少子高齢化は今後も続き, 世帯主が65歳以上のひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯の合計の割合は, 平成27(2015)年に一般世帯の約2割ほどでしたが, 令和22(2040)年には約3割となる見込みです。認知症のひとり暮らしの人も今後増えていくことが予測されています。さらに, 団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年には, 認知症高齢者が増大することが予想されます。

また, このような高齢化の進行に伴い, 障害のある人の高齢化, 重度化や, 障害者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要になり, 成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが多様化及び高まる見込みです。

本市では, 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ, 成年後見制度の理念であるノーマライゼーション[※], 自己決定の尊重, 現有能力の活用, 身上保護の重視を根本に据えながら, 市の責務として, 制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいます。

<成年後見制度の概要>

①成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。
又は、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。
(そのような方々を成年後見人等が支援します。)

②制度の種類(成年後見人の決め方)

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

1 任意後見制度 (将来の不安に備える制度)

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

2 法定後見制度 (既に判断能力が不十分な方に対する制度)

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つの種類(類型)が用意されています。

【法定後見制度の3つの種類(類型)】

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為※1	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為※3	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入などは含まれません)。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

③成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家(専門職)などがなります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人(市民後見人[※])や、後見をしてくれる団体(法人後見[※])などがなることもあります。

1 家族や親せき

2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人[※]などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

①-③ 出所)：厚生労働省「成年後見はやわかり」

④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする人が利用しやすくするために、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

1 市長申立ての実施

市長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない人または身寄りに頼れない人への適切な支援を実施することとされています。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

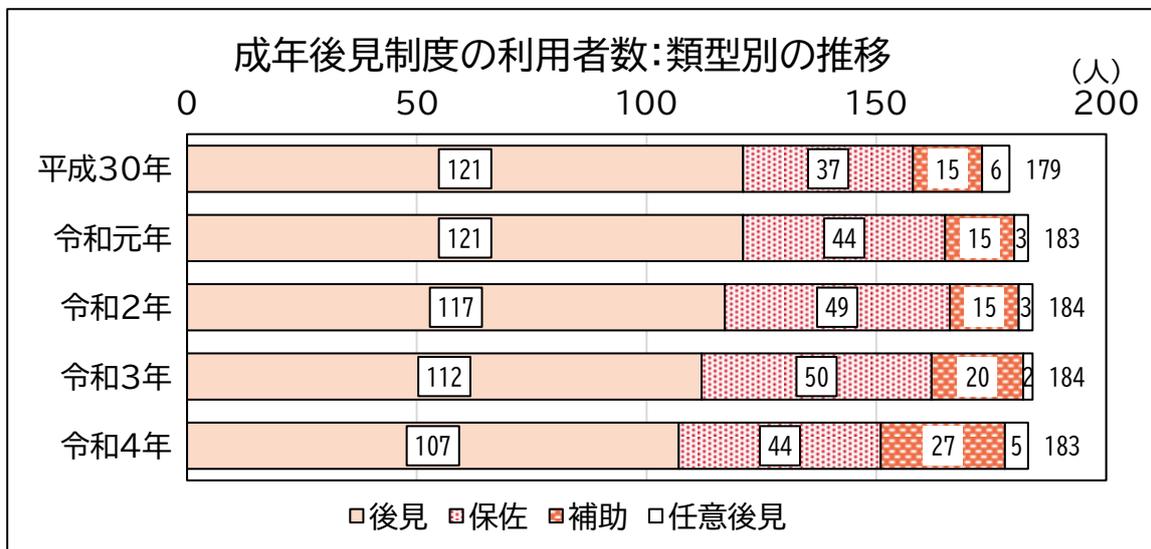
成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障害のある人に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

出所)厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進計画の策定について」

(2)統計で見る状況

①成年後見制度の利用者数

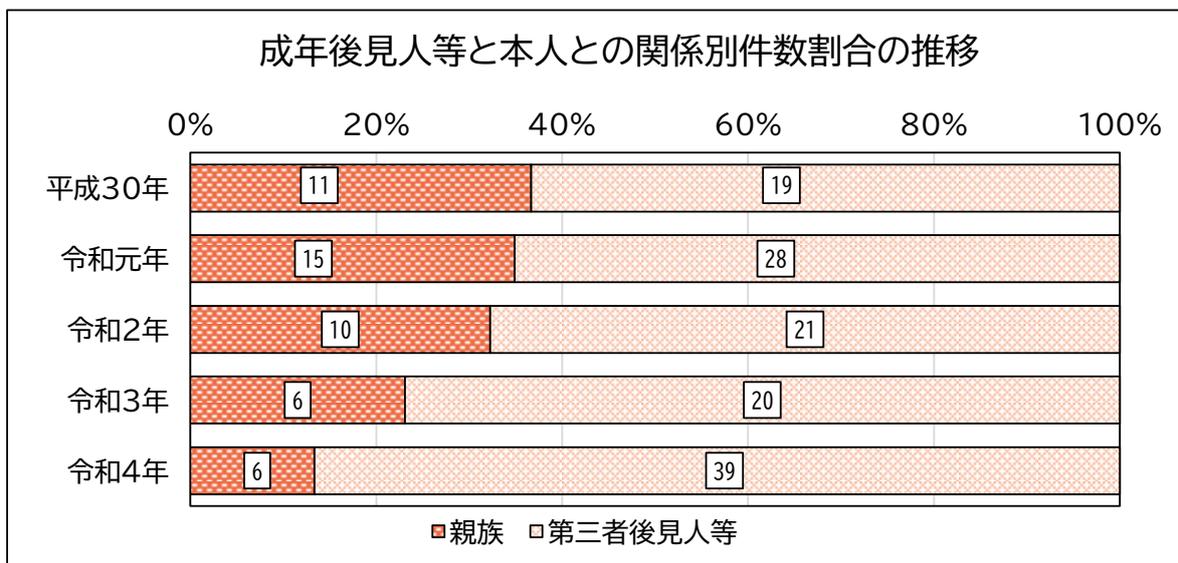
本市に住民票がある方の成年後見制度の利用者数は、ほぼ横ばいに推移しており、令和4(2022)年12月末日時点で183人となっています。平成30(2018)年と比較して、保佐類型、補助類型での利用の割合が増加しています。任意後見については、横ばいとなっています。



出所)健康部地域共生推進課(都より統計提供)

②成年後見人等と本人との関係

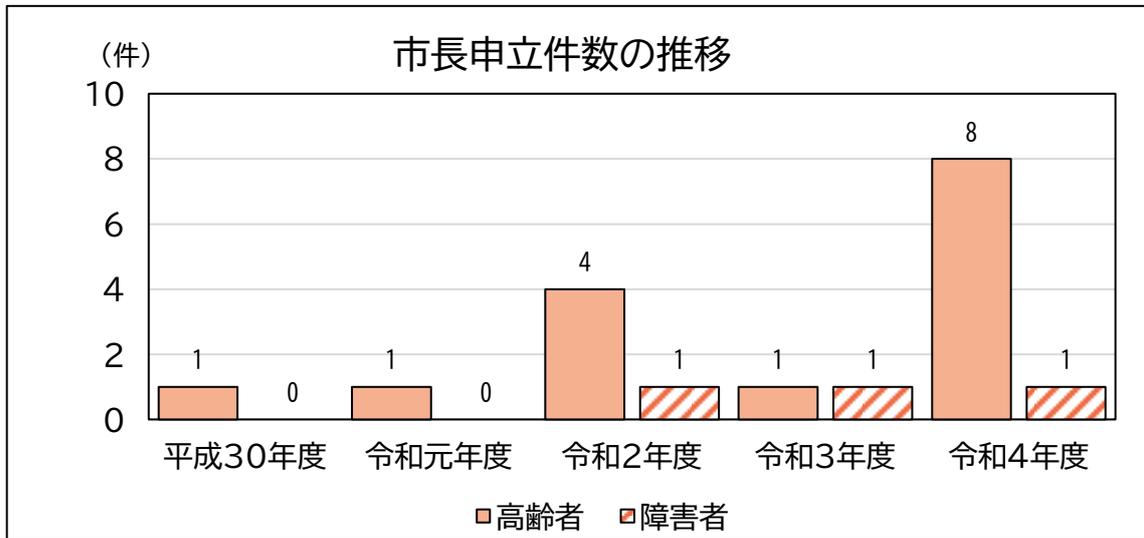
成年後見人等と本人との関係は、親族の割合が減少しています。



出所)健康部地域共生推進課(都より統計提供)

③成年後見市長申立件数

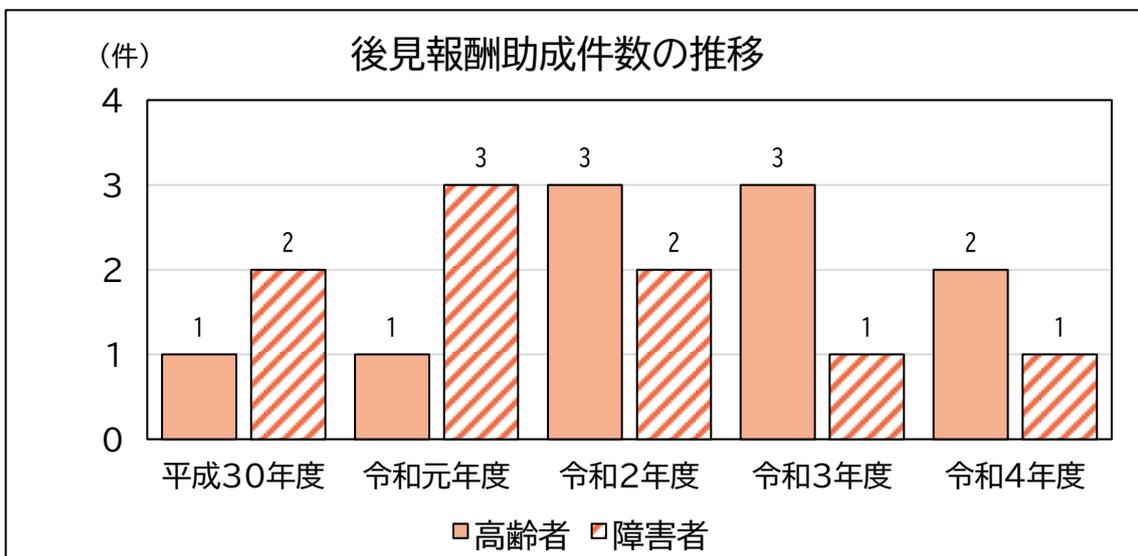
市長申立てによる成年後見申立件数は、令和4(2022)年度で高齢者8件、障害者1件となっています。



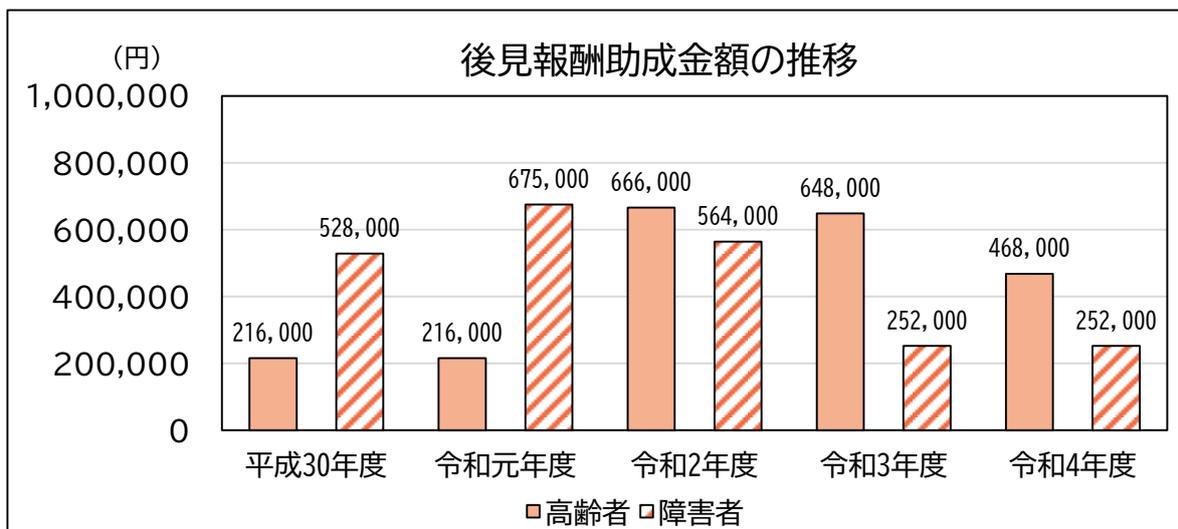
出所)福祉部障害福祉課, 高齢福祉課

④後見報酬助成件数・金額

後見報酬助成件数は、令和4(2022)年度で高齢者2件、障害者1件となっており、報酬助成金額は高齢者で468,000円、障害者で252,000円となっています。



出所)福祉部障害福祉課, 高齢福祉課

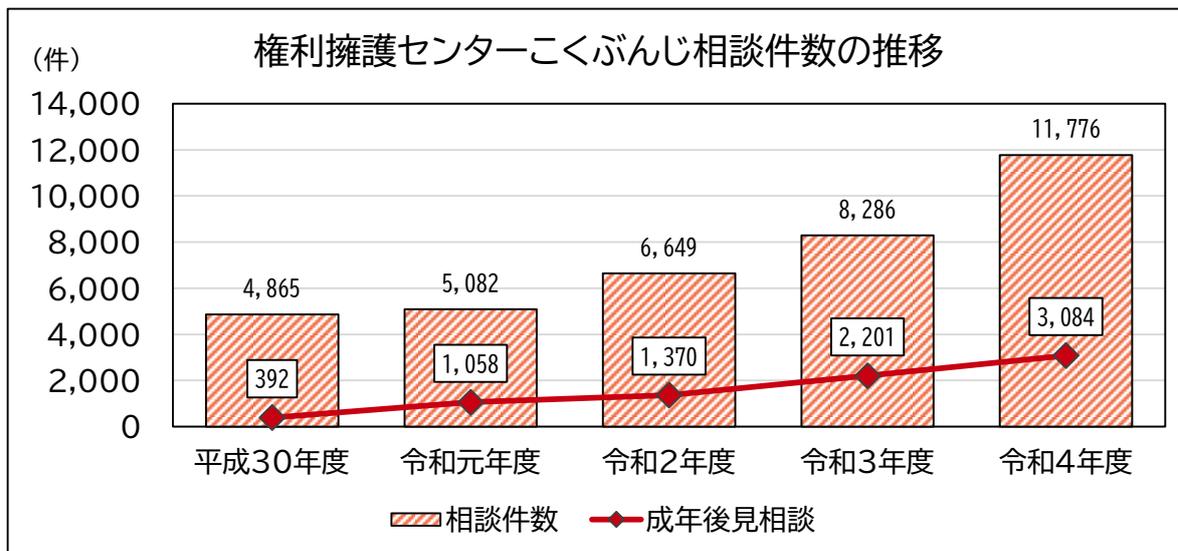


出所)福祉部障害福祉課, 高齢福祉課

⑤権利擁護センターこくぶんじ※の事業

・権利擁護センターに寄せられる相談件数

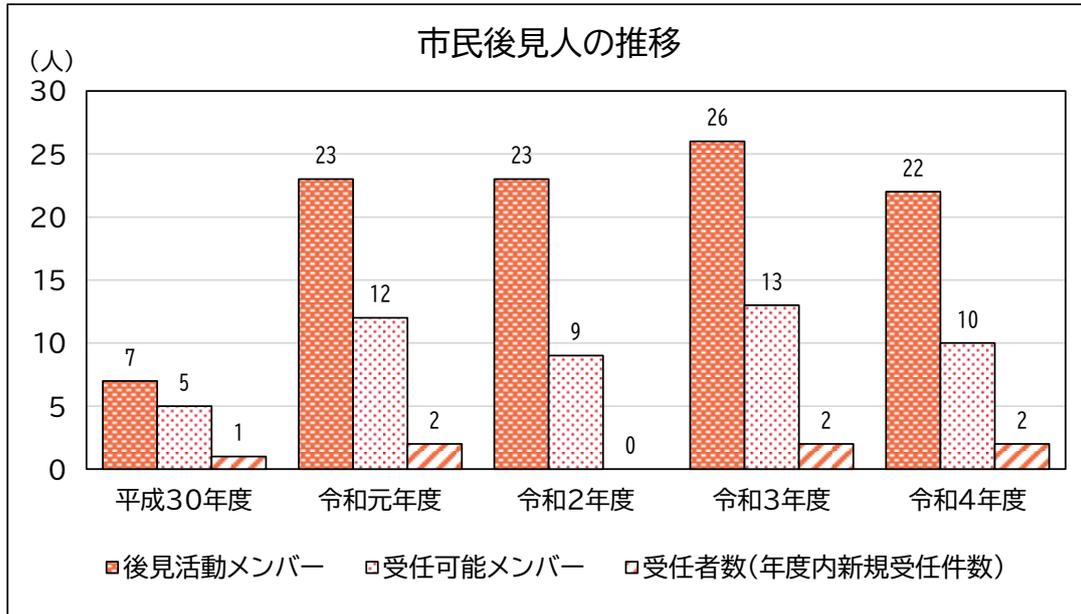
権利擁護センターに寄せられる相談件数は増加しており, 成年後見制度に関する相談も増加傾向にあります。



出所)権利擁護センターこくぶんじ

・市民後見人

後見活動メンバー、受任可能メンバー、(市民後見人)受任者数は、令和元(2019)年度以降横ばいとなっています。

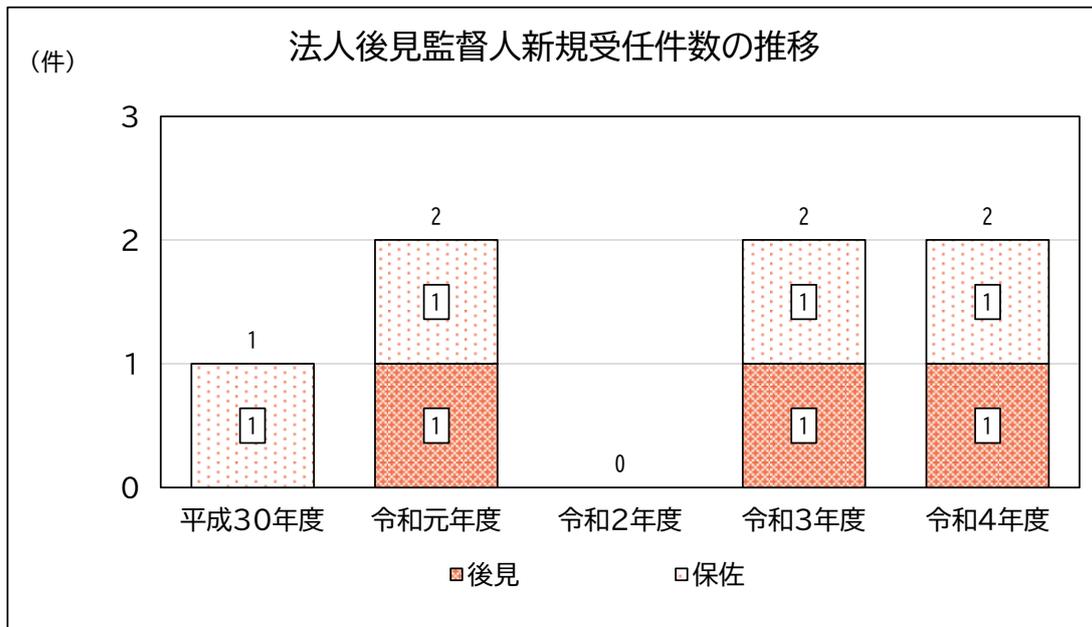


※ 後見活動メンバーは、市民後見人養成講座(平成 30 年から隔年で実施。)を受講して要件を満たし、後見受任を含む地域活動に熱意を持ち名簿登録している方です。受任可能メンバーは市民後見人を受任可能な方です(共に累計)。受任者数は、市民後見人を年度内に新規に受任した方です。

出所)権利擁護センターこくぶんじ

・法人後見監督人*新規受任件数

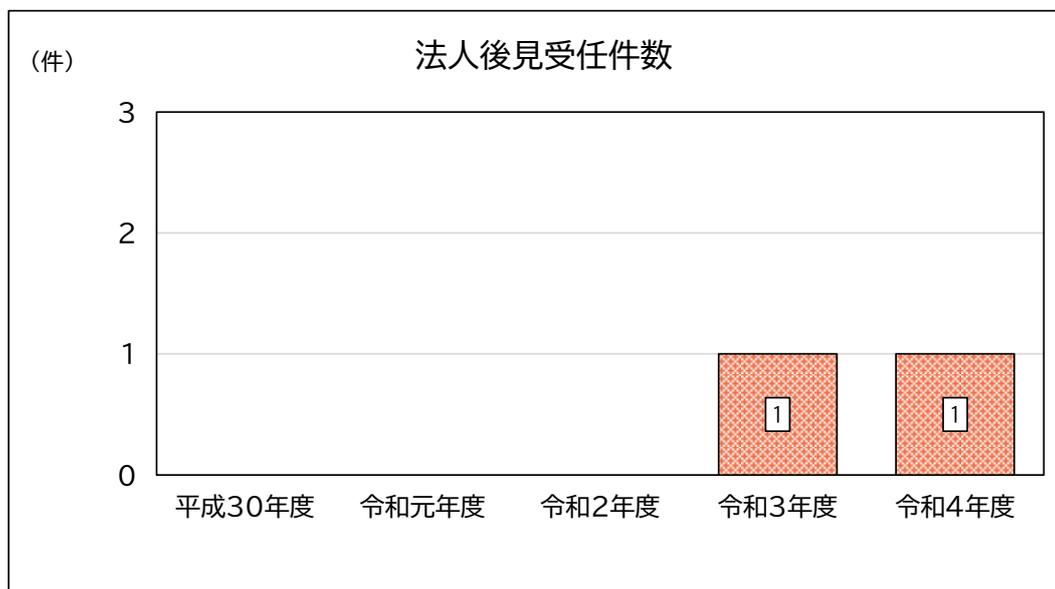
法人後見監督人新規受任件数は、令和2(2020)年度を除くと、横ばいに推移しています。



出所)権利擁護センターこくぶんじ

・法人後見受任件数

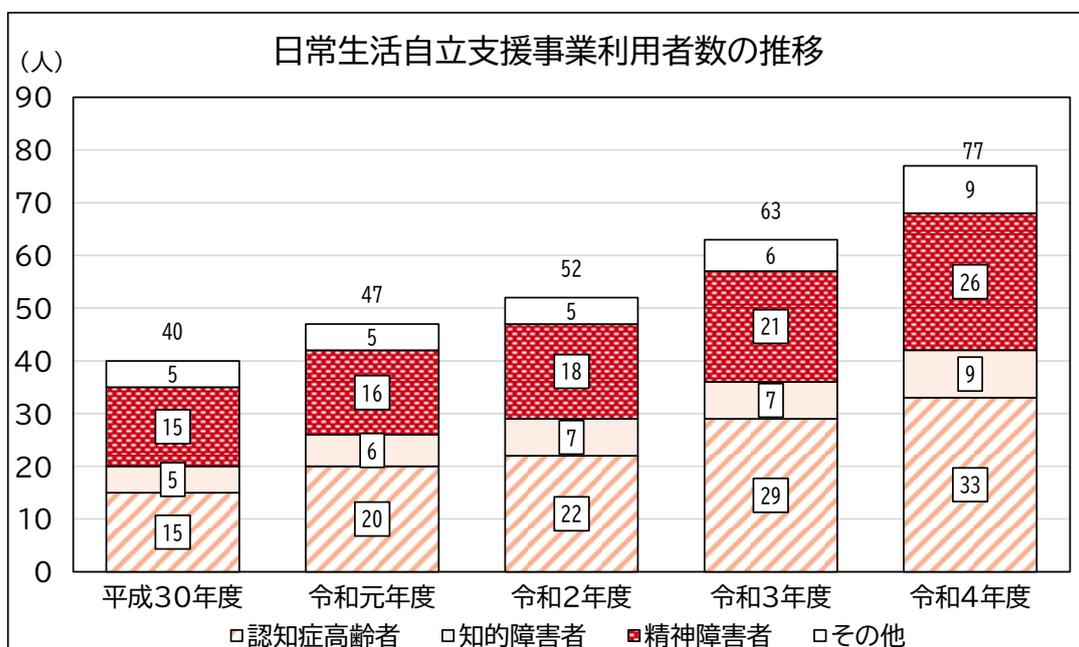
支援困難な事案への対応を図るため、令和3(2021)年度から法人後見を開始し、その受任の件数は、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度でそれぞれ1件となっています。



出所)権利擁護センターこくぶんじ

・日常生活自立支援事業*契約者数

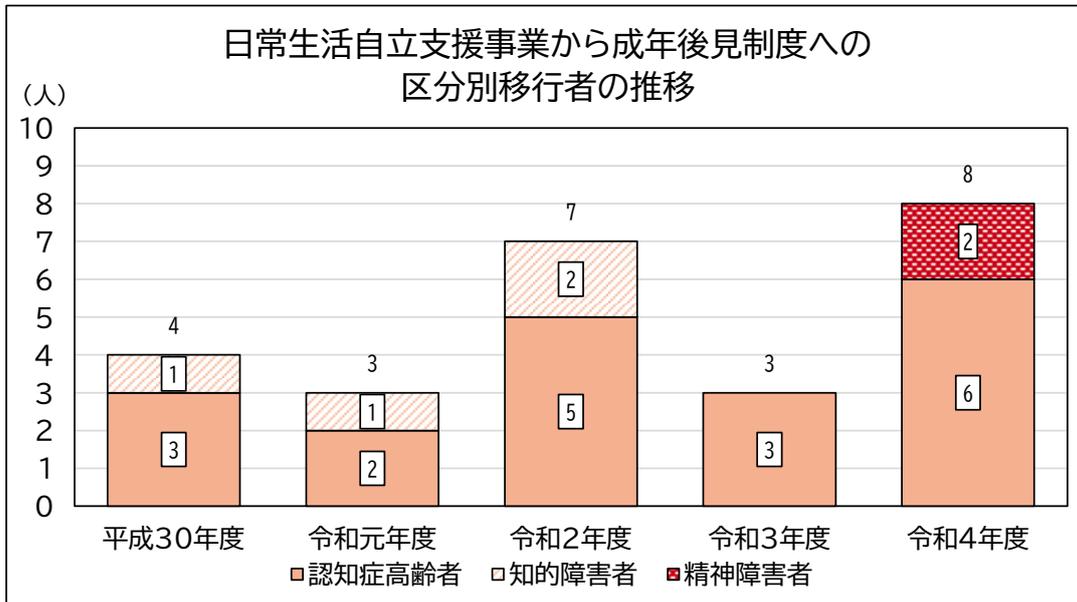
日常生活自立支援事業契約者数は増加傾向で推移しており、令和4(2022)年度は77人となっています。



出所)権利擁護センターこくぶんじ

・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行者数

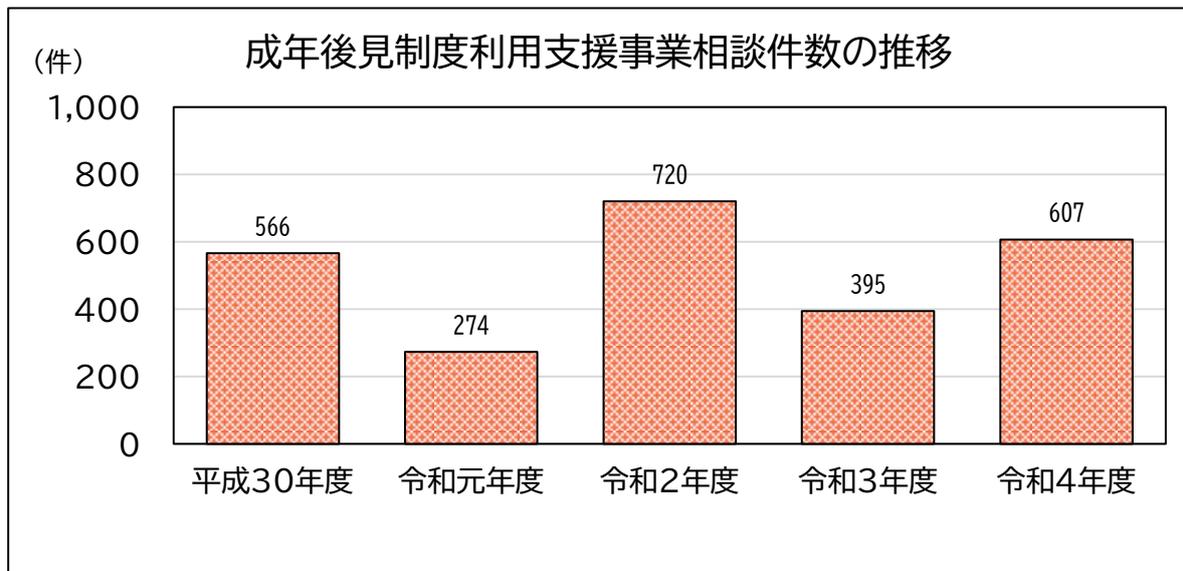
日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行者数は、増減を繰り返しながら増加傾向となっています。



出所)権利擁護センターこくぶんじ

⑥地域包括支援センターに寄せられる相談件数

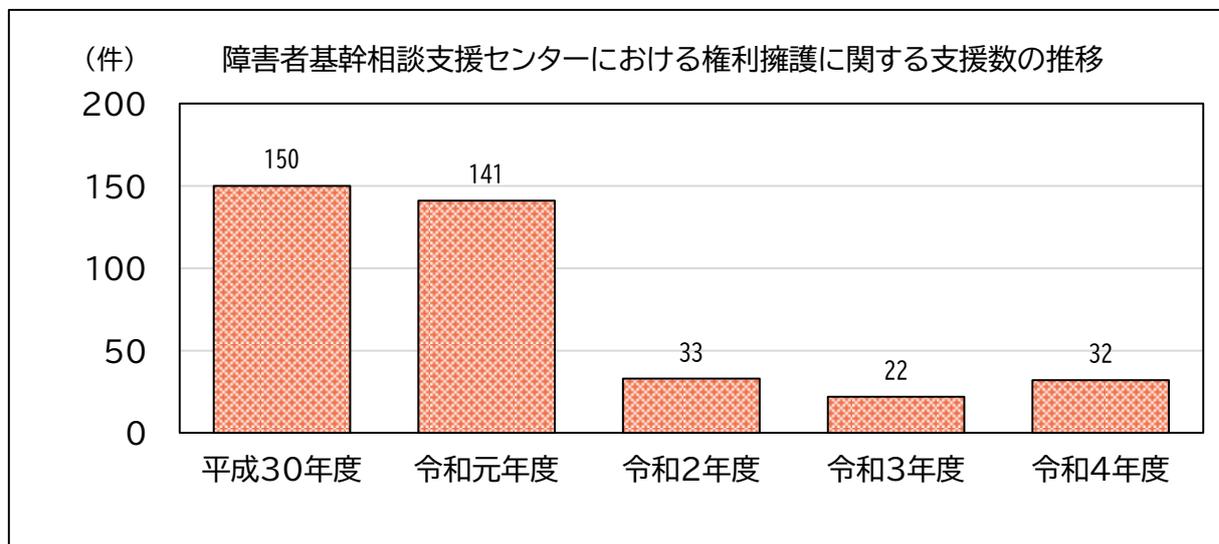
地域包括支援センターで高齢者成年後見制度利用者支援事業として行っている成年後見制度利用の相談支援件数は、増減を繰り返しています。



出所)福祉部高齢福祉課

⑦障害者基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する支援数

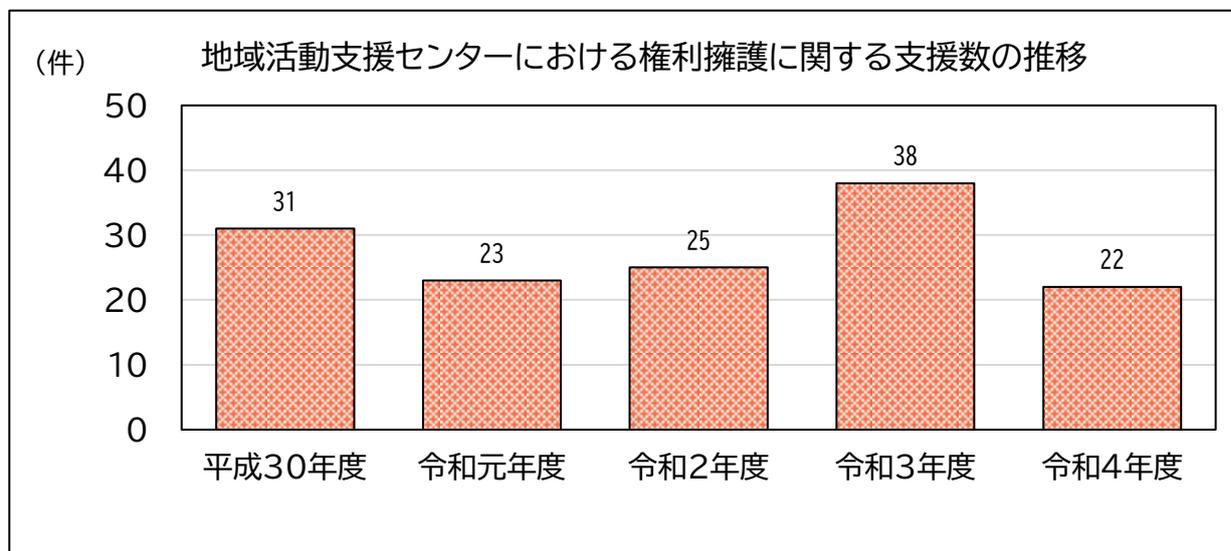
障害者基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する支援は、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて大きく減少しました。しかし、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度はほぼ横ばいとなっています。



出所)福祉部障害福祉課

⑧地域活動支援センターにおける権利擁護に関する支援数

地域活動支援センターにおける権利擁護に関する支援は、増減を繰り返し、令和4(2022)年度では22件となっています。



出所)福祉部障害福祉課

第4節 自殺対策を取り巻く現状

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。このような基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が求められています。

(1)自殺対策について

我が国の年間自殺者数は、平成10(1998)年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。平成18(2006)年10月に自殺対策基本法が施行され、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成22(2010)年以降7年連続して減少し、平成27(2015)年には平成10(1998)年の急増前以来の水準となりました。

しかし、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率^{*}は主要先進7か国の中で最も高く、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。また、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれており、非常事態はいまだ続いていると言わざるをえません。

世界保健機関(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

自殺対策は、自殺を防ぐことだけを目的とするのではなく、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとされています。

そのためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そうした「生きることの包括的な支援」を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

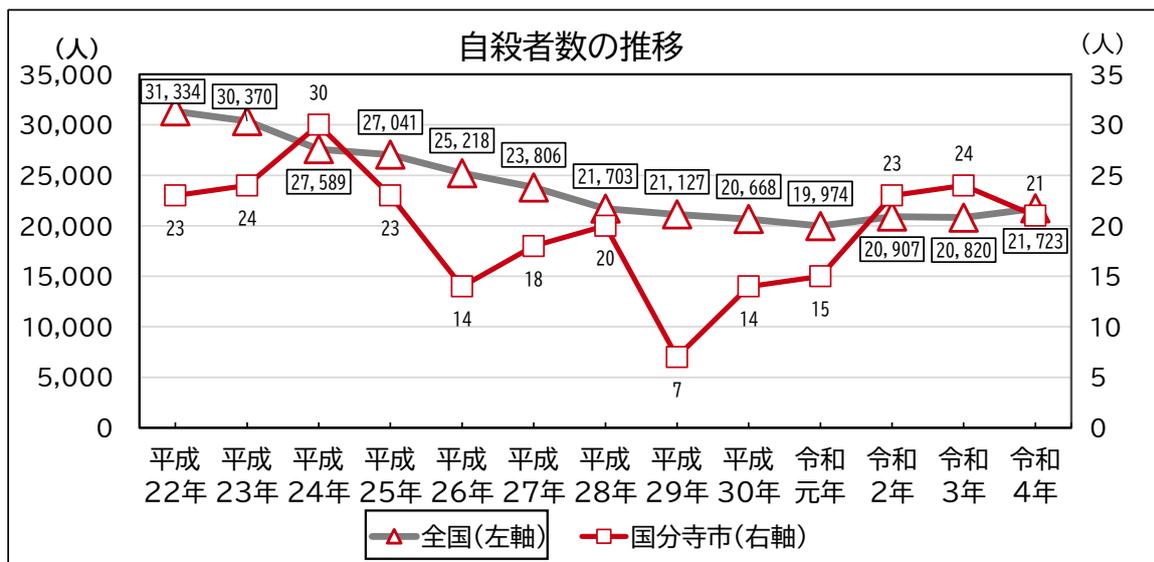
本市では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、だれも自殺に追い込まれることのない自殺者ゼロの国分寺市を目指し、地域レベルの実践的な取組を推進しています。

(2)統計で見る状況

①自殺者数、自殺死亡率の推移

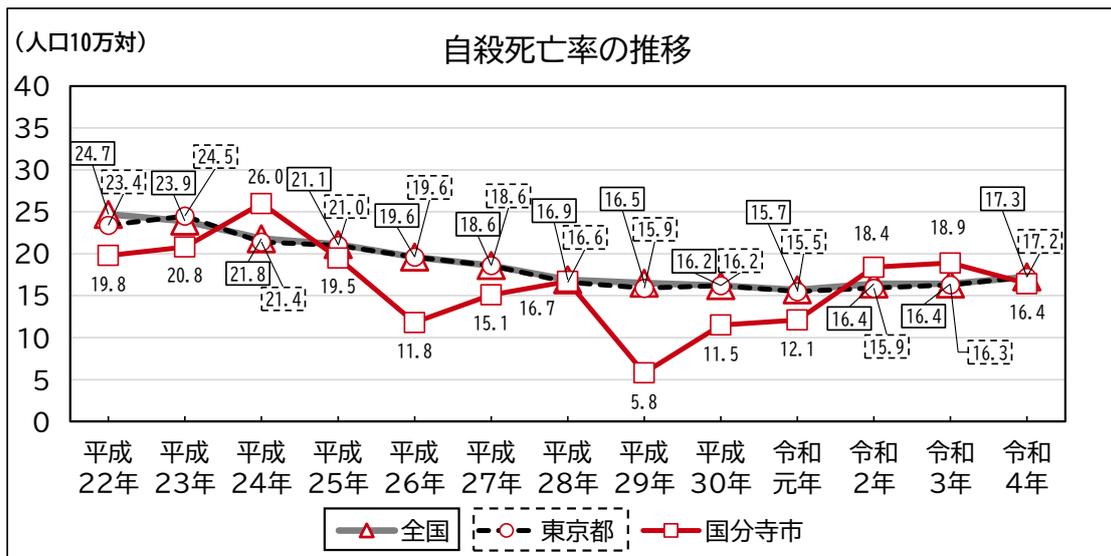
全国における自殺者数は、この平成22(2010)年から令和元(2019)年までの10年間では減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2(2020)年から増加にあります。

本市の自殺者数も、令和元(2019)年まで増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、令和2(2020)年から増加しています。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

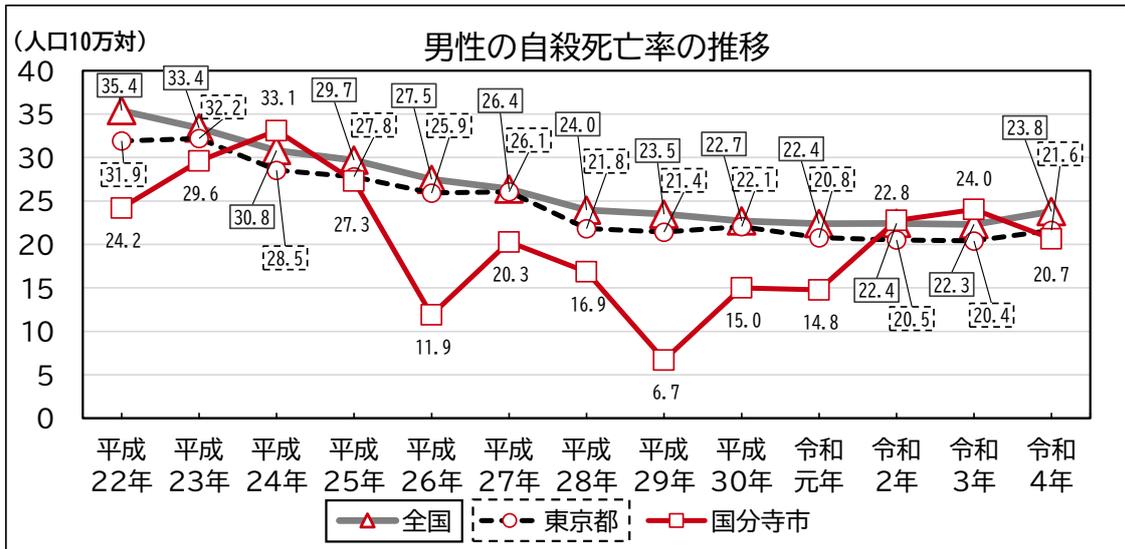
人口10万人当たりの自殺死亡率については、本市は、令和元(2019)年まで全国や東京都と比較しておおむね低く推移していましたが、令和2(2020)年、3(2021)年は、全国や東京都を上回っています。



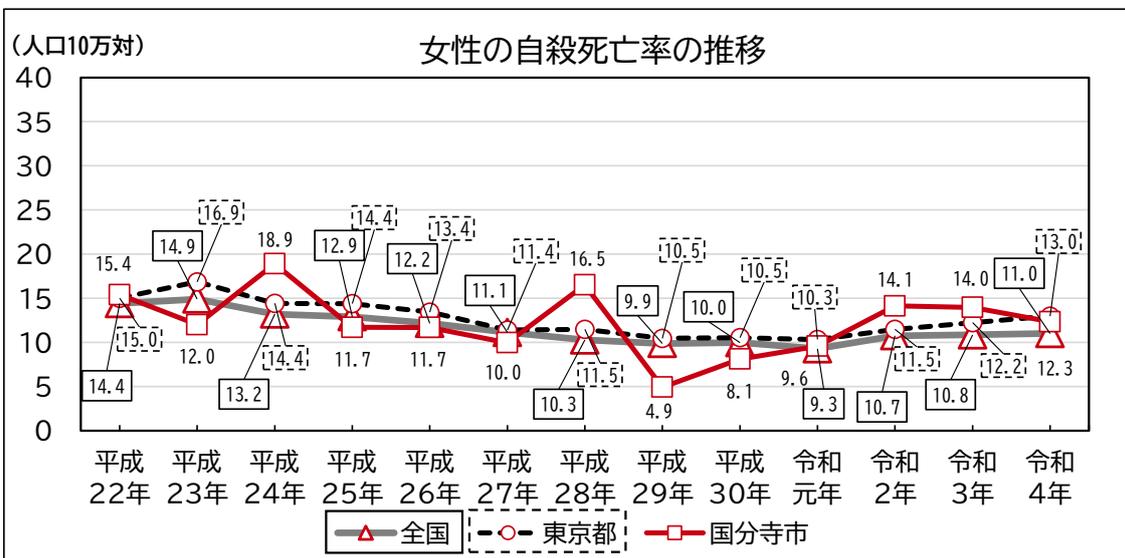
出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男性の自殺死亡率については、全国と東京都は令和2(2020)年、3(2021)年に変化がなく、令和4(2022)年に増加しています。これに対し、本市は令和元(2019)年まで全国や東京都と比較しておおむね低く推移し、令和2(2020)年以降に増加し全国や東京都と同等となっています。

女性の自殺死亡率については、全国と東京都は令和2(2020)年以降に増加しています。これに対し、本市は令和元(2019)年まではおおむね全国や東京都と同等で推移し、令和2(2020)年以降に増加して全国や東京都を上回っています。

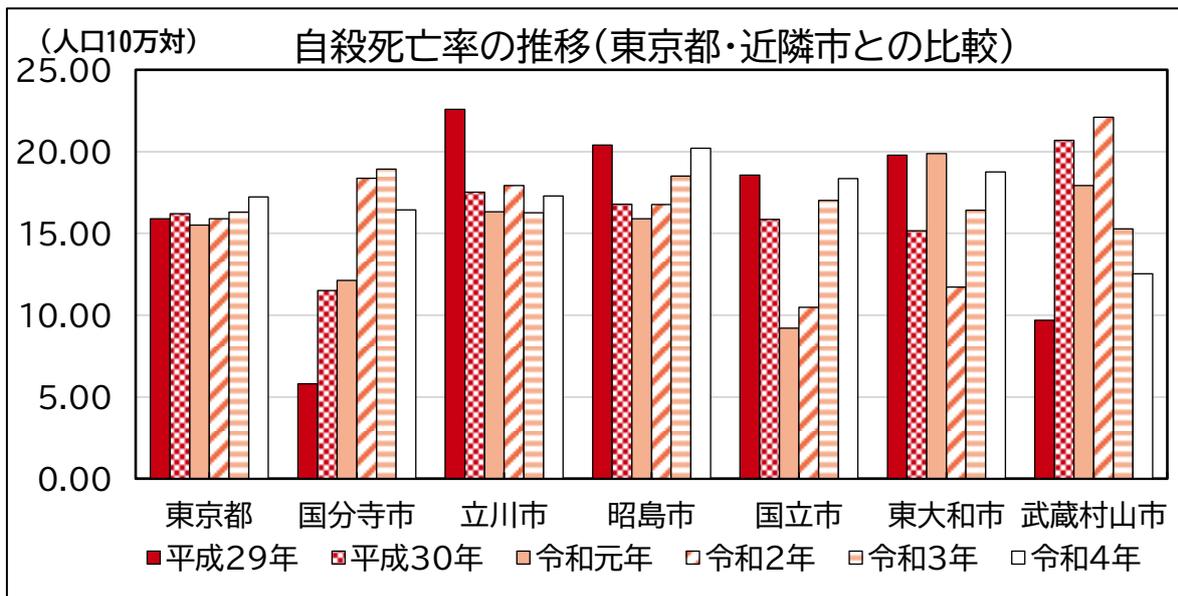


出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の自殺率は、令和元(2019)年までは東京都や多摩立川保健所管内6都市で比べるとおおむね低い水準でしたが、令和2(2020)年以降は同程度か、やや高い水準で推移しています。

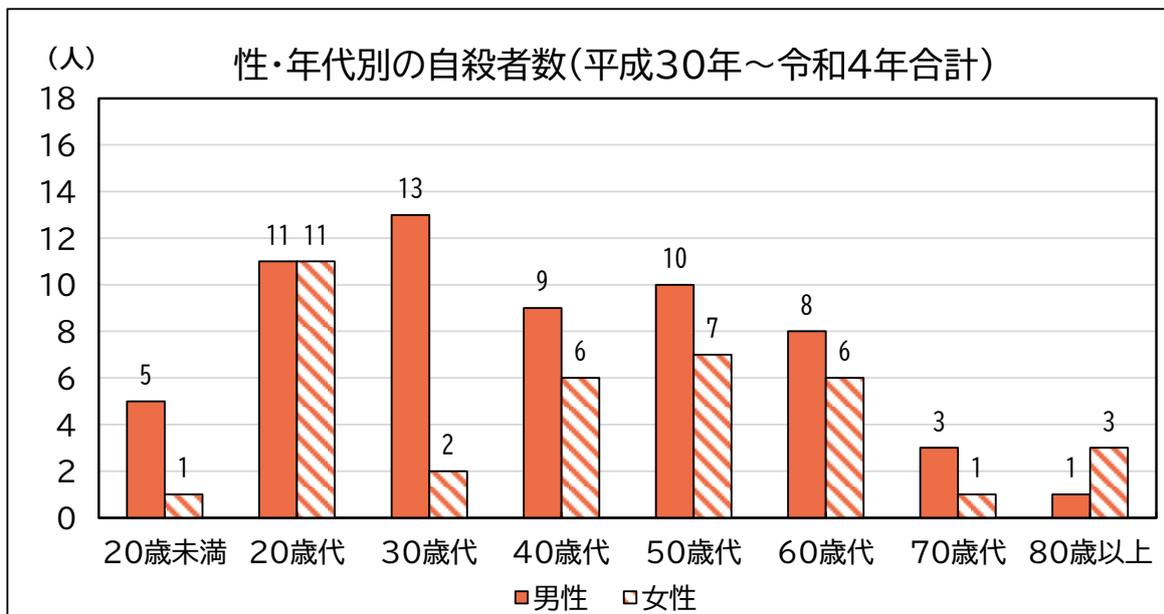


出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

②性・年代別の自殺者数

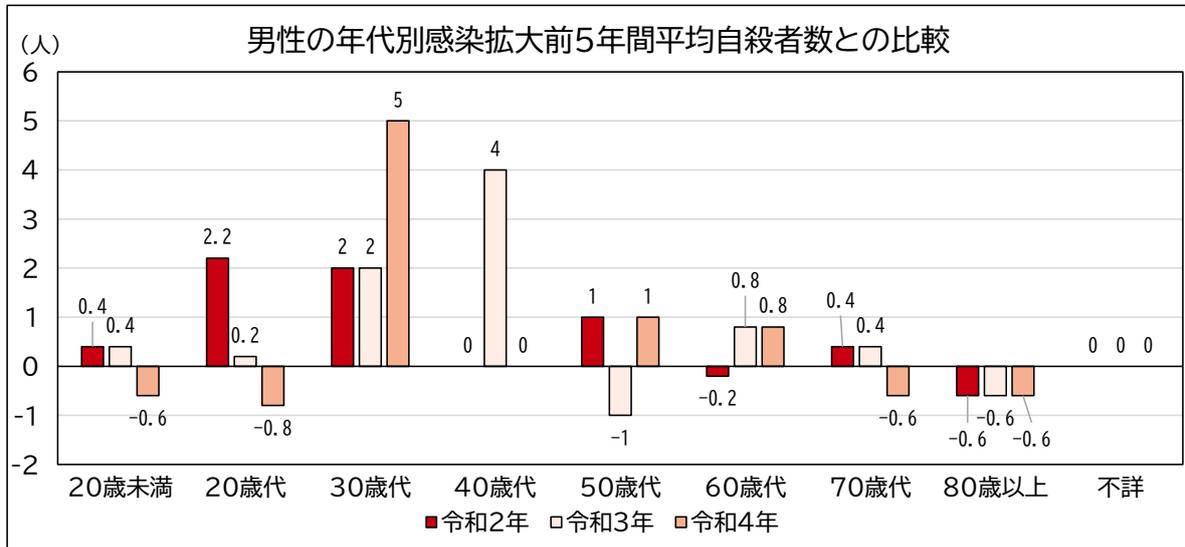
本市の過去5年間(平成30(2018)年～令和4(2022)年)の男女別、年代別自殺者数は、男性は30歳代が最も多く、次いで20歳代、50歳代となっています。

女性は20歳代が最も多く、次いで50歳代、40歳代となっています。

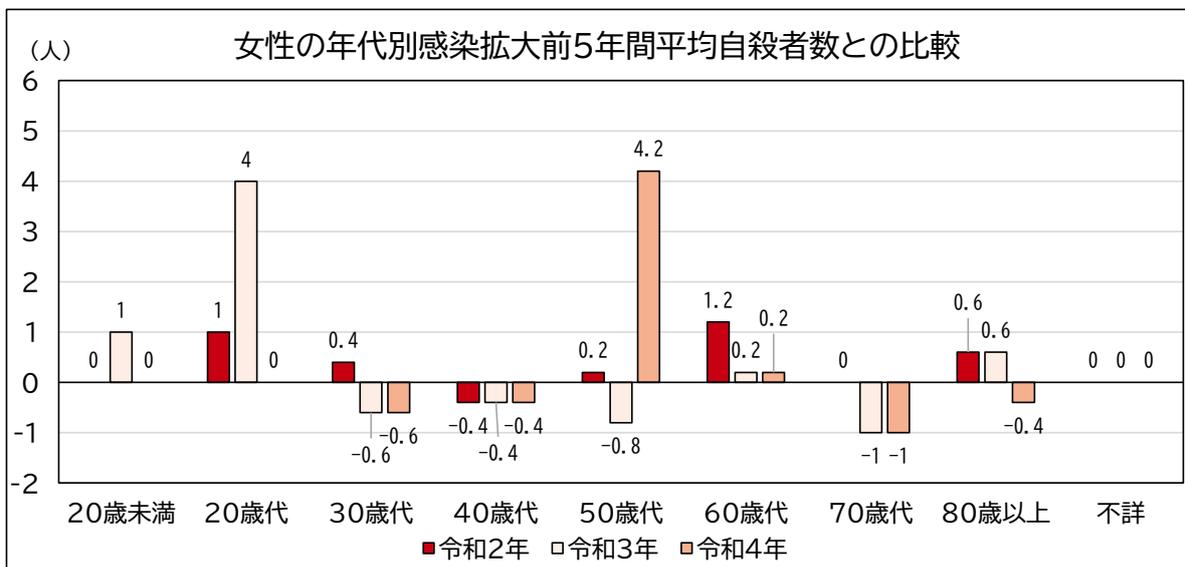


出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の令和2(2020)年～4(2022)年各年の男女別・年齢階級別の自殺者数について、新型コロナウイルス感染症拡大前5年間(平成27(2015)年～令和元(2019)年)の平均自殺者数との差を見ると、男性は30歳代、40歳代で多くなっています。また、女性は20歳代、50歳代で多くなっています。



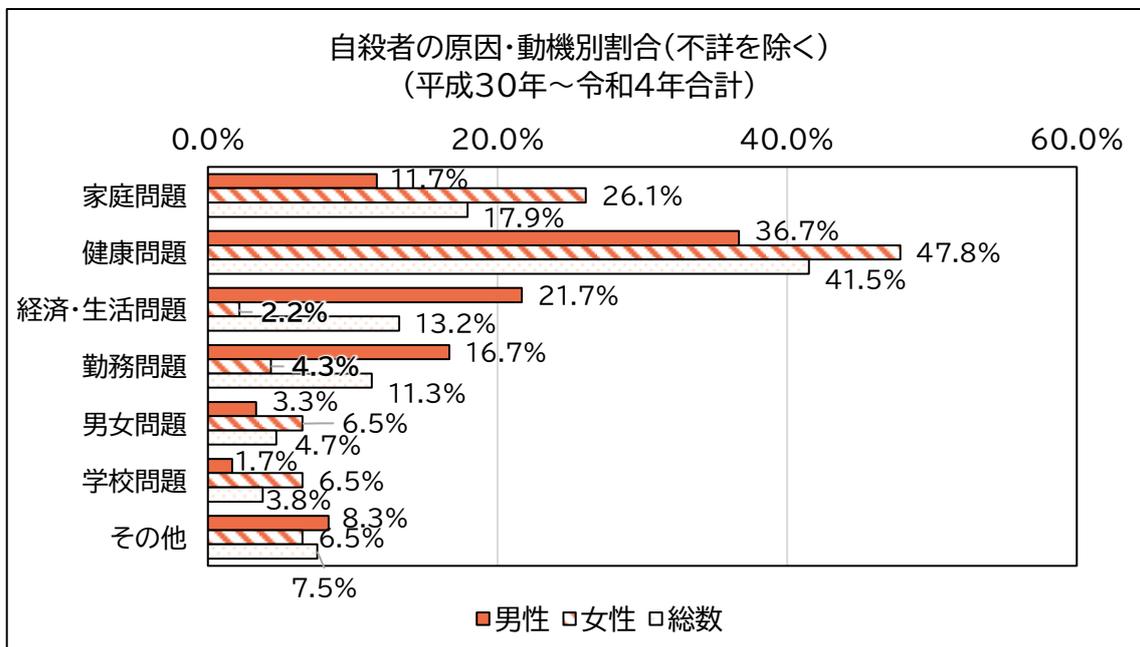
出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

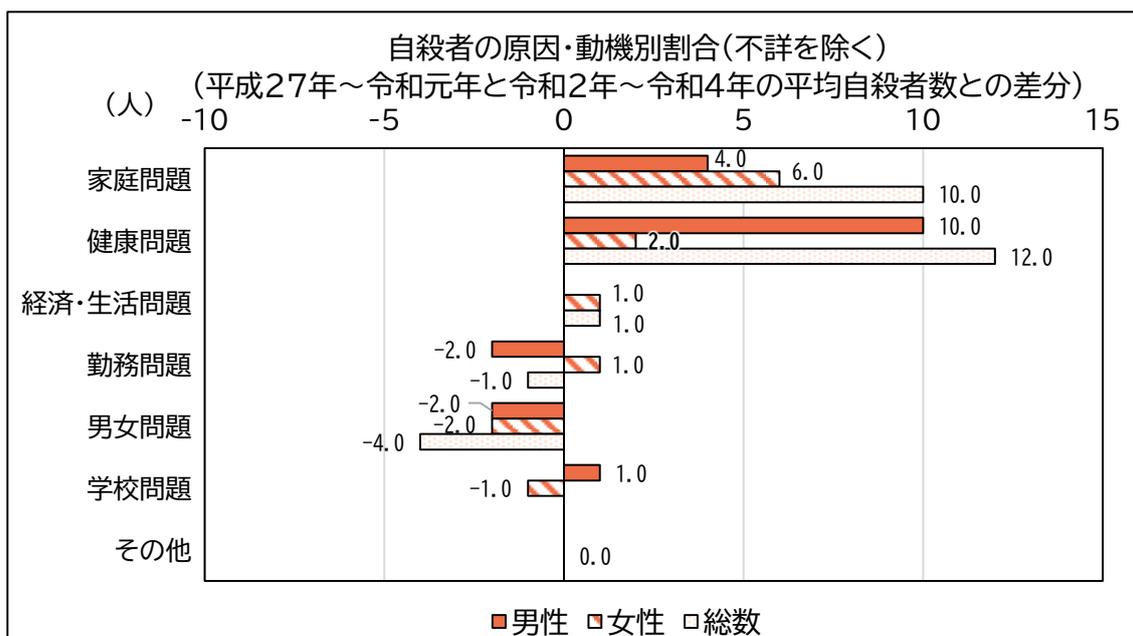
③自殺者の原因・動機の割合

自殺者の原因・動機では、総数では「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。男性では、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「勤務問題」となっています。女性では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」となっています。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

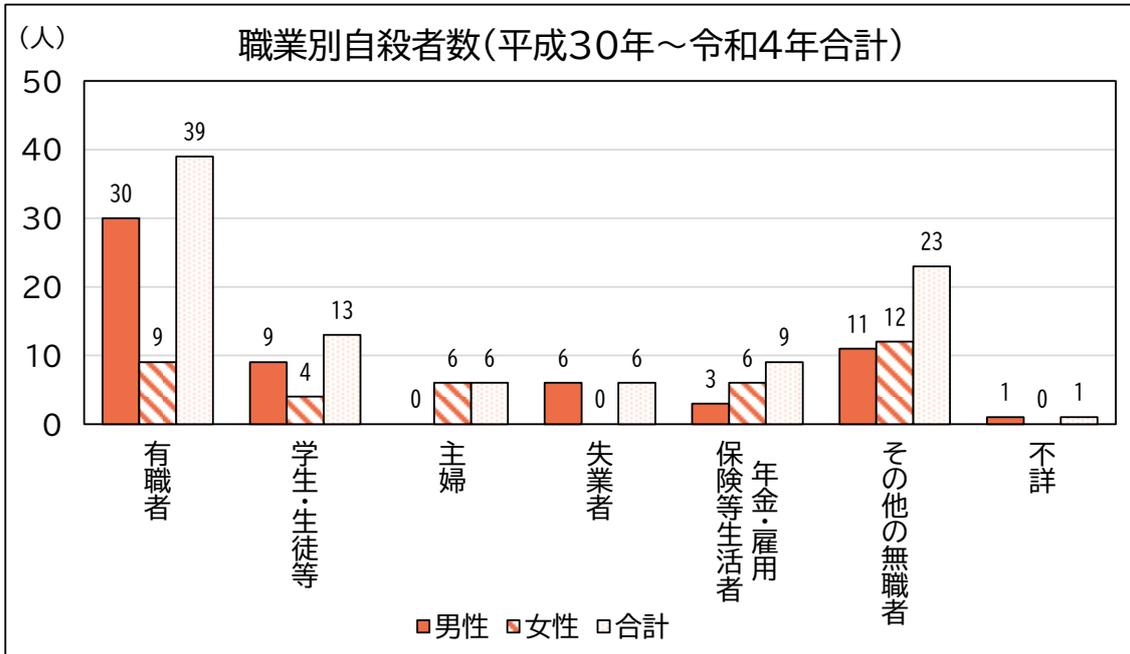
本市の令和2(2020)年～4(2022)年の男女別・原因・動機別の平均自殺者数について、新型コロナウイルス感染症拡大前5年間(平成27(2015)年～令和元(2019)年)と比較すると、「健康問題」「家庭問題」で増加しています。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

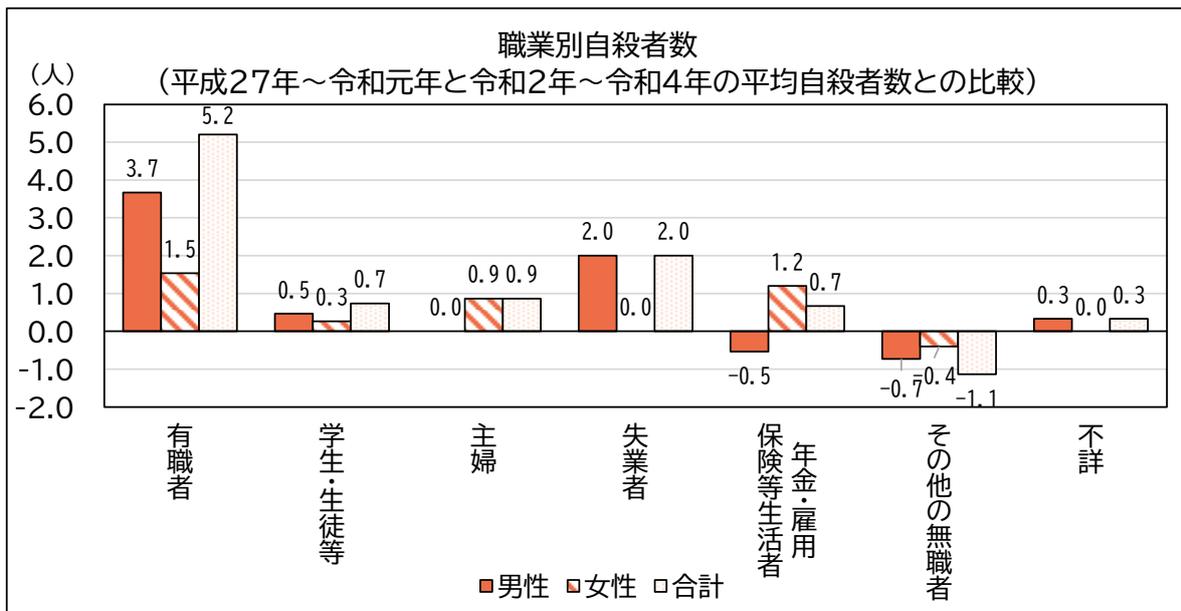
④職業別の自殺者数

職業別の自殺者数では、男女合計では「有職者」が最も多く、次いで「その他の無職者」「学生・生徒等」となっています。男性では「有職者」が最も多く、次いで「その他の無職者」となっています。女性では「その他の無職者」が最も多く、次いで「有職者」となっています。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

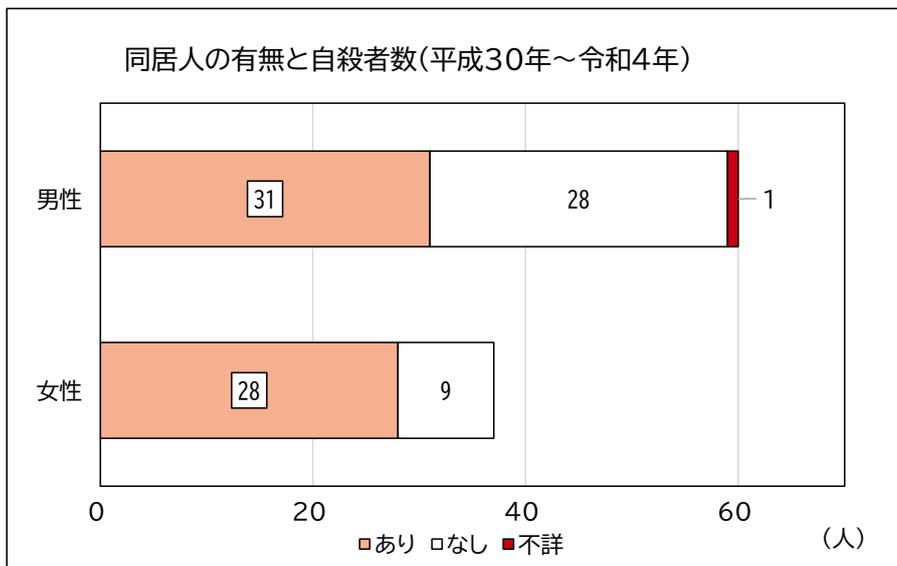
本市の令和2(2020)年～4(2022)年の男女別・職業別の平均自殺者数について、新型コロナウイルス感染症拡大前5年間(平成27(2015)年～令和元(2019)年)と比較すると、「有職者」が最も多く増加し、次いで「失業者」が増加しています。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑤同居人の有無と自殺者数

同居人の有無と自殺者数の男女別では、同居ありで男女の差はなくなっています。

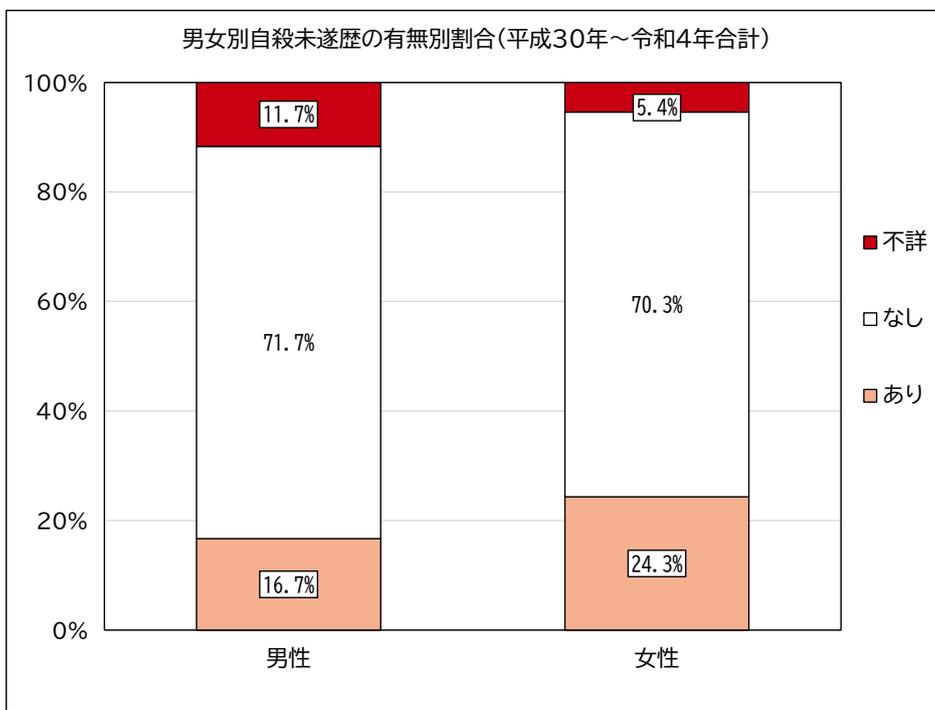


※上のグラフは、同居で自殺が増えることを意味しているわけではありません。

出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑥男女別自殺未遂歴の有無の割合

過去5年間(平成30(2018)年～令和4(2022)年)での自殺者数のうち、男性で16.7%、女性で24.3%に自殺未遂歴があります。



出所)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑦本市の自殺の特徴

厚生労働大臣指定法人である一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの分析による、平成29(2017)年から令和3(2021)年の5年間における本市の自殺者の特徴を以下に示します。背景にある主な自殺の危機経路は、身体疾患・病苦等の悩みからうつ状態となり、自殺に至るケースです。

地域の主な自殺者の特徴(平成29(2017)年～令和3(2021)年合計)＜特別集計(自殺日・住居地)＞

自殺者の特性上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路(※)
女性60歳以上無職同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
女性20～39歳無職同居	DV [※] 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
男性20～39歳有職独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
男性40～59歳有職同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
男性40～59歳無職同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

上位5区分は自殺者数の多い区分です。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にしました。

出所)地域自殺実態プロフィール(2022)

第5節 再犯防止推進を取り巻く現状

犯罪をした者等の多くが円滑な社会復帰が困難な状況にあることを踏まえ、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構築する一員となることを支援することが求められています。

(1)再犯防止推進について

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、令和3(2021)年には48.6%となっています。また、過去には、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が行われているというデータがあります。

ほとんどの受刑者は、刑事施設出所を控えた気持ちとして、「立ち直りたい」と思っていますが、立ち直りには様々な壁が存在します。就労が困難、身元保証人を得られず適当な住居を確保できないことは、再犯へのリスクとなります。また、高齢であること、障害があること、薬物依存の適切な治療や相談支援が受けられない、孤独、相談相手がいないことは、本人の立ち直りへの意志を妨げます。

再犯を防ぐには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援等が必要です。

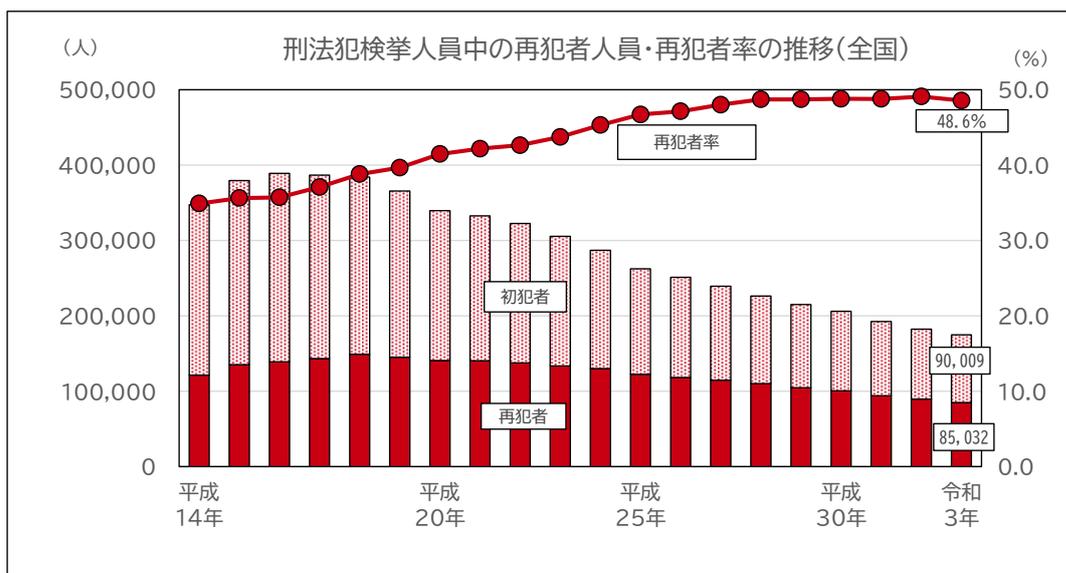
再犯防止は、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す取組です。

本市では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者の立ち直りを支援し、安全で安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指しています。

(2)統計で見る状況

①刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率(全国)

再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は増加傾向となっています。



注 1 警察庁統計による。

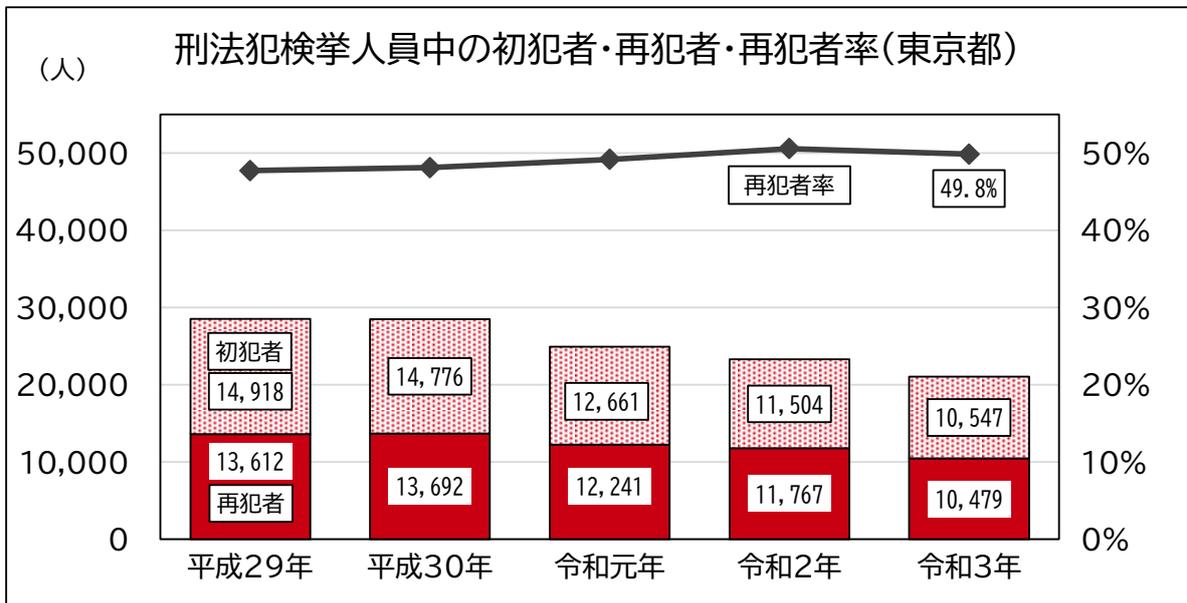
2 「再犯者」は刑法により検挙された者のうち、前に道路交通法を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出所)法務省「令和4年版犯罪白書」

② 刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率(東京都)

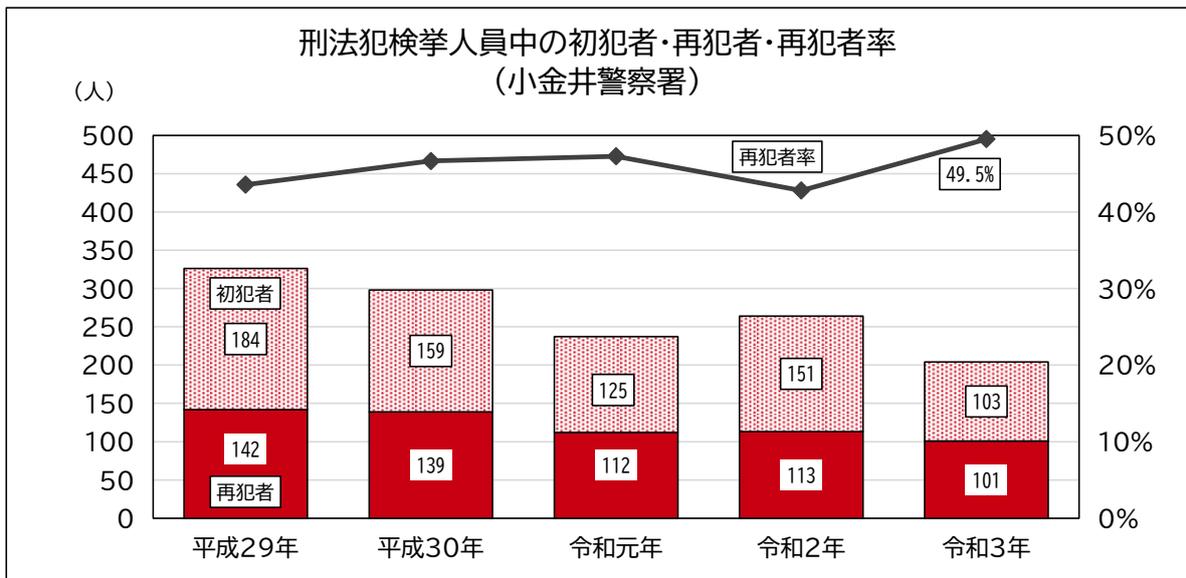
再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し、再犯者率は増加傾向となっています。



出所)法務省提供資料

③ 刑法犯検挙人員(少年を除く)中の初犯者数・再犯者数・再犯者率(小金井警察署)

再犯者数は減少傾向にあります。初犯者数は、増減を繰り返しながら減少しています。再犯者率は、令和2(2020)年に減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。



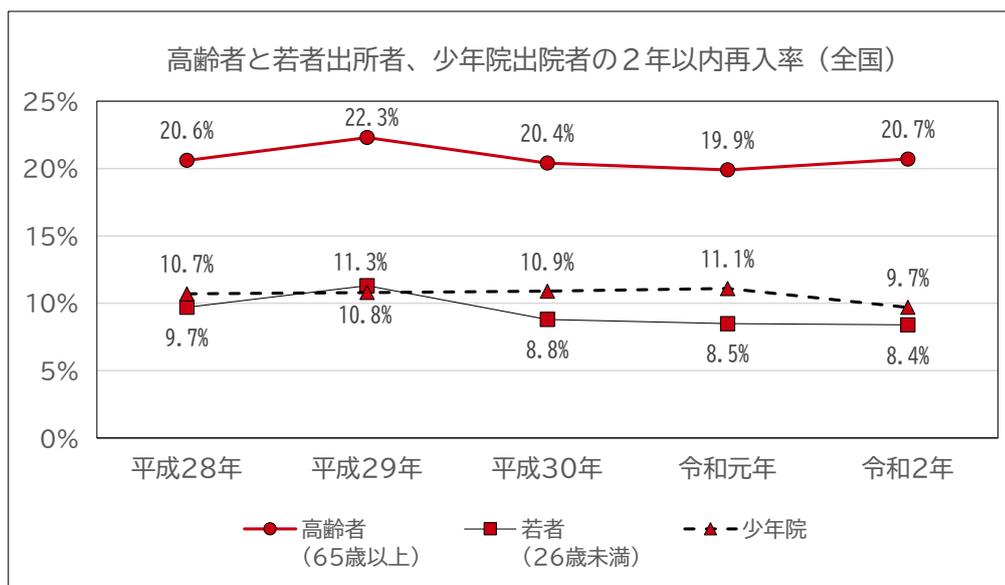
出所)警視庁提供資料

【参考】

①高齢者と障害者の再犯について

新受刑者のうち、高齢者や障害者の割合は増加傾向にあります。

また、高齢者(65歳以上の者)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、直近の5年間で20.0%前後で推移しており、全世代の中で最も高くなっています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。



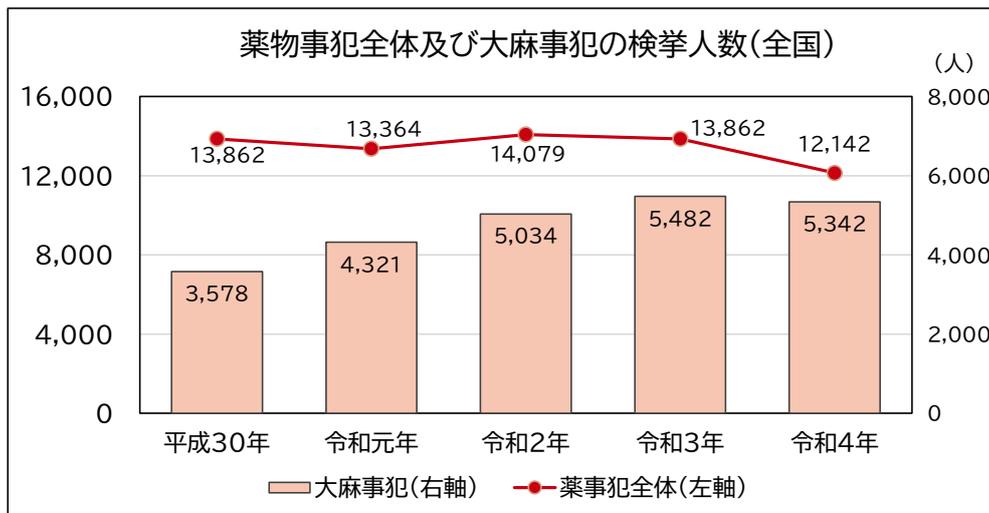
出所)法務省「令和4年度版 再犯防止推進白書」

②少年犯罪の再犯について

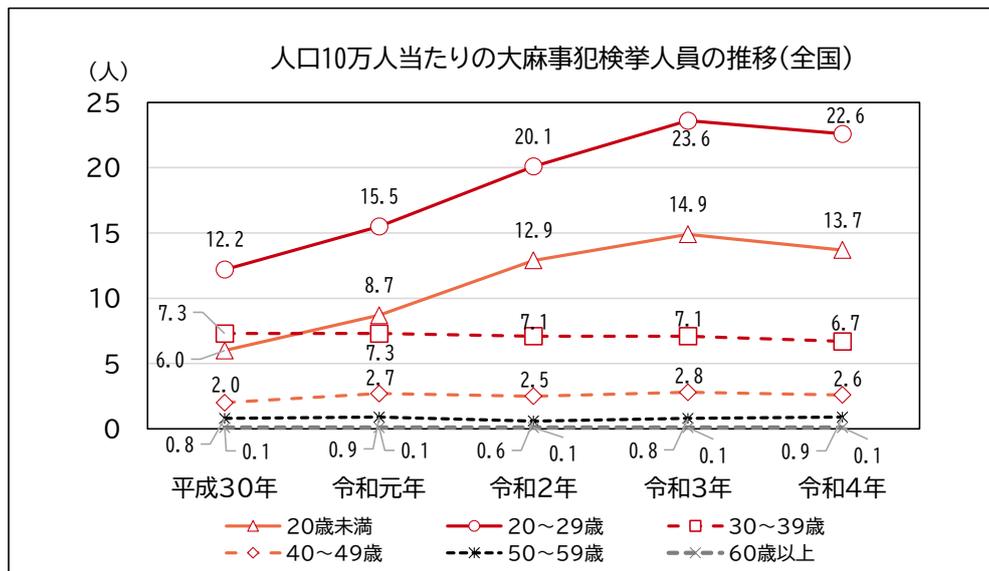
令和4年度版「再犯防止推進白書」によると、令和2年における若者(26歳未満)の2年以内の再入者数の割合は8.4%となっており、「平成28年から減少傾向にある」としています。また、少年院出院者の2年以内の再入院者の割合は9.0%となっており、「若者同様減少傾向にある」としています。しかし、再入院者の割合は政府の目標8.8%に届いておらず、「若年者、少年の再犯・再非行防止のための取組は、今後も、重点的に取り組む必要がある」としています。

③薬物犯罪について

政府広報オンライン「若者を中心に大麻による検挙者が急増！『誘われて』『興味本位で』が落とし穴に。」(令和5(2023)年8月4日)によると、薬物事犯全体(覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯)での検挙者数は近年横ばいが続く中、大麻事犯が増加しています。また、大麻事犯の人口10万人当たりの年代別検挙人員の推移をみると、30歳代、50歳以上については、ほぼ横ばいとなっている一方、その他の年齢層においては増加傾向となっています。最も多い年齢層は、20歳代、次いで20歳未満となっています。



出所)警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」



出所)警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、第1章及び第2章の内容を踏まえ、本計画の基本的な考え方を示します。

第1節 基本理念

だれもが地域で安全・安心に暮らすことができ、お互いを個人として尊重し認め合い、必要な福祉サービスが受けられるようなまちづくりが求められています。そのようなまちづくりを進めるためには、人と人とのふれあいを大切にし、いつでもだれかに支えられ、まただれかを支えることができるような、思いやりの関係を育むことが必要です。

本市では、平成27(2015)年9月に国分寺市に住み、働き、学び、活動する、すべての市民が自分らしい生き方ができ、思いやりをもって互いに支え合い、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進するための計画として、「国分寺市地域福祉計画」を策定し、地域福祉施策を推進してきました。

また、令和3(2021)年12月10日に、「国分寺市すべての人を大切にすまち宣言」を行い、地域福祉計画を含む市全体の活動において「すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現」を目指しています。

本計画においては、本市の地域福祉施策を継続的に推進するため、前計画の方向性は踏襲しつつ、以下の二つの背景を踏まえ、新たな考え方を採用します。

①国が目指す「地域共生社会の実現」の考え方や令和5(2023)年4月から取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」等による地域課題の解決等、改めて「地域」における取組の重要性が高まっていること。

②令和2(2020)年初から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式の実践」や令和7(2025)年や令和22(2040)年問題に見られる高齢化社会への対応による健康寿命延伸の必要性等、市民の「健康」に関する取組が重要となっていること。

これらを踏まえ、前計画の基本理念に新たに「地域」、「健康」という視点を加え、「だれもが 共に認め 地域で支え合い 自分らしく健やかに暮らせるまち」を基本理念とし、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉施策を推進していきます。

基本理念

**だれもが 共に認め 地域で支え合い
自分らしく健やかに暮らせるまち**



第2節 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に記載された次の5つの事項について、その趣旨を踏まえ具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第3節 3計画(成年後見制度利用促進, 自殺対策, 再犯防止)の構成について

地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられています。(『『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について』の改正について』(厚生労働省)より)

本計画は、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画を包含して一体的に策定しています。このため、共通する施策は地域福祉計画と一体的に記載しており、各分野に中心となる取組については施策としてまとめています。(3計画と地域福祉計画の施策の関係については、第3章 第6節 施策の体系を参照ください。)

第4節 3つの基本目標

第1節で掲げた基本理念を具現化するために、以下に3つの基本目標を掲げます。

5計画の課題に対する取組を検討するとともに、東京都地域福祉支援計画をはじめとした関連計画を踏まえ、以下のように設定しました。

基本目標1 包括的な支援体制づくり

複雑化・複合化した課題に対応するため、高齢者、障害者、児童などの分野を超え、包括的な相談、支援を行うとともに、体制強化を進めます。また、市民が必要な支援につながるための体制強化、情報発信を進めます。

基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

すべての市民一人ひとりが、孤立せず、共に認め合い、自分の尊厳を持って、健康でいきいきと、安心して暮らしていけるように、様々な支援を進めます。

基本目標3 地域で支え合う基盤の強化

地域の一人ひとりが自分らしく安心して暮らすために、人と人とがふれあい、市民同士がつながる場の活性化を進めるとともに、市民の福祉意識を高め、福祉を担う人材の育成に努めます。また、災害や防犯の対応を進めるとともに、見守り体制を充実して、安全・安心に暮らせる環境強化を進めます。

第5節 地域福祉を推進するために

国は、団塊の世代が後期高齢者入りする令和7(2025)年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、医療や介護、福祉サービス等を一体的に提供することで、高齢者が「尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう」(厚生労働省)にするための仕組みです。そして、この概念を具体化するにあたり、考慮しなければならないのが、自助・互助・共助・公助という4つの「助」の取組であるとされています。

本市では、地域包括ケアシステムを地域福祉の推進の中心の一つに据えており、自助・互助・共助・公助の考えのもと、地域福祉を進めていきます。

<自助・互助・共助・公助の考え>

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、公的な制度(共助)や福祉サービスや支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、だれもが安心して暮らせる地域、そして、地域共生社会の実現を目指していきます。



出所)「地域包括ケア研究会報告書」より作成

<圏域の捉え方>

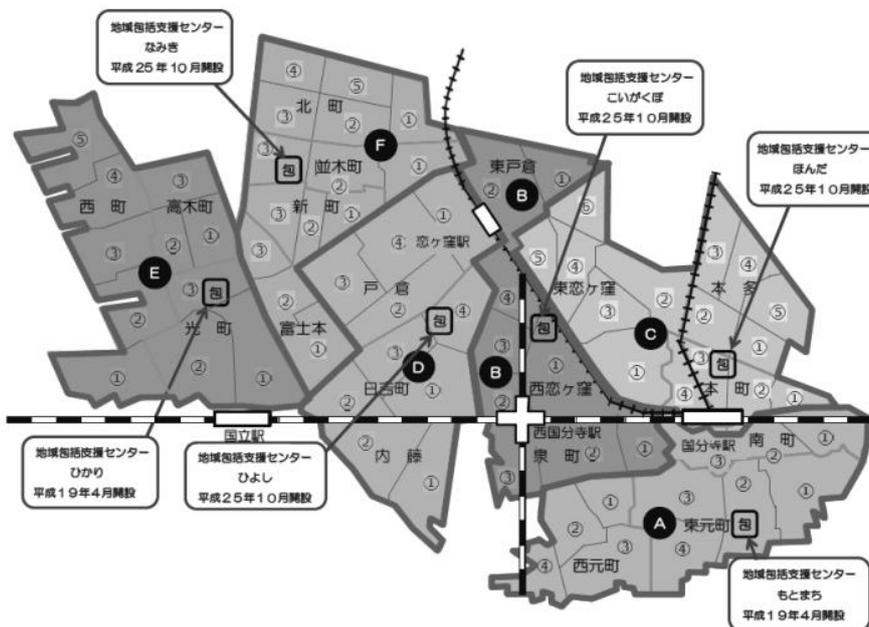
地域福祉における様々な課題に効果的に対応していくためには、一定の範囲で地域に応じた取組を行うことが大切です。

本計画では、市の圏域を下記の5段階の圏域で捉え、隣近所といった小さな圏域から、市全体の大きな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、地域福祉活動を展開していきます。隣近所や自治会・町内会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、本市の地域福祉を推進していく上で、重要な領域です。地域福祉活動を効果的に展開するためには、ボランティアや市民団体による小学校区を基本とする小地域福祉活動、公民館活動等の中学校区、地域包括支援センターの担当区域、福祉サービスの基盤整備としての日常生活圏域など、地域共通の課題への対応を図る領域も重要です。

このため、本計画では、自治会・町内会活動の単位を基本としつつ、重層的に地域を捉えていきます。



本市では、これまでも日常生活圏域を二圏域(東部地域A・B・C・西部地域D・E・F)とするなど、市の状況の変化に合わせ、圏域の見直しを行ってきました。今後も、効果的な地域福祉の推進を目指し、必要に応じた圏域の検討を行います。



第6節 施策の体系

地域福祉計画の基本理念を実現するための施策体系は次のとおりです。

基本目標		施策の柱		施策	
1	包括的な支援体制づくり	(1)	包括的な相談・支援体制の構築	①	重層的支援体制整備事業の構築
		(2)	総合的・専門的な対応の推進	①	福祉ニーズに対する相談機能の充実
				②	地域の福祉課題を発見する仕組みづくり
(3)	わかりやすい情報の提供とサービスの提供	①	市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有		
		②	地域に密着したサービスの展開		
2	だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり	(1)	権利擁護の推進	①	成年後見制度の利用促進
				②	あらゆる虐待やいじめ等の防止
		(2)	支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進	①	暮らしを支える支援の充実
②	自殺防止のための固有の支援				
③	再犯防止のための固有の支援				
3	地域で支え合う基盤の強化	(1)	地域福祉を担う人材の育成と活用	①	ボランティアや市民活動団体*の育成・養成
				②	協働の推進
		(2)	地域福祉活動とつながりづくりの推進	①	地域住民の交流促進
				②	民生委員・児童委員の活動の充実
				③	地域福祉活動団体*等への支援
		(3)	市民生活の安全・安心の向上	①	安全・安心に向けた取組の推進
				②	地域での見守り体制の充実
		(4)	福祉と人権意識の高揚	①	福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発
②	学校教育の場での福祉教育の推進				

成年後見制度利用促進基本計画			表の○は、左の3計画と地域福祉計画で共通する施策を示します。 ●は、3計画それぞれの中心となる施策です。
自殺対策計画			
再犯防止推進計画			
施策番号	施策に対応する事務事業(市が行う行政活動を示すもの) (中心事務事業と関連事務事業【括弧内】、「事務事業」の語句を省略しています)		
○	○	○	1(1)① 重層的支援体制整備事業/子育て世代包括支援センター/生活困窮者自立促進支援/精神保健相談/障害者基幹相談支援センター/地域包括支援センター/保育所入所/子ども家庭支援センター※/【地域活動支援センター/高齢者地域支援/生活支援体制整備】
	○		1(2)① 障害者基幹相談支援センター/高齢者地域支援/基幹型保育所システム/学童保育所の保育 /【自殺対策/手話通訳※講座/子ども家庭支援センター/こどもの発達センターつくしんぼの療育/教育研究指導】
	○	○	1(2)② 民生委員等/重層的支援体制整備事業 /【社会福祉協議会/若者支援】
○	○	○	1(3)① 福祉サービス第三者評価※受審支援 /【広報/市民活動団体支援/その他母子保健/自殺対策/成人健康教育相談/障害者相談/意思疎通支援/声の広報発行/地域包括支援センター運営/高齢者地域支援/子育て推進/市立保育園の保育/図書館】
	○	○	1(3)② 重層的支援体制整備事業/子育て世代包括支援センター/障害者地域自立支援協議会/障害者基幹相談支援センター/在宅医療・介護連携推進 /【歯科健診/地域活動支援センター/精神保健相談/障害者センター※管理運営/高齢者地域支援/こどもの発達センターつくしんぼの療育/教育相談】
●			2(1)① 権利擁護センター /【成年後見制度利用支援/高齢者成年後見制度利用支援】
	○		2(1)② 障害者基幹相談支援センター/高齢者地域支援/子ども家庭支援センター /【DV対策/男女平等推進センター運営等/理解促進研修・啓発/障害者虐待防止対策支援/いじめ・虐待防止等/いじめ防止】
	○	○	2(2)① 生活困窮者自立促進支援 /【重層的支援体制整備事業/子育て世代包括支援センター/精神保健相談/障害者基幹相談支援センター/地域包括支援センター/保育所入所/子ども家庭支援センター】
	●		2(2)② 雇用促進対策/DV対策/男女平等推進/重層的支援体制整備事業/民生委員等/自殺対策/母子訪問指導/子育て世代包括支援センター/生活困窮者自立促進支援/生活保護扶助/受験生チャレンジ支援貸付事業窓口運営/地域活動支援センター/認知症対策/高齢者地域生きがい交流/地域包括支援センター運営/生活支援体制整備/高齢者地域支援/老人クラブ助成/認知症サポーター※等養成/児童扶養手当等支給/親子ひろば/いじめ防止/教育相談/不登校児童生徒の支援
		●	2(2)③ 国分寺分区等/社会を明るくする運動※
			3(1)① 高齢福祉課関係/ファミリー・サポート・センター /【職員研修/コミュニティ形成/重層的支援体制整備事業/社会福祉協議会/地域福祉の推進/認知症対策/認知症サポーター等養成/高齢者地域支援/児童館の運営(行事等)/子ども家庭支援センター/クリーン運動/わんぱく学校/青少年地域活動振興/公民館関係】
			3(1)② 市民活動団体支援
	○		3(2)① 高齢者地域生きがい交流/親子ひろば/公民館関係 /【各地域センター維持管理/市民活動団体支援/市民体育大会等/スポーツ推進委員/社会福祉協議会/認知症対策/市立保育園の保育/児童館の運営(行事等)/こくぶんじ青空ひろば/子ども家庭支援センター/放課後子どもプラン国分寺】
			3(2)② 民生委員等
			3(2)③ 公会堂維持管理/各地域センター維持管理/cocobunjiプラザの施設維持管理事務事/いずみホールの施設維持管理/校庭・体育館開放/体育施設維持管理/福祉センターの管理運営/さわやかプラザもとまち管理運営/児童館の運営(行事等)/ひかりプラザの維持管理/公民館の施設維持管理 /【市民活動団体支援/スポーツ・レクリエーション/高齢者地域支援】
			3(3)① 防犯/市民防災推進委員会/地域福祉の推進 /【防災まちづくり推進地区/むかしの井戸づくり等/市民防災まちづくり学校/消費者施策推進/高齢者地域支援/交通安全施設/交通安全推進/教育委員会運営】
○	○		3(3)② 民生委員等/地域包括支援センター運営 /【防災まちづくり推進地区/重層的支援体制整備事業/子育て世代包括支援センター/生活困窮者自立促進支援/精神保健相談/障害者基幹相談支援センター/障害者救急通報システム等/高齢者救急通報システム等/高齢者地域支援/認知症対策/保育所入所/子ども家庭支援センター/こみ資源収集運搬関係】
○	○	○	3(4)① 人権/理解促進研修・啓発/障害者センター管理運営/障害者相談/認知症対策/こどもの発達センターつくしんぼの療育 /【自殺対策/地域包括支援センター運営/親子ひろば/市民大学/社会教育関係の一般/公民館関係】
	○	○	3(4)② 認知症サポーター等養成 /【国際化施策推進/社会福祉協議会/いじめ防止】

※施策に対応する事務事業は、中心事務事業と関連事務事業はそれぞれ市の組織図に基づいて並んでいます。

第7節 本計画におけるSDGsの取組

本計画に掲げる各事業を推進するに当たっては、各事業とSDGsの目標の関係を踏まえ、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、住民の最善の利益が実現される社会を目指します。

国分寺市地域福祉計画におけるSDGsの取組

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><u>1. 貧困をなくそう</u> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><u>8. 働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><u>3. すべての人に健康と福祉を</u> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><u>10. 人や国の不平等をなくそう</u> 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><u>4. 質の高い教育をみんなに</u> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><u>11. 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><u>5. ジェンダー平等を実現しよう</u> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><u>16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民	施策を推進する上での、 市民, 地域・団体, 行政の役割を 記載しています
・ ○○○○○○○○○○○○○○	
地域・団体	
・ ○○○○○○○○○○○○○○	
行政	
・ ○○○○○○○○○○○○○○	

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
○○○○○○○○○○○○○ 【○○○事務事業】	△△△	△△△

【施策の中心となる取組(事務事業)】

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

施策の中心となる取組である
理由を示しています

体系図中の番号を示します(○:基本目標/△:施策の柱/□:施策)

施策体系 ○-△-□

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
△△△△△△△△	△△△△△△△△△△△△△△△△	△△△△課 【○○○事務事業】
△△△△△△△△	△△△△△△△△△△△△△△△△	△△△△課 【○○○事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
△△△△△△△△	△△△△△△△△△△△△△△△△	△△△△課 【○○○事務事業】
△△△△△△△△	△△△△△△△△△△△△△△△△	△△△△課 【○○○事務事業】
△△△△△△△△	△△△△△△△△△△△△△△△△	△△△△課 【○○○事務事業】

基本目標1 包括的な支援体制づくり

施策の柱(1) 包括的な相談・支援体制の構築

近年、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や個人が増加しており、それに対応する体制の整備が求められています。本市においても、地域の課題に日頃直面している団体や自治会において、複雑化・複合化した課題を抱えるケースに対面することはまれなことではなく、これらの課題に対応する体制の整備が求められます。

このような世帯や個人が支援につながるには、だれもが容易に相談を受けられる窓口が求められます。市民アンケートでも、市役所に多様な相談を受け付けてくれる窓口を設置することが強く望まれています。また、複雑化・複合化した課題の解決を図るには、関係者間のネットワークを充実し、関係者の連携による支援体制を整備するとともに、福祉ニーズを本市の資源も活用して支援につなぐ体制整備が求められています。さらに、困難を抱えながら孤立している人を支援につなぐために、個人情報共有のための体制やルールを整備することが求められます。市民からも、住民への支援を進める上での問題点として、個人情報の壁があることが挙げられています。

地域の課題を解決していくには、交流の場や居場所を充実し、個人や世帯が抱える課題に地域住民が気づき、相談へつながりやすい環境をつくることも重要です。地域生活課題の解決のため、このような地域づくりが求められます。

【6年後の目指す姿】

相談支援体制を充実し、孤立した人を支援につなげられる体制をつくり、関係機関の連携を強化し、市の資源も活用して支援につなげる体制をつくることにより、様々な複雑化・複合化した生活課題を解決する体制が整備された地域を目指します。

また、住民同士のつながりが深まり、課題解決へと向かいやすい地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

包括的な相談・支援体制が整備され、利用者への支援が充実することを目標として、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯の支援において支援関係機関のネットワークが充実していると回答する団体数が増加することを目指します。

施策の柱の指標 （【】内:対応事務事業名）	現状値	目標値 （令和11年度）
複雑化・複合化した課題を抱えている世帯の支援において支援関係機関のネットワークが充実していると回答した団体の割合 【重層的支援体制整備事業事務事業】	— （未実施のため 数値なし）	60%

施策① 重層的支援体制整備事業の構築



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を進めます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
・ 自分や家族だけで悩みを抱えず、地域の相談先、社会福祉協議会、市の相談窓口などに相談する。
地域・団体
・ 複雑化・複合化している課題を抱えている人がいたら、社会福祉協議会や市の関係機関につないだり、社会福祉協議会や市の関係機関に情報を知らせる。
・ 世代や属性を超えて交流できる居場所づくりに取り組む。
行政
・ 世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める。
・ 相談窓口の周知徹底を図る。
・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。
・ 利用者のニーズを踏まえた支援を行う。
・ 支援が届いていない人に支援を届ける。
・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備や居場所づくりをおこなう団体の支援を行う。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
複合的な課題を抱えた相談件数(件) 【重層的支援体制整備事業事務事業】	58	100

【施策の中心となる取組(事務事業)】

複雑化・複合化した課題への支援体制が整備されて支援が充実する結果として, 相談件数が増加していくことから, 以下を中心の取組に設定します。

施策体系 1-(1)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
包括的相談支援事業 (福祉の総合的な相談窓口の体制整備)	相談者の世代や属性, 相談内容に関わらず, 自殺防止, 再犯防止などに関わる様々な課題も含め, 包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携, つなぎを行う。以下に掲げる事業を位置付け, 一体的に実施する。複雑化・複合化した相談は, 多機関協働事業につなげる。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 健康推進課 【子育て世代包括支援センター事務事業】 生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】 障害福祉課 【精神保健相談事務事業】 【障害者基幹相談支援センター事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター事務事業】 保育幼稚園課 【保育所入所事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】

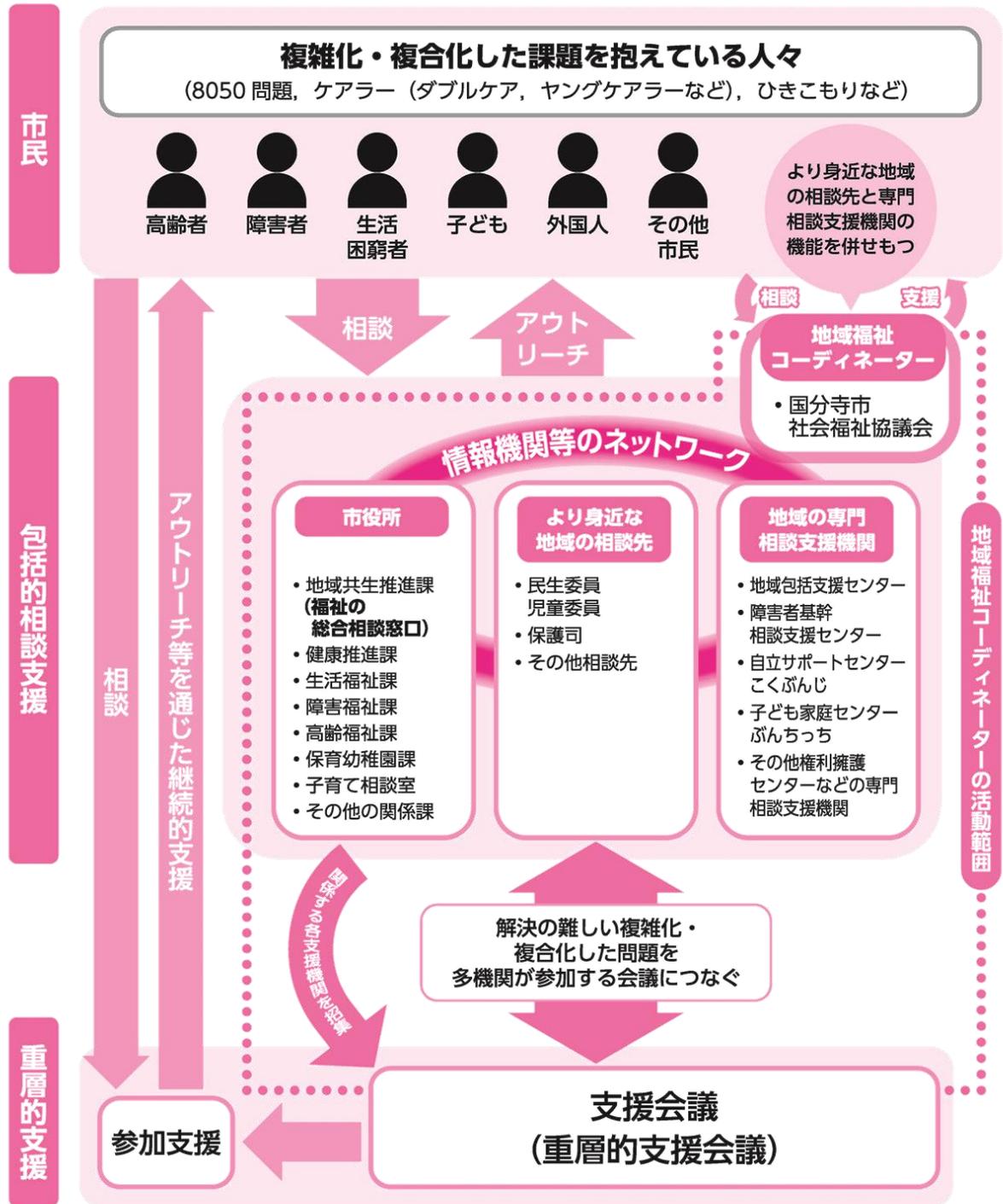
【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
様々な相談窓口の周知	各種相談窓口を周知する。	各課
多機関協働事業	市や社会福祉協議会, 関係機関が協働し, 単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い, 支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め, 支援プランの作成等の取組を行う。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 (社会福祉協議会委託)
参加支援事業	地域福祉コーディネーター※(東西圏域)による地域の資源発掘, プランの作成を行う。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 (社会福祉協議会委託)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉コーディネーター(東西圏域)によるアウトリーチの実施, プランの作成を行う。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 (社会福祉協議会委託)
地域づくりに向けた支援事業	福祉分野ごとに, 地域資源を幅広く把握した上で, 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 障害福祉課 【地域活動支援センター事務事業】 高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】 【生活支援体制整備事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】

<国分寺市における包括的相談支援体制>

本市では、住民が抱える地域生活課題の相談を包括的に受け止め、多機関が連携してその解決のための支援を一体的に行う、包括的相談支援体制を整備しています。

以下に本市における包括的相談支援体制のイメージ図を示します。



施策の柱(2) 総合的・専門的な対応の推進

複雑化・複合化している生活課題の相談に対応するために、相談関係機関の連携や機能の充実が求められています。本市の支援機関においても、関係機関の連携とともに、人材の専門的知識の更なる習得及び資質の向上が求められます。

また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会など関係者間のネットワークを充実させることが必要です。団体からも、支援のための関係者間ネットワークの充実が強く望まれています。

【6年後の目指す姿】

専門的知識を持った各相談窓口の係員が連携して対応し、どんな相談でも受け入れて円滑に支援につながる地域を目指します。

関係機関のネットワークが充実し、相談が支援につながる体制が整備された地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

専門的知識を持った各相談窓口の係員がどんな相談でも連携して受け入れ、円滑に支援につながる体制を目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
相談を頼める人がいる人の割合	94.2%	96%

施策① 福祉ニーズに対する相談機能の充実



身近な相談から専門的な相談まで、複雑化・複合化するニーズに連携して対応することができるよう、窓口や関係機関の人材への研修や講習会などを進め、専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> 自分に必要な福祉の知識を深める。 地域の担い手としての認識を持つ。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスの提供や相談が行えるよう、人材の育成や資質の向上を検討する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービスの提供や相談が行えるよう、人材の育成や資質の向上に努める。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
ネットワーク研修等開催回数(回) 【障害者基幹相談支援センター事務事業】	3	3
ケアマネジャー向け研修開催数(回) 【高齢者地域支援事務事業】	6	6
研修実施回数(回) 【基幹型保育所システム事務事業】	7	8
研修実施回数(回) 【学童保育所の保育事務事業】	7	8

【施策の中心となる取組(事務事業)】

複雑化・複合化するニーズに対応すると思われる主要な相談窓口における更なる専門的知識の習得及び資質の向上が特に重要だと思われることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 1-(2)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
障害者基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修	障害福祉に関わる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行・地域定着」「障害福祉と高齢福祉の連携」「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図る。	障害福祉課 【障害者基幹相談支援センター事務事業】
ケアマネジャーへの支援及び教育・研修の充実	ケアマネジメントの質の向上、ケアマネジャーが抱える複合的な課題等を有するケースへの対応について、主に地域包括支援センターが助言や個別支援を実施する。地域包括支援センターと市が介護保険事業所等に対してもケアマネジメントに必要な情報提供や研修等を行う。	高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
保育所・学童保育所の 保育研修	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行う。また、学童保育所に従事する職員の知識の習得及び技術の向上のため、基幹施設及び指定管理施設職員対象の各種研修等を実施する。	保育幼稚園課 【基幹型保育所システム事務事業】 子ども子育て支援課 【学童保育所の保育事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
人材育成のための研 修や講座等の推進	事業者向け研修, 教員研修の推進, 子どもの虐待に関する早期発見と早期対応, 保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などの, 市内関係機関への専門的視点での指導・援助, ゲートキーパー※養成講座, 手話通訳者養成講習会の取組とともに, 基幹型保育所システム事業を進め, 人材の育成を図る。	健康推進課 【自殺対策事務事業】 障害福祉課 【障害者基幹相談支援センター事務事業】 【手話通訳講座事務事業】 保育幼稚園課 【基幹型保育所システム事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】 【こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業】 学校指導課 【教育研究指導事務事業】



施策② 地域の福祉課題を発見する仕組みづくり

地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員との連携や社会福祉協議会の各種相談事業、さらに、福祉の総合相談窓口※を通して、社会的孤立やひきこもりをはじめとする福祉課題の発見や把握に努めます。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族だけで悩みを抱えず、身近な信頼できるひと(民生委員・児童委員や社会福祉協議会など)に相談する。 ・支援が必要と思われる世帯に気を配り、手を差し伸べる。 ・隣近所で異変を感じたら、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などに相談する。 ・困っている人に、相談窓口のことを知らせる。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けるとともに、関係機関と連携する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知徹底を図る。 ・関係機関との連携を図り、相談を受ける。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
相談・支援件数(件) 【民生委員等事務事業】	875	1,000
福祉の総合相談窓口への相談件数(件) 【重層的支援体制整備事業事務事業】	10 (令和5年1月開設)	100

【施策の中心となる取組(事務事業)】

複雑化・複合化した課題が、民生委員・児童委員から関係機関につながる件数が多いことから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 1-(2)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
民生委員・児童委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談を受け、自殺対策等も含めた福祉課題の発見にも努めるとともに、関係機関(行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等)と連携し、必要な情報の提供や各種窓口につなげる。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】
福祉の総合相談窓口による相談	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関間で連携を図りながら支援を行うため、複合的な課題に対する総合相談機能を果たす窓口相談を実施する。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
社会福祉協議会との連携	地域福祉の推進を担っている社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会や市が行う相談業務等により、地域の福祉課題の発見・把握に努める。	地域共生推進課 【社会福祉協議会事務事業】
地区連絡協議会(地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う協議会)	児童委員、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等の関係機関で構成する協議会において、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】
若者支援事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくりを行う。子ども・若者育成支援推進法に規定する協議会である国分寺市若者支援地域ネットワーク会議を設置し、庁内関係課及び地域関係機関等が情報交換と協議を行い、支援の円滑な連携や地域で支える仕組みを構築する。	子ども若者計画課 【若者支援事務事業】

施策の柱(3) わかりやすい情報の提供とサービスの提供

適切な福祉サービスを利用するには、サービスが充実しているだけでなく、だれでも必要なサービスの情報に容易にたどり着けることが重要です。市民アンケートでは、サービスの情報入手ができていない人が4割以上となっており、市報以外のインターネットなどから情報を入手している人が多いことから、誰にでもわかりやすい情報提供と多様な手法による情報発信の方法の推進が求められています。

社会構造の変化の中、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、一人ひとりの暮らしにあった利用者本位の福祉サービスを総合的に提供していくことが重要です。本市においても、高齢者のみ世帯数や要介護・要支援認定者、障害者手帳所持者の増加が進んでおり、令和22(2040)年までに高齢化率が上昇することが推測されています。また、出生率(合計特殊出生率)は、東京都に比べると高めに推移しています。これまで本市では、だれもが地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進してきました。今後も引き続き、地域包括ケアを推進し、包括的な支援・サービス提供を充実することが求められます。

【6年後の目指す姿】

困っている人が必要な福祉情報を迷うことなく得られ、充実した福祉サービスの中から必要なサービスを選ぶことができる体制が整った地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

必要な情報を入手できない人を減らすことを目指していきます。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉サービスの情報をほとんど入手できていないと回答する人の割合	41.3%	37%



施策① 市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有

だれもがわかりやすく、入手しやすい福祉情報の提供・共有に努めます。

冊子・チラシ等に音声読み上げコード[※]の活用や声の広報、各種講演会等に手話通訳・要約筆記[※]の派遣、わかりやすい日本語・やさしい日本語の使用など、障害者、高齢者、外国人等を含むすべての市民に配慮した情報提供の充実に努めます。

また、市民が適切な福祉サービスを選べるように、福祉サービス第三者評価の受審・公表を促進します。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やインターネット、SNS[※]などを活用し、積極的に情報収集する。 ・ わかりにくい情報があったら、発行元に伝える。 ・ 「とうきょう福祉ナビゲーション[※]」の福祉サービス第三者評価の結果を参考に、事業者を選択する。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板や掲示板の活用のみならず、日頃から近隣とのコミュニケーションを図り、情報共有する。 ・ インターネット、SNSなどを活用し、積極的に情報発信する。 ・ 事業者は積極的に福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果を公表する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい情報の提供・充実に努める。 ・ 障害者や高齢者などを含むすべての市民に合理的に配慮した情報提供に努める。 ・ 事業者に対し、第三者評価の受審を支援し、その評価結果の公表を促す。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉関連課のXへの投稿数(件)	700	840
第三者評価受審費補助事業所(事業所数) 【福祉サービス第三者評価受審支援事務事業】	6	13

【施策の中心となる取組(事務事業)】

市報以外の情報発信の手段の充実が、市民への情報提供の充実につながることで、また、客観的な評価情報が適切な情報提供につながることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 1-(3)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
福祉関連課のXによる福祉情報の提供	Xを使い、福祉関連情報を提供する。	各課 (健康部所属課・福祉部所属課・子ども家庭部所属課)
第三者評価の受審の促進	第三者評価を受け、客観的な評価情報が公開されることで、利用者が良質なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者へ第三者評価の受審を働きかける。サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。	地域共生推進課 【福祉サービス第三者評価受審支援事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
わかりやすい福祉情報の提供	相談窓口での情報提供、各種訪問活動を活用した情報提供、障害福祉ガイドブックの作成、子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ [※] 」の作成と普及、ホームページ、アプリ「ぶんじ子育てナビ [※] 」、SNSによる子育て関連情報の発信、「ぶんじ子育てナビ」の周知と登録数の増加、すくすくこくぶんじ、市職員による出前講座、健康づくりに関する情報発信、メンタルヘルス [※] 講座、メンタルヘルスセルフチェックシステム(こころの体温計)の取組を進め、わかりやすい情報提供に努める。	各課 【広報事務事業】 協働コミュニティ課 【市民活動団体支援事務事業】 健康推進課 【その他母子保健事務事業】 【自殺対策事務事業】 【成人健康教育相談事務事業】 障害福祉課 【障害者相談事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター運営事務事業】 【高齢者地域支援事務事業】 子ども家庭部 【子育て推進事務事業】 保育幼稚園課 【市立保育園の保育事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
すべての市民に配慮した情報提供の充実	声の広報発行事業, ホームページ運営・バリアフリー※事業に取り組むとともに, わかりやすい日本語・やさしい日本語の適切な使用を行い, 情報のバリアフリー化により障害者, 高齢者, 外国人等を含むすべての市民に配慮された情報提供に努める。	市政戦略室 【広報事務事業】 障害福祉課 【意思疎通支援事務事業】 【声の広報発行事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター運営事務事業】 図書館課 【図書館事務事業】



施策② 地域に密着したサービスの展開



子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりの暮らしにあった利用者本位の福祉サービスを総合的に提供していくことを目指し、地域包括ケアシステムを推進します。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
・ 住民の互助の活動に参加する。
地域・団体
・ 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージ※に合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。
行政
・ 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
子育て世代包括支援センターと関係機関連携件数(件) 【子育て世代包括支援センター事務事業】	438	320
障害者地域自立支援協議会開催回数(回) (専門部会, 作業部会及びワーキンググループ含む) 【障害者地域自立支援協議会事務事業】	58	45
地域包括支援センターを中心とした連絡・連携件数(件) 【地域ケア会議推進事務事業】	17,502	21,000

【施策の中心となる取組(事務事業)】

地域包括ケアの推進が福祉サービスの充実の中で主要な活動であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 1-(3)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
地域包括ケアの推進 (重層)	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らすために、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。高齢者のための地域包括ケアシステムや、障害者や子どもについての、地域の社会資源を活用したネットワークを、重層的なネットワークとして連携させていく。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】
地域包括ケアの推進 (子ども)	保健師や助産師等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談でき、切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの充実を図る。	健康推進課 【子育て世代包括支援センター事務事業】
地域包括ケアの推進 (障害)	障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の機能を持った拠点を整備する。	障害福祉課 【障害者地域自立支援協議会事務事業】 【障害者基幹相談支援センター事務事業】
地域包括ケアの推進 (高齢)	入退院後も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目指す、地域包括ケアシステム実現のために、在宅医療・介護に関する市民への普及啓発および、地域の医療・介護関係の多職種間の連携強化を行う。	高齢福祉課 【在宅医療・介護連携推進事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
障害者・障害児に向けた様々な支援	地域活動支援センター事業, 地域の相談支援体制の強化の取組, 精神保健医療相談(心の健康相談), 子どもの発達相談, 教育・就学相談体制の整備の取組とともに, 障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業, 教育相談事業, 歯科医療連携推進事業を進め, 障害者・障害児への支援を行う。	健康推進課 【歯科健診事務事業】 障害福祉課 【地域活動支援センター事務事業】 【障害者基幹相談支援センター事務事業】 【精神保健相談事務事業】 【障害者センター管理運営事務事業】 子育て相談室 【こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業】 学校指導課 【教育相談事務事業】
障害者地域自立支援協議会の運営	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため, 障害福祉に関わる地域の関係者が参加し, 障害者地域自立支援協議会を開催する。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し, 関係機関と連携を図りながら, 課題の解決に向けた取組を行う。また, 必要に応じて各専門部会に作業部会を設置し, 個別課題の対応や事業所間の連携をより強化していく。	障害福祉課 【障害者地域自立支援協議会事務事業】
地域ケア会議の効果的な運営	地域包括ケアシステム実現のために, 地域ケア会議を効果的に運営し, 積み上げた地域課題等の協議, 地域のネットワーク構築や多職種の連携強化等を推進する。	高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】

基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

施策の柱(1)権利擁護の推進

認知症, 知的障害, 精神障害などの理由で, ひとりで決めることが心配な方々を保護する成年後見制度などの権利擁護は, 高齢化の進行により, 必要性が高まっています。

特に首都圏の高齢化率の上昇が, 今後, 早まる中, 本市においても, 高齢化率が上がり, ひとり暮らしの認知症高齢者が増加することが考えられ, 制度の利用促進が求められています。

また, ひとりで決められるうちに, あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)を契約で決めておく任意後見は, 自分らしい生き方を自ら決めることができる制度であり, 周知を図ることが求められています。

一方, 虐待やいじめ, DVなどは, 人権を著しく侵害し, 心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為です。虐待などに対する市民の理解を深め, 防止するとともに, 早期発見に努めることが必要です。

【6年後の目指す姿】

判断能力が不十分な人でも, 適切に制度やサービスが利用でき, 権利が守られ, その人らしく生きることのできる地域を目指します。

虐待やいじめ, DVなどから守られている地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

権利擁護の推進につなげるため, 権利擁護センターこくぶんじの認知度向上を目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
権利擁護センターこくぶんじを知っている人の割合 (よく知っている+ある程度知っている)	6.2%	12%

施策① 成年後見制度の利用促進



社会全体の少子高齢化が進む中、判断能力が不十分な方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進は、そのニーズに対して十分に利用が進んでおらず、高齢化社会の喫緊の課題となっています。

本市は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度以外の権利擁護支援も考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備します。また、成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実し、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる地域づくりを進めます。

なお、支援が必要な人を早期に支援につなぐための相談支援についての取組は、地域福祉の他の取組と共通することから他の施策の柱でまとめ、ここではそのほかの権利擁護の取組について記載します。

<権利擁護センターこくぶんじ(中核機関)について>

権利擁護センターこくぶんじは、「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて、令和4(2022)年1月から、国分寺市の権利擁護支援の中核機関と位置付けられています。中核機関では、成年後見制度の広報、相談、利用促進、後見人支援を担うほか、地域連携ネットワークの関係機関と連携を図ります。

そのほか、権利擁護センターこくぶんじでは、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等(地域福祉権利擁護事業【日常生活自立支援事業】)の事業などを行っています。



本施策では、制度の利用促進を図るために、周知・啓発、相談、後見人支援などに努めます。

また、費用助成と市民後見人の育成を強化し、更なる利用促進を図ります。

財産管理にとどまらず、本人の意思決定支援・身上保護を重視し、自分らしく暮らし続けるための地域づくりを進めます。

地域連携ネットワークを生かし、地域で権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、早期に適切な支援につなげます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分になったときに備えて、成年後見制度について理解を深める。 ・制度について知らない人に情報提供する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知を図る。 ・権利擁護センターこくぶんじや地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなど関係機関と連携する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・任意後見制度を含む、様々な制度の周知を図る。 ・権利擁護センターこくぶんじと連携を図る。 ・成年後見制度の利用支援、市民後見人の育成、法人後見の支援などを行う。 ・市民が成年後見制度を利用する際に、市長申立てが必要な場合は規則に則り必要に応じて速やかに手続を行う。 ・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者・障害者に対し成年後見人等の申立費用や報酬を助成するため、成年後見制度と密接に関わる他の福祉サービスの利用実態を勘案し、対象者の拡充や適切な助成内容となるように検証を行い推進します。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
成年後見相談件数(件) 【権利擁護センター事務事業】	3,084	3,400
成年後見制度利用者数(人) 【権利擁護センター事務事業】	183	201

【施策の中心となる取組(事務事業)】

成年後見制度・権利擁護支援の周知・啓発によって、利用者数が増えるとともに、権利擁護への理解が深まり、適切な意思決定支援の実施が期待されることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 2-(1)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
成年後見制度・権利擁護支援の周知・啓発	成年後見制度に関する講演会、個別相談会等を開催し、幅広い専門職団体等と連携しながら、制度の周知・啓発に取り組む。また、市の職員をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護保険事業所等の関係者に対して、成年後見制度の研修等を実施し、正しい理解を促す。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
後見人の支援体制・受任調整	市民後見人及び親族後見人に対する適切な助言や指導を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による定期的な相談会を開催する。また、受任調整及び後見人支援のための権利擁護支援検討会議を開催するとともに、ケースの定期的なモニタリングを行う。後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組を進める。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
法人後見の実施・支援	頻回に身上保護が必要、日常生活自立支援事業で関わりのあるケースなど事案の適格性を判断の上、社会福祉協議会による法人後見活動を実施する。また、法人後見実施団体と情報交換し、連携を図る。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	権利擁護支援が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげ、地域連携を図るネットワーク(「チーム」「協議会」「中核機関」からなる。)を強化する。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
市民後見人の育成・活躍支援	市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成と確保を進め、その後もフォローアップ研修等による後見事務の質の担保を図る。また、受任のみならず地域の中で活躍できる場を検討し支援する。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の利用で、判断能力が低下した方について、成年後見制度の必要性を専門的に判断の上、適切な時期に、成年後見制度の利用に結び付ける。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
任意後見制度の利用促進	本人の希望に沿って判断能力が低下する前に後見人を決める制度である任意後見制度の周知・広報を進める。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
福祉サービス総合支援事業	弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情に対し適切な対応を行う。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスに関する相談・助言等のサービス利用援助や、手続・支払等の日常的な金銭管理等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択・利用でき、主体的に生活することができるよう支援を行う。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
成年後見活用あんしん生活創造事業	判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	地域共生推進課 【権利擁護センター事務事業】
障害者成年後見制度利用支援事業	判断能力の低下により、自ら財産管理を行い、日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	障害福祉課 【成年後見制度利用支援事務事業】
市長申立ての適切な実施	本人又は親族による申立てが期待できない状況において、必要なサービスの利用や財産管理など日常生活上の支援を図るために市長申立てを行い、成年後見制度を適切に利用できるよう支援する。	障害福祉課 【成年後見制度利用支援事務事業】 高齢福祉課 【高齢者成年後見制度利用支援事務事業】
後見報酬の助成	成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見人等の報酬を助成する。	障害福祉課 【成年後見制度利用支援事務事業】 高齢福祉課 【高齢者成年後見制度利用支援事務事業】
高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の低下により、自ら財産管理を行い、日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	高齢福祉課 【高齢者成年後見制度利用支援事務事業】

施策② あらゆる虐待やいじめ等の防止



虐待やいじめ、DVなどの防止のため、市民やサービス事業者等の関係者への正しい知識、理解の普及を進めるとともに、早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化に努めます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを読んだり、講演などのイベントに参加し、虐待やいじめ、DV などに対する理解を深める。 ・日頃から地域の高齢者や障害者、子どもの様子を気にかける。 ・虐待等を発見、又は疑いを感じたら、関係機関に通報する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめ、DV などの防止に関する情報を関係機関に提供し、共有を図る。 ・子ども家庭支援センター(令和7(2025)年4月から名称変更予定)や教育委員会、男女平等推進センターなど関係機関と連携する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめ、DV などの防止に関する情報の提供を図る。 ・関係機関と連携する。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
障害者虐待防止ネットワーク会議実施回数(回) 【障害者虐待防止対策支援事務事業】	2	2
高齢者の虐待防止関連会議開催回数(回) 【高齢者地域支援事務事業】	2	2
普及啓発活動回数(回) 【子ども家庭支援センター事務事業】	3	3

【施策の中心となる取組(事務事業)】

虐待やいじめ, DVの防止活動が推進される中, 状況を見る指針として, 以下を中心の取組に設定します。

施策体系 2-(1)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
障害者についての虐待防止研修の推進	障害福祉・高齢福祉・児童福祉・教育関係者及び地域の支援者を対象とし, 身体拘束・虐待防止, 権利擁護, 意思決定支援等に関する研修を実施する。	障害福祉課 【障害者基幹相談支援センター事務事業】
高齢者虐待防止等の取組, 地域におけるネットワークの構築	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い, 虐待の未然防止, 早期発見のため, 地域における様々な関係者のネットワーク強化を図る。	高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】
児童虐待の予防と早期発見	児童虐待に対しての相談を行い, 子どもとその保護者の支援及び児童虐待の予防と早期発見に努める。	子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
DV対策事務事業	講座開催やリーフレット配布等により, DVが子どもへの身体的・心理的虐待につながることを周知する。加えて, 若年層に対するデートDV防止啓発を行う。	人権平和課 【DV対策事務事業】
男女平等推進センター運営等事務事業	被害が深刻化する前に支援できるよう, 相談しやすい環境を整える。また, 関係機関と連携し, 相談者が必要とする支援を行う。	人権平和課 【男女平等推進センター運営等事務事業】
虐待防止のための啓発	高齢者虐待防止等の取組・正しい知識・理解の普及, 子どもの権利についての普及・啓発, 児童虐待防止に関する啓発活動, 障害者への理解促進の取組を進め, 虐待に対する理解を深めることで虐待の未然防止, 早期発見に努める。	障害福祉課 【理解促進研修・啓発事務事業】 高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】 子育て相談室 【いじめ・虐待防止等事務事業】
虐待防止のための体制強化	障害者虐待防止事業, 要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業を進め, 未然の防止や早期発見, 迅速な対応, 適切な支援のための体制強化を行う。	障害福祉課 【障害者虐待防止対策支援事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
いじめや虐待などで被害を受けた子どもへの支援	児童虐待相談窓口と、教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。必要に応じて、子どもの実態に見識の深い選任弁護士に相談をし、解決に向ける。	子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】
いじめ防止に関する対応事業の推進	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を受け、「国分寺市いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの防止及びいじめが発生した際の適切な対応等を行う。	学校指導課 【いじめ防止事務事業】



施策の柱(2) 支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進

生活の困窮は自殺や犯罪の発生にも影響するものであり、今後も引き続き、生活に困窮した人が自立できるように関係機関と連携して支援を進める必要があります。

また、本市における生活に困窮した人からの相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに増加しています。

本市においては、令和2(2020)年、令和3(2021)年では自殺率が全国、東京都より高くなっています。自殺の状況の分析を踏まえ、施策や関係機関の連携を強化することが求められています。

本市の自殺の状況の分析からは、以下について重点課題として位置付け、取組を進めていくことが求められます。本市の自殺の統計分析の結果がまとめられた「国分寺市 自殺実態プロファイル」(いのち支える自殺対策推進センター作成)においては、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」「勤務・経営」に関わる自殺の対策が喫緊の課題とされており、各々に求められる取組を進めていくことが必要です。また、16～20歳代の若者の約半数が自殺を考えたことがあり、教育機関と連携した取組を進めるとともに、子どもや若者がより相談しやすい環境をつくっていくことが必要です。さらに、女性の自殺死亡率が、令和2(2020)年、令和3(2021)年において、全国、東京都より顕著に高くなっています。女性が悩みを抱えやすい要因も考慮し、様々な困難を抱える女性への支援を更に充実することが求められます。

全国、東京都と同様に、本市を管轄する小金井警察署管内における再犯者数は減少していますが、今後も引き続き、更に再犯罪を減らしていくために、施策を推進していくことが必要です。

受刑者の立ち直りには、本人の努力はもとより、周りの理解が必要です。市民アンケートでは、罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人は約2割に留まっています。市民に再犯防止や社会を明るくする運動などについての広報・啓発を強化し、活動についての理解を促進させていくことが求められています。

支援を必要とする人へ適正に支援するためには、支援者の連携強化を図り支援者への支援の視点も必要です。

【6年後の目指す姿】

生活困窮者をはじめとした複雑化・複合化した困難を抱えている人が、包括的な支援を受け、抱えている困難が解消され安心して暮らせるような誰一人取り残さないまちを目指します。

【施策の柱の指標・目標】

困りごとのある人が相談支援につながり、困りごとが解消されるように、相談しない人を減らすことを目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
悩みやストレスを感じたとき、相談しないと回答する人の割合	8.8%	7%

施策① 暮らしを支える支援の充実



経済的あるいは社会的問題から生きる上での困難・生きづらさを抱えた人の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制の整備を進めます。

関係機関と連携し、相談や就労、居住の支援をはじめとする包括的支援を行うため、支援体制の整備を図ります。

また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を進めます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に困窮しそうなとき、生活に困ったときは、ひとりで悩まずに、相談する。 ・ 生活困窮世帯の方で子どもの学習に困ったときは、相談する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関や各種相談窓口の周知を図る。 ・ 関係機関と連携し、早期に自立に向けた支援につなげる。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関や各種相談窓口の周知を図る。 ・ 支援が必要な人を把握するため、庁内及び関係機関と連携し、相談を受ける。 ・ 自立相談支援機関において、相談者ごとの個別支援計画を作成する。 ・ 個別支援計画に基づき、支援を提供し、早期の自立を図る。 ・ 子どもの学習支援の情報提供を図る。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
新規相談件数(件) 【生活困窮者自立促進支援事務事業】	414	450

【施策の中心となる取組(事務事業)】

生活困窮者を支援につなげる取組であり、生活上の課題を抱える人の状況を把握するのに重要であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 2-(2)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
生活に困窮している人への相談体制の整備 (自立相談支援事業(相談))	生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努め、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。	生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
包括的相談支援事業 (福祉の総合的な相談窓口の体制整備) 【再掲】	相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、自殺防止、再犯防止などに関わる様々な課題も含め、包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携、つなぎを行う。以下に掲げる事業を位置付け、一体的に実施する。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなげる。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 健康推進課 【子育て世代包括支援センター事務事業】 生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】 障害福祉課 【精神保健相談事務事業】 【障害者基幹相談支援センター事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター事務事業】 保育幼稚園課 【保育所入所事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】
生活に困窮している人への支援体制の充実	自立相談支援事業(支援)を進め、早期自立に向けた支援を行うとともに、自立相談支援事業(就労)を進め、希望する相談者に就労や住居の支援を行う。	生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】
学習支援事業の実施	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援を行う。また、家庭訪問を通して、世帯全体の課題を把握し、その解決に向けた支援を行う。	生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】

施策② 自殺防止のための固有の支援



自殺対策は、自殺を防ぐことだけを目的とするのではなく、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させ、総合的に推進するものとされています。

そのためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そうした「生きることの包括的な支援」を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

本市においても、これまで「生きることの包括的な支援」の視点で、自殺対策を推進してきました。

今後も引き続き、本市の現状の分析を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない国分寺市を目指します。そのために、他の分野と共通する包括的な相談体制等の施策については、地域福祉計画としてまとめることにより、より内容の充実した自殺対策に取り組んでいきます。ここでは、そのほかの自殺対策の取組をまとめます。

本施策では、本市の自殺実態プロフィール及び自殺の実態分析による課題に重点を置きつつ、生活困窮者支援やSOSを受け入れる相談支援、人材育成(福祉ニーズに対する相談機能の充実等)をはじめとする本計画(地域福祉計画)全体の施策による包括的支援を進めます。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 悩みや不安の相談をする。 ・ 家族や仲間などの変化への「気づき」のために知識を得る。 ・ メンタルヘルス講座に参加する。 ・ ゲートキーパー養成講座に参加する。 ・ 自殺対策についての理解を深める。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成講座に参加する。 ・ 可能な範囲で、地域の見守りを行う。 ・ 事業者も、可能な範囲で、従業員のメンタルヘルスの確保に努める。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援や相談支援をはじめとする包括的支援を進める。 ・ 特に、子ども・若者、女性の支援を充実・強化する。 ・ 分析による課題に重点を置き、対策を進める。 ・ 自死遺族への支援等も含め、自殺対策への市民理解を促進する。 ・ ゲートキーパー養成講座を開催する。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

本施策の指標は、国分寺市の自殺死亡率とします。自殺総合対策大綱及び第2次東京都自殺総合対策計画では、平成27(2015)年を基準年として令和8(2026)年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。

本市においては、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大以前の平成27(2015)年から令和元(2019)年までの平均を基準として、令和6(2024)年までに自殺死亡率を30%以上減少させ、8.5以下にすることを目標に進めてきました。この目標について未達成であることから、これを引き継ぐこととし、令和11(2029)年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを引き続き目標とします。

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、そのあり方も含めて数値目標を見直すものとします。

施策の指標 (厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)	現状値 (※)	目標値 (令和11年度)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	12.2	8.5以下

※毎年の増減が大きいため、平成27(2015)年から令和元(2019)年までの平均を現状値とします。

【施策の中心となる取組(事務事業)】

自殺総合対策大綱及び第2次東京都自殺総合対策計画を踏まえ、「生きることの阻害要因」を減らすとともに「生きることの促進要因」を増やす支援を本計画全体で進め、自殺対策計画に固有な取組について、以下に中心の取組として設定します。

なお、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」「勤務・経営」に関わる自殺の対策は、「国分寺市 自殺実態プロファイル」において喫緊の課題とされている取組です。

施策体系 2-(2)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
自殺未遂者等への支援の充実	生活課題や悩みなどの「生きることの阻害要因」を減らすための取組を行うとともに、居場所づくりや自殺未遂者への支援などの「生きるための促進要因」を増やす取組を行う。	健康推進課 【自殺対策事務事業】 障害福祉課 【地域活動支援センター事務事業】 高齢福祉課 【認知症対策事務事業】 【高齢者地域生きがい交流事務事業】 子育て相談室 【親子ひろば事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
自死遺族等への支援の充実	自死への偏見による遺族の孤立化の防止や自死遺族の心を支える取組を行う。また、相続や行政手続に関する情報提供等についても支援を行う。	健康推進課 【自殺対策事務事業】
無職者・失業者への支援	一般的にも市においても自殺のリスクが高い無職者・失業者に対する支援の充実, 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化などにより, 総合的な支援を進める。	経済課 【雇用促進対策事務事業】 生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】
女性への支援	学校関係の悩みや進路・進学問題, 親子関係の不和, 就労に関する問題, 予期しない妊娠や産後うつ, 子育ての悩み, 介護疲れなど, ライフステージによって異なる困難を抱える女性の悩みに応じた相談支援を進め, 適切な支援につなげる。また, 支援へのつながりやすさを高めるため, 相談窓口の周知を強化する	人権平和課 【DV対策事務事業】 【男女平等推進事務事業】 健康推進課 【母子訪問指導事務事業】 【子育て世代包括支援センター事務事業】 子ども子育て支援課 【児童扶養手当等支給事務事業】
生活困窮者への支援	生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化, 支援につなげていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進, 多分野の関係機関が連携する基盤の整備などを進め, 「自立生活サポートセンターこくぶんじ」において, 家計や仕事, 生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めるとともに, 庁内や関係機関と連携し, 本人に寄り添った支援を進める。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 【民生委員等事務事業】 健康推進課 【自殺対策事務事業】 生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】 【生活保護扶助事務事業】 【受験生チャレンジ支援貸付事業 窓口運営事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
高齢者への支援	高齢者とその家族・介護者に対する相談支援, 支援者の気づきを高める取組, 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進, 家族・介護者に対する支援の推進などにより, 自殺リスクの高い高齢者を早期に支援へつなげ, 高齢者とその家族・介護者が, 社会的に孤立することなく, 生きがいを感じられる地域づくりを進める。	健康推進課 【自殺対策事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター運営事務事業】 【生活支援体制整備事務事業】 【高齢者地域支援事務事業】 【老人クラブ助成事務事業】 【認知症サポーター等養成事務事業】 【認知症対策事務事業】 【高齢者地域生きがい交流事務事業】
働いている人への支援	労働条件, ハラスメント, メンタルヘルスなどに関する職域における課題について, 自殺対策の観点から情報発信・普及啓発に取り組む。	健康推進課 【自殺対策事務事業】
子ども・若者への支援	全国の児童・生徒の自殺者が増加しており, 市においても若年層において希死念慮の経験がある者が半数を占めたことから, 特に対策が求められており, 教育機関等と連携した取組を進める。引き続き, 「SOSの出し方に関する教育」を市内公立学校全校で進めるとともに, 長期休業日前後には指導及び見守りを行う。学校における相談体制, 不登校児童・生徒への支援を充実する。相談窓口連絡先一覧を配布して身近にいる信頼できる大人や外部相談機関等に相談するよう伝える。中学生には, SNSによる教育相談も周知する。また, いじめ防止に関する取組を充実する。生活困窮者やひきこもり状態にある人の支援を進める。	生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】 学校指導課 【いじめ防止事務事業】 【教育相談事務事業】 【不登校児童生徒の支援事務事業】

施策③ 再犯防止のための固有の支援



再犯を防ぐには、本人の努力のみならず、就労や住居の確保に向けた支援のほか、生きづらさを抱えやすい高齢者や障害者には保健医療・福祉サービスの利用を必要とする状況があります。

本市は、このような支援とともに、保護司活動への支援、支援に関する広報・啓発を進め、再犯防止を推進してきました。

今後も引き続き、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。そのために、他の分野と共通する包括的な相談体制等の施策については、地域福祉計画としてまとめることにより、より内容の充実した再犯防止に取り組んでいきます。ここでは、そのほかの再犯防止の取組をまとめます。

本施策では、立ち直り支援に関する広報・啓発活動や保護司会の活動支援を中心に据え、住居・就労、保健・福祉などをはじめとする本計画(地域福祉計画)全体の施策による包括的支援を進めます。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
・「社会を明るくする運動」への理解を深める。
地域・団体
・困っている人の相談に乗り、支援につなげる。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・住居・就労、保健・福祉などの包括的支援を進める。 ・立ち直りに関わる支援機関を支援する。 ・立ち直り支援に関する広報・啓発活動を進める。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
定例会及び行事等活動回数(回) 【国分寺分区等事務事業】	150	300
行事の参加者数(人) 【社会を明るくする運動事務事業】	850	1,500

【施策の中心となる取組(事務事業)】

住居・就労, 保健・福祉などの包括的支援を本計画全体で進める中, それ以外の立ち直り支援として主要な取組であることから, 以下を中心の取組に設定します。

施策体系 2-(2)-③

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
民間協力者の活動の促進	北多摩東地区保護司会国分寺分区や北多摩東地区更生保護女性会国分寺分区など, 民間協力者の方々の活動を促進するための支援を行うとともに, 民間協力者や関係機関等の方々と連携し, 更生保護に対する市民の理解と協力を得て, 犯罪をした人等を孤立させることなく, 立ち直りを支援する。	地域共生推進課 【国分寺分区等事務事業】
犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進	犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について地域の理解を深め, 犯罪のない明るい社会を築くため, 社会を明るくする運動を推進する。	地域共生推進課 【社会を明るくする運動事務事業】



社会を明るくする運動の一環で小学生が種をまいた「ひまわり畑」

基本目標3 地域で支え合う基盤の強化

施策の柱(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用

市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域福祉を担う人材が欠かせず、人材が育つ環境が重要です。

本市において、自治会・町内会の加入率は、5割以下となっており、地域活動やボランティア活動などについて、取り組んでいる人は2割以下に留まっています。コミュニティ、地域活動やボランティア活動を活性化するために、活動等についての啓発を行い、参加しやすい取組を進めていくことが必要です。

本市のボランティア活動の情報について、ほとんど入手できていないという市民が約4割となっています。情報提供を含め啓発を行う必要があります。

また、市民活動の活性化の施策の一つとして、市民活動団体による、団体と市の協働事業の提案を募り、採用された事業を進め、有効性が高いことから、今後も継続が必要です。

【6年後の目指す姿】

ボランティアや市民活動、自治会・町内会などの活動から地域福祉の担い手が育ち、地域福祉の活動が活発な地域となり、それが市の魅力となることを目指します。

市民活動団体と市が協働して地域課題に取り組み、活発な市民活動が推進される地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

地域福祉を担う人材を育成し、活動する人を増やすため、ボランティア活動に取り組みたい人の増加を目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
地域福祉やボランティア活動に取り組みたいと回答する人の割合(ぜひ取り組みたい+できれば取り組みたい)	45.2%	50%

施策① ボランティアや市民活動団体の育成・養成



地域福祉を担う人材を育てるため、講座、講習会、イベント、広報活動などを行います。
 ボランティアや市民活動団体活動、地域コミュニティ活動の支援を行い、活動の促進と充実を図ります。
 地域福祉推進協議会を開催し、地域の支え合い、地域福祉の推進に取り組みます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会や講演会、イベント、自治会・町内会活動、ボランティア体験等に、周りの人を誘って気軽に参加する。 ・ 近所の方へのちょっとした手助けなど、自分ができることから始める。 ・ ボランティア活動や市民活動の情報を収集する。 ・ 積極的にボランティアの力を借りる。 ・ 自治会・町内会などの地域コミュニティ活動に自ら積極的に参加する。 ・ 隣近所の転入者に、自治会・町内会などの地域コミュニティへの加入を案内する。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS などの方法を活用して、ボランティア活動や市民活動の PR を強化する。 ・ 様々な世代が気軽に参加できる研修会や講演会、ボランティア体験等を実施し、人材を育成・養成する。 ・ ボランティアを「したい人」と「してほしい人」がつながれるよう、コーディネートする。 ・ 自治会・町内会の必要性を呼びかける。 ・ 自治会・町内会が組織されていない地域などでは、実情に合わせた地域コミュニティづくりを進める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会などと連携し、地域福祉を担う人材を育てる取組を進める。 ・ 職員のボランティア活動を支援し参加を推奨する。 ・ ボランティア活動センターこくぶんじと連携し、情報提供を行う。 ・ 市民活動の支援に努める。 ・ 様々な事業にボランティアの力を借りる。 ・ 自治会・町内会活動が活性化するための支援を行う。 ・ 地域コミュニティの必要性を呼びかける。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
介護支援ボランティア活動延べ回数(回) 【高齢福祉課関係事務事業】	430	1,000
援助活動実施件数(件) 【ファミリー・サポート・センター事務事業】	4,515	5,363

【施策の中心となる取組(事務事業)】

ボランティアや市民活動団体の育成・養成の活動状況における主要な取組であることから, 以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(1)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
元気高齢者地域活躍推進事業(介護支援ボランティア制度)	高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し, 高齢者自身の社会参加活動をととした介護予防を行う。	高齢福祉課 【高齢福祉課関係事務事業】
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい方(援助会員)と育児の援助を受けたい市民(利用会員)が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	子育て相談室 【ファミリー・サポート・センター事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
地域福祉を担う人材の育成・養成	国分寺市職員地域参加促進事業や地域ネットワーク事業を進めると共に、障害者支援ボランティア養成講座、プレイリーダー講習会、青少年地域リーダー講習会の開催、認知症キャラバン・メイト養成、認知症サポーター養成及び支え合い体制の構築、生活支援隊・介護予防応援隊の確保・育成の取組を進める。また、地域の人材としてより活躍できる仕組みづくりを行う。	職員課 【職員研修事務事業】 地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 高齢福祉課 【認知症対策事務事業】 【認知症サポーター等養成事務事業】 【高齢者地域支援事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】 社会教育課 【わんぱく学校事務事業】 【青少年地域活動振興事務事業】 公民館課 【公民館関係事務事業】
地域コミュニティ活動の促進・充実	自治会町内会に情報提供を行うとともに、活動の活性化に向けた支援を行う。	協働コミュニティ課 【コミュニティ形成事務事業】
ボランティアや市民活動団体の活性化	児童館におけるボランティア受入れ事業を進めると共に、ボランティア活動センターこくぶんじとの連携、クリーン運動の推進の取組を進める。	地域共生推進課 【社会福祉協議会事務事業】 子ども子育て支援課 【児童館の運営(行事等)事務事業】 環境対策課 【クリーン運動事務事業】
地域福祉推進協議会の開催	地域福祉推進協議会を開催し、情報交換、交流を通じ、委員同士、団体間でのつながりにより、地域の支え合い、地域福祉の推進に取り組む。	地域共生推進課 【地域福祉の推進事務事業】

施策② 協働の推進



様々な地域課題に対応するとともに市民活動を活性化するため、市との協働事業の提案を市民活動団体に募り、採用された事業を進めます。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
・積極的にボランティア活動や市民活動に参加する。
地域・団体
・地域課題に対し、市と協働して取り組む。 ・自分たちができる地域課題の解決策を積極的に提案し、実施する。
行政
・各種団体との協働の推進のため、情報共有や意見交換など、連携を図る。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
委託型協働事業の提案数(市民活動団体との協働事業) 【市民活動団体支援事務事業】	4	8

【施策の中心となる取組(事務事業)】

以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(1)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
提案型協働事業	市民活動団体からの発意で提案された事業のうち、協働事業審査会において採択された事業を実施する。	協働コミュニティ課 【市民活動団体支援事務事業】

施策の柱(2) 地域福祉活動とつながりづくりの推進

同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会を築くために、様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進め、人のつながりを強めていく地域づくりを強化することが必要です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の中においては、地域住民同士の交流が制限されました。再び地域の住民のつながりを強め、地域福祉を推進するために、交流の促進と場の充実を図ることが求められています。

困りごとを抱え、だれに相談したらよいかわからない人が支援につながるために、地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、地域に広く周知されている必要があります。しかし、本市において、民生委員・児童委員の認知度は十分に高いとは言えません。また、民生委員・児童委員は、様々な相談が増える中で、研修等を実施し、支援への橋渡しとしてより活躍できるように、求められています。

地域福祉活動や交流を促進するためには、地域福祉団体への支援も重要であり、活動内容の住民への周知や活動の場の提供等の取組を充実させていく必要があります。

【6年後の目指す姿】

地域の中で、だれもが気軽に集まれる場と機会が提供され、交流が活発に行われている地域を目指します。

民生委員・児童委員を通じて、より支援機関につながりやすい地域を目指します。

地域福祉活動がより活発に行われている地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

だれに相談したら良いかわからずに支援につながっていない人に、地域の福祉の相談先である民生委員・児童委員を知ってもらい、身近に感じてもらうことで、相談が必要なとき、民生委員・児童委員に頼みたい人が増えることを目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉のことで相談が必要なとき、民生委員・児童委員に頼みたいと回答する人の割合	10.2%	15%



施策① 地域住民の交流促進

地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、高齢者・障害者・子どもをはじめとする様々な地域住民の交流を促進します。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で顔を合わせる人と日頃からあいさつや声かけを行う。 ・ 各種団体が実施する行事やイベント等に積極的に参加する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に参加・交流できる行事やイベント等の機会を増やし、地域の交流や世代間の交流を図る。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の対策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症で制限されていた交流を元に戻す。 ・ 地域住民や各種団体等が交流できる機会を増やす。 ・ 新たな感染症発生等の有事にも持続可能な交流について検討する。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
参加者数(人) 【高齢者地域生きがい交流事務事業】	7,263	7,876
親子ひろば延べ利用者数(人) 【親子ひろば事務事業】	51,487	45,814
主催事業数(講座+行事) 【公民館関係事務事業】	186	170

【施策の中心となる取組(事務事業)】

交流促進の主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(2)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
地域生きがい交流事業	高齢者が生きがいを持って社会参加を続けられるように、生きがい創作、介護予防活動に関する事業を実施する。	高齢福祉課 【高齢者地域生きがい交流事務事業】
親子ひろば事業	地域の中で孤立しがちな乳幼児(おもに0歳～3歳)とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者が交流し、保護者・子育て支援者・行政・地域住民が連携する。	子育て相談室 (子ども子育て支援課) 【親子ひろば事務事業】
地域での生きがいづくり・仲間づくり	様々な公民館主催事業の開催や、グループでの学習・活動・交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを支援する。	公民館課 【公民館関係事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
交流の場の充実(多世代交流)	公民館・児童館における高齢者ボランティアによる異世代交流事業、公民館青少年体験事業とともに、親子ひろば事業における子育て支援に係る講座、地域センターにおける利用者協議会主催のまつり等のイベントを支援することにより、世代を超えた交流の促進を図る。	協働コミュニティ課 各【地域センター維持管理事務事業】 子ども子育て支援課 【児童館の運営(行事等)事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】 【親子ひろば事務事業】 公民館課 【公民館関係事務事業】
各種団体への支援による地域住民の交流の促進	地域会議事業、市民活動センター団体交流会及び地域センター利用者協議会等の取組を進め、団体間の交流や情報交換を促進する。また、市民活動フェスティバルを開催し、活動のPRを図るとともに交流の場とする。	協働コミュニティ課 【市民活動団体支援事務事業】 各【地域センター維持管理事務事業】 公民館課 【公民館関係事務事業】
スポーツ大会等の開催	スポーツ大会開催やスポーツ推進委員によるイベント(ウォーキング、スポレクまつり)の取組を進め、市民の交流機会の充実を図る。	スポーツ振興課 【市民体育大会等事務事業】 【スポーツ推進委員事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
交流の場の充実(高齢者)	認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して、認知症カフェを推進し、認知症である当事者やその家族などが気楽に集まり、相談・情報交換ができる場を提供する。	地域共生推進課 【社会福祉協議会事務事業】 高齢福祉課 【認知症対策事務事業】
交流の場の充実(子どもや子育て世代)	公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業、こくぶんじ青空ひろば事業、保育所地域支援事業と共に、放課後子どもプランの実施、児童館職員・学童保育所職員の地域会議等への参加、児童館と地域子育て支援活動の連携、保育園給食地域交流会の取組を進め、子どもの居場所づくりや子育て世代の親子などの交流の促進を図る。	保育幼稚園課 【市立保育園の保育事務事業】 子ども子育て支援課 【児童館の運営(行事等)事務事業】 【こくぶんじ青空ひろば事務事業】 社会教育課 (子ども子育て支援課) 【放課後子どもプラン国分寺事務事業】 公民館課(協働コミュニティ課) 【公民館関係事務事業】
交流の場の充実(障害者)	くぬぎ教室の取組において、居場所、学習機会の提供を進めるとともに、ロビーコンサートの取組において、障害者との交流を図る。また、合理的配慮を行い、障害者が参加しやすい工夫を検討する。	公民館課 【公民館関係事務事業】

施策② 民生委員・児童委員の活動の充実



地域住民にとって最も身近な相談・支援者である民生委員・児童委員が、活動しやすい環境をつくるために、民生委員・児童委員について周知するとともに、市や関係機関と連携を図ります。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動内容を知り、活動に協力する。 ・ 困ったことがあれば、民生委員・児童委員に相談する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動内容を知り、ともに連携する。 ・ 民生委員・児童委員の活動内容を周知する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員が各種団体等と連携できるように、交流の機会を増やす。 ・ 民生委員・児童委員の活動内容などの周知を強化する。 ・ 研修を充実させるなど、支援を強化する。 ・ 民生委員・児童委員の欠員地区の解消を目指す。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
相談・支援件数(件) 【民生委員等事務事業】(再掲)	875	1,000

【施策の中心となる取組(事務事業)】

地域住民の身近な相談・支援者であることが認知されることで、活動が活性化する主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(2)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
民生委員・児童委員の活動についての周知	民生委員・児童委員の活動が活性化するように、民生委員・児童委員とその活動の内容を周知します。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
民生委員・児童委員の活動の充実	国分寺市民生委員・児童委員協議会及び協議会内の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の部会の活動を通じて、市・各種団体との連携を図りながら、地域の課題解決に取り組む。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】
民生委員・児童委員の研修の実施	地域の課題解決に必要な知識の習得を目的として、民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、課題解決能力の向上を図る。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】

施策③ 地域福祉活動団体等への支援



地域福祉に取り組む各種団体等に活動場所や情報提供などの支援を行うとともに、団体間の連携を図り、団体活動の更なる活性化を図ります。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等の活動内容を知り, 協力や参加をする。 ・ 家族や友人などに参加を呼びかける。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等の活動内容を知り, 日頃から団体間等の連携を図る。 ・ 各種団体等や地域の企業・事業者の施設を活動の場として, 提供するなど協力する。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等の活動を支援するため, 活動の場を提供する。 ・ 活動強化のための情報提供や共有を行い, 団体活動の活性化を図る。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内: 対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉センター利用者数(人) 【福祉センターの管理運営事務事業】	36,706	58,000
地域センター6館及び多喜窪公会堂利用率 【公会堂維持管理事務事業】	(公会堂)21.1%	(公会堂)34.1%
	(内藤)50.7%	(内藤)58.0%
	(西町)40.8%	(西町)54.5%
	(北町)47.6%	(北町)58.7%
各【地域センター維持管理事務事業】	(北の原)37.9%	(北の原)52.6%
	(本町・南町)63.5%	(本町・南町)74.2%
	(もとまち)27.9%	(もとまち)45.4%

【施策の中心となる取組(事務事業)】

活動場所提供の主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(2)-③

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
市民の活動の場の提供	地域住民の集会や学習などの自主活動が行われる地域活動の拠点として、公会堂及び地域センターを提供することにより、市民文化の向上と福祉の増進を図る。	協働コミュニティ課 【公会堂維持管理事務事業】 各【地域センター維持管理事務事業】 文化振興課 【cocobunji プラザの施設維持管理事務事業】 【いずみホールの施設維持管理事務事業】 スポーツ振興課 【校庭・体育館開放事務事業】 【体育施設維持管理事務事業】 地域共生推進課 【福祉センターの管理運営事務事業】 高齢福祉課 【さわやかプラザもともち管理運営事務事業】 子ども子育て支援課 【児童館の運営(行事等)事務事業】 社会教育課 【ひかりプラザの維持管理事務事業】 公民館課 【公民館の施設維持管理事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
市民活動等の情報提供	市民活動団体等の支援, 介護保険事業者連絡会の開催, 障害のある方やそのご家族のレクリエーションと相互交流の機会の提供等を行い, 市民活動の活性化に努める。	協働コミュニティ課 【市民活動団体支援事務事業】 障害福祉課 【スポーツ・レクリエーション事務事業】 高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】

施策の柱(3) 市民生活の安全・安心の向上

近年全国において、局地的集中豪雨や台風をはじめとした災害が増加傾向にあり、災害に備えた体制の充実が求められています。本市では、災害が発生した際、本人又は家族の支援のみでは避難が困難な方を対象に避難行動要支援者[※]への支援を進めてきました。しかし、市民アンケートでは、まだ制度の認知度が十分に高くない状況です。今後も、災害に備え、安心して暮らせる環境をつくるために、避難行動要支援者登録制度を周知するとともに、地域の支援者との連携を進め、より安全を目指した取組を充実させる必要があります。

また、本市において、優先度が高いと市民が考える取組は、防犯・交通安全・防災体制の充実となっており、防災に加えて、防犯に対する取組の充実が求められています。

我が国では、課題を抱えながら、社会的孤立状態にあるために支援の手が届かないケースが多く見られるようになってきました。孤立した人が地域で安全で安心して暮らしていくために、日常的な見守り活動の充実が求められています。本市においても、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者など、孤立しやすい人が増えており、日常的な見守り活動の充実が必要です。

【6年後の目指す姿】

災害時の避難などの備えを進めるとともに、防犯、交通安全対策の強化に努め、だれもが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていける地域を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者など、日常的な地域の見守りの充実を図り、だれもが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていける地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

安心できるまちであると思う人を増やすことを目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
国分寺市が災害時でも安心できるまちであると思う人の割合(そう思う+どちらかというと思う)	40.8%	45%



施策① 安全・安心に向けた取組の推進

避難行動要支援者への支援を図るため、避難行動要支援者登録制度の周知を強化するとともに、周りの支援者が活動しやすい運用を進めます。

防災意識の向上を図るため、地域での防災訓練や防災対策、日頃の備えについて広報を行うとともに、市民が参加しやすい防災訓練を実施します。

災害に備えるため、市民、事業者、民間団体等、それぞれの状況に応じた防災組織を育成します。

避難所生活において特別な支援が必要な方への支援を行えるように、民間の福祉施設等との連携を図ります。災害ボランティアの受入れを早期に開始できるように行政間及び社会福祉協議会と連携を図ります。

防犯活動を推進するため、関係機関との連携や地域の協力により、防犯活動、自主防犯活動を進め、高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化にも努めます。

市民、地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民

- ・避難行動要支援者登録制度について知っておく。
- ・知らない人に情報提供する。
- ・避難所までの経路など、防災に関する情報を収集する。
- ・地域の防災訓練に参加する。
- ・日頃から食糧や水などを備蓄する。
- ・生活安全・安心メールなどを活用して、情報収集を行う。
- ・犯罪に巻き込まれているかもしれない人がいたら、速やかに警察や市、関係機関に連絡する。
- ・子どもの登下校時における見守り活動を行う。
- ・自主防犯活動に参加する。
- ・防犯リーダー養成講習会などに参加し、防犯に関する知識を向上させる。
- ・交通マナーやルールを守る。

地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録制度について知っておく。 ・支援者でなくても、災害時には手助けをする。 ・地域で防災訓練などを行う。 ・災害時に連携が図れるように日頃から福祉施設や自治会・町内会、各種団体と交流を行う。 ・食糧や水などを備蓄する。 ・犯罪等発生時や相談を受けたときには、速やかに警察や市、関係機関に連絡する。 ・青色防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、普及啓発を図る。 ・他の団体等と連携し防犯活動を行う。 ・交通マナーやルールを守る。 ・交通安全の周知・啓発を行う。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録制度について周知を図る。 ・支援者が活動しやすいように制度を運用する。 ・防災についての広報を行う。 ・市民防災まちづくり学校などを通して、防災組織を育成し、更に組織間の調整を行う。 ・地域防災計画に基づき、全庁的に取り組む。 ・民間の福祉施設等と連携を図る。 ・二次避難所[※]、福祉避難所[※]の確保や必要物資を備蓄する。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
防犯まちづくり委員認定数 【防犯事務事業】	222	390
市民防災推進委員認定者数(累計) 【市民防災推進委員会事務事業】	1,325	1,573
避難行動要支援者登録制度の認知度(%) (市民アンケート:(よく知っている+ある程度知っている)) 【地域福祉の推進事務事業】	8.6	20

【施策の中心となる取組(事務事業)】

安全・安心の主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(3)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
事件災害情報等の迅速な提供(生活安全・安心メール配信サービス)	事前に登録した市民等に, 犯罪, 不審者, 事件, 災害情報等を電子メールで配信し, 被害を未然に防ぐ。	防災安全課 (子ども子育て支援課)(学校指導課) 【防犯事務事業】
専門的知識等を持つボランティアの登録	日常的にボランティア活動センターにおいて, 特に専門的知識や技能を持つボランティア(災害ボランティア経験者を含む)の情報を把握し, 災害時に活用する。	防災安全課 【市民防災推進委員会事務事業】
避難行動要支援者の支援(避難行動要支援者登録制度)	災害時に, 自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを, 障害者(児), 高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし, 避難行動要支援者とその家族, 地域住民等の危機管理意識を向上させるため, 避難行動要支援者とその家族, 地域住民が, 協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図る。	地域共生推進課 【地域福祉の推進事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
防災意識の向上	住民組織(自主防災組織等)による高齢者世帯等の安全確保の仕組みづくりを進め, 防災意識の向上を図る。	防災安全課 【防災まちづくり推進地区事務事業】
災害に対する備え	むかしの井戸への取組を進め, 地域住民が利用できる生活用水を確保し, 災害への備えを図る。自助・共助・公助を学び, 主体的に災害への備えを図る。	防災安全課 【むかしの井戸づくり等事務事業】 【市民防災まちづくり学校事務事業】
防犯活動の推進	消費者被害の防止や通学路見守り活動の実施, 防犯パトロールの実施, 防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施, 地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール, の取組を推進し, 地域の防犯に努める。	防災安全課 (教育総務課) 【防犯事務事業】 経済課 【消費者施策推進事務事業】 高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】 教育総務課 【教育委員会運営事務事業】
自主防犯活動の支援	自主防犯活動団体による児童の見守り活動を推進し, 地域の防犯に努める。	防災安全課 【防犯事務事業】
交通安全対策の推進	交通安全講話会の開催や高齢者に対する交通安全教育・啓発, 高齢者の運転免許自主返納の支援, 安全設備の設置, 交通安全運動市民のつどいの開催の取組を推進し, 地域の交通安全対策に努める。また, 交通安全施設の整備, 維持管理を適切に行い, 地域の交通安全対策に努める。	高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】 道路管理課 【交通安全施設事務事業】 交通対策課 【交通安全推進事務事業】

施策② 地域での見守り体制の充実



ひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親世帯、ヤングケアラー、外国人など、様々な人が地域で孤立しないよう、地域での見守りや日常的な支え合いの体制の充実を図ります。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からあいさつや声かけ等を行い, 気にかける。 ・ 近所の方の異変に気付いたら, 速やかに関係機関に連絡する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町内会や民間事業者などにおいて, 見守り活動を行う。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りや安否確認につながる事業を行う。 ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会, 民生委員・児童委員, 地域団体等との連携体制の強化を図る。 ・ 市内事業者と高齢者等に対して見守りを行う等の協定を締結する。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員・児童委員の訪問回数(回) 【民生委員等事務事業】	2,349	1,600
見守りに関する相談件数(件) 【地域包括支援センター運営事務事業】	2,546	3,700

【施策の中心となる取組(事務事業)】

本市で行う見守りとして対象も多く主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(3)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
民生委員等事業	地域の身近な相談相手として相談に応じるとともに、高齢者や障害者、子どもなどの見守りや支援を行う。	地域共生推進課 【民生委員等事務事業】
地域包括支援センターにおける高齢者の見守り	地域包括支援センターにおいて、生活支援コーディネーターが中心となって、ひとり暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い、必要な支援につなげる。	高齢福祉課 【地域包括支援センター運営事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
様々な見守りの推進と連携	防災まちづくり推進地区事業, 市民防災推進委員会事業, ふれあい訪問収集の取組を進め, 孤立しがちな人を見守る。	防災安全課 【防災まちづくり推進地区事務事業】 環境対策課 【ごみ資源収集運搬関係事務事業】
包括的相談支援事業 (福祉の総合的な相談窓口の体制整備) 【再掲】	相談者の世代や属性, 相談内容に関わらず, 自殺防止, 再犯防止などに関わる様々な課題も含め, 包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携, つなぎを行う。以下に掲げる事業を位置付け, 一体的に実施する。複雑化・複合化した相談は, 多機関協働事業につなげる。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 健康推進課 【子育て世代包括支援センター事務事業】 生活福祉課 【生活困窮者自立促進支援事務事業】 障害福祉課 【精神保健相談事務事業】 【障害者基幹相談支援センター事務事業】 高齢福祉課 【地域包括支援センター事務事業】 保育幼稚園課 【保育所入所事務事業】 子育て相談室 【子ども家庭支援センター事務事業】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【再掲】	孤立して心配のある人に、地域福祉コーディネーター(東西圏域)によるアウトリーチの実施を行う。	地域共生推進課 【重層的支援体制整備事業事務事業】 (社会福祉協議会委託)
救急通報システム・火災通報システムによる見守り	ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯等で、慢性疾患等の身体上の理由により日常生活を営む上で常時注意を要する高齢者に対し、救急通報システムで見守る。	障害福祉課 【障害者救急通報システム等事務事業】 高齢福祉課 【高齢者救急通報システム等事務事業】
市内事業者の日常業務による高齢者等への緩やかな見守り	市内の事業者が日常業務の中、高齢者等に対して緩やかな見守りを行い、行政支援が必要であると思われる異変を発見した場合に市に連絡するといった見守り活動を行う協定を市内事業者と締結している。	高齢福祉課 【高齢者地域支援事務事業】
はいかい高齢者等家族への支援	はいかいのある認知症高齢者等を介護している家族に対し、位置探索機の貸与等を行う。	高齢福祉課 【認知症対策事務事業】

施策の柱(4) 福祉と人権意識の高揚

市民アンケートでは、福祉に関心を持っている人は7割以上となっており、福祉への関心の高さがうかがえる一方で、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいる人は2割以下に留まっています。地域福祉をより活性化していくために、引き続き、市民が福祉に関心が持てるような教育や啓発を進めることが必要です。

地域には多様な人が暮らしており、その抱える課題も様々です。そのような地域の課題を他人事ではなく、自分の事として受け止めることができるよう、子どもから大人まですべての市民が福祉と人権の意識を育むために、福祉教育や市民への意識啓発などの充実が求められます。

【6年後の目指す姿】

生活困窮者、障害者、外国人、居場所のない孤立しがちな人など、支援の必要な人たちの権利を守り、必要な配慮がなされる地域を目指します。

子どもから大人まで、すべての市民一人ひとりが相手に対する思いやりの気持ちを持てる地域を目指します。

【施策の柱の指標・目標】

地域に暮らす人々の支え合い、助け合う活動がより豊かになるように、福祉に関心を持っている人の増加を目指します。

施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
福祉に関心を持っている人の割合 (とても関心がある+ある程度関心がある)	70.9%	75%



施策① 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

福祉に関する生涯学習の機会を充実し、子どもから大人まで地域で福祉を学ぶことで、国分寺市の「すべての人を大切にするまち宣言」の理念の下に、多様性を認め合える共生社会実現への意識醸成を図ります。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者, 外国人など, 様々な人と交流する。 ・ 地域で開催される福祉に関する講座やボランティア体験等に積極的に参加する。
地域・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な人が気軽に参加できる講座や, ボランティア体験等を実施し, 地域住民の意識啓発に努める。
行政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の機会の充実や, 地域福祉に取り組む各種団体等との交流の充実を図る。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり, 施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
人権関連行事の内容に対する満足度(%) 【人権事務事業】	94	98
障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数(回) 【理解促進研修・啓発事務事業】	13	15

【施策の中心となる取組(事務事業)】

多くの市民を対象にした主要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(4)-①

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
人権事務事業	講座開催やリーフレット配布等により、性の多様性やセクシュアル・マイノリティへの理解促進を図るための啓発を行う。	人権平和課 【人権事務事業】
理解・啓発の推進	発達障害者理解促進事業とともに、市民講演会、認知症普及啓発講演会の開催、「ヘルプマーク※」や「ヘルプカード※」の普及啓発活動などの様々な機会や手法を活用し、地域の交流を図り、福祉への理解や啓発を図る。	障害福祉課 【理解促進研修・啓発事務事業】 【障害者センター管理運営事務事業】 【障害者相談事務事業】 高齢福祉課 【認知症対策事務事業】 子育て相談室 【こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
健康や福祉についての講座等の開催	心の健康に関する講座実施、メンタルヘルスセルフチェックシステム等の精神保健啓発事業や福祉に関する講座等事業を進め、健康や様々な福祉の啓発を図る。	健康推進課 【自殺対策事務事業】 公民館課 【公民館関係事務事業】
交流の場を通じた啓発	中高生と乳幼児のふれあい事業や家族介護者交流会の取組を推進し、つながりと啓発を目指す。	高齢福祉課 【地域包括支援センター運営事務事業】子育て相談室 (子ども子育て支援課)(学校指導課) 【親子ひろば事務事業】
生涯学習の推進	生涯学習の場の提供として、引き続き市民大学講座の充実を図る。生涯学習、スポーツ活動等への参加機会増進として、グループサークル活動情報の充実と提供を行う。市民の持つ特技等の情報を登録している「人材バンク」の登録件数を増加させ、気軽に活動が行える環境を整備する。	社会教育課 【市民大学事務事業】 【社会教育関係の一般事務事業】



施策② 学校教育の場での福祉教育の推進

いじめ防止授業をはじめとする福祉授業を通じて、各学校での福祉教育を進めます。学校教育の場で、高齢者や障害者、外国人など、様々な人との交流の機会を充実させます。ボランティア活動や体験学習などを通じ、地域における福祉課題を捉える力を養います。また、人権教育を受け、子ども自身の権利についての理解を図ります。

市民, 地域・団体に期待されること / 行政が取り組むこと

市民
・ 児童・生徒は、ボランティア活動や体験学習などで感じたことや学んだことをみんなで共有する。
地域・団体
・ 各学校で行われる福祉教育の取組に積極的に協力する。 ・ ボランティア活動や体験学習など、福祉学習の機会を増やす。
行政
・ 各学校での福祉教育の充実を図る。 ・ 児童・生徒が、高齢者や障害者、外国人などと交流する機会を充実させる。

【施策の指標・目標】

(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)

施策の指標 (【】内:対応事務事業名)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
市内小中学校における認知症サポーター養成講座の実施(毎年) 【認知症サポーター等養成事務事業】	実施	実施

【施策の中心となる取組(事務事業)】

学校における重要な取組であることから、以下を中心の取組に設定します。

施策体系 3-(4)-②

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
福祉教育の推進	学校において認知症サポーター養成講座等を実施し、福祉についての理解を深める。	高齢福祉課 【認知症サポーター等養成事務事業】

【施策に関わる他の取組(事務事業)】

取組名	取組内容	担当課 (【】内:対応事務事業名)
国際交流事業	総合学習等への協力として依頼のあった学校に外国人在住者を派遣し, 国際理解を目的とし交流する。	人権平和課 【国際化施策推進事務事業】
保健福祉意識の高揚	小中学校における総合学習やクラブ活動, 生涯学習として行われている地域高齢者等との交流, 地域や事業所における出前講座の実施等, 様々な場所や多様な方法により意識の高揚を図る。 (例:社会福祉協議会の福祉学習会)	地域共生推進課 【社会福祉協議会事務事業】
学校での人権教育の推進, 子どもの権利に関する啓発の推進	全市立小中学校で, 人権集会や人権標語づくり, 人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を充実するとともに, 人権教育推進委員会作成のリーフレットを活用して, 人権教育の指導の充実を図る。	学校指導課 【いじめ防止事務事業】

第5章 計画の進行管理と評価

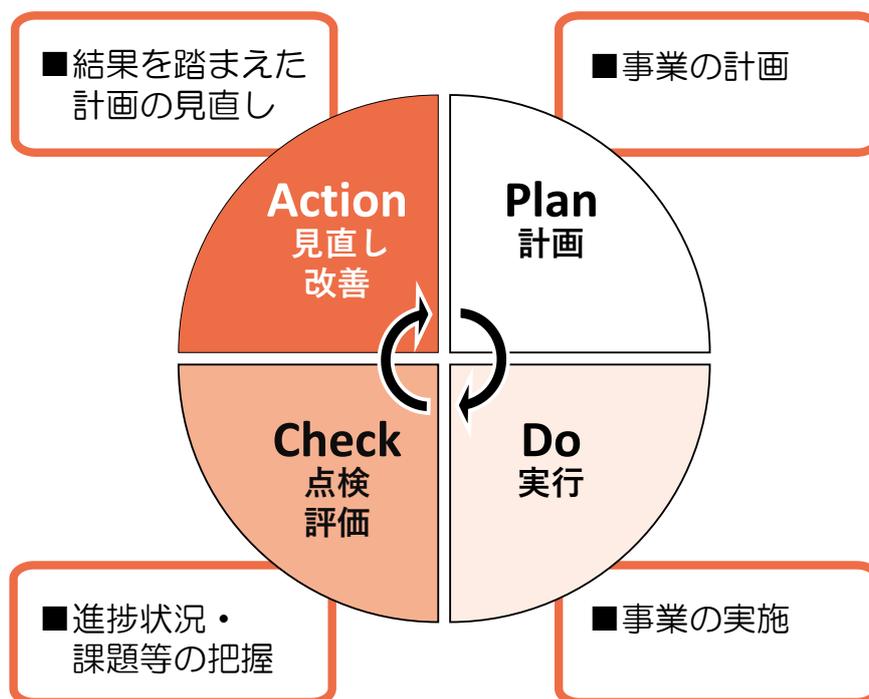
本計画は、毎年度、PDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(見直し・改善))に基づいて進行管理を行います。

PDCAサイクルにおけるCheck(点検・評価)においては、有識者や市民等及び市職員で組織する評価委員会において、評価を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。また、評価においては、施策の柱ごとに指標の結果及び施策の結果を踏まえ、分析を行い、実施状況を確認します。

Action(見直し・改善)においては、Check(点検・評価)を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、その結果を次年度に反映させていきます。

なお、中長期的な社会状況等の変化に対応するため、中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

第1節 各種相談窓口

現在,市では各種相談に対応するため,専門の相談窓口を複数設置しています。

市ホームページにて,分野ごとに取りまとめを行っておりますので,お困りの際は下記二次元コードから参照ください。なお,国や東京都が開設している窓口も一部掲載しておりますので,ご承知おきください。

課題が複雑化・複合化しており,どこに相談したらよいかわからない困りごとについては,「福祉の総合相談窓口」をご利用ください。



【市HP 各種相談窓口】

第2節 重層的支援体制整備事業に係る基礎情報

第2章第2節で概要を説明した、重層的支援体制整備事業に係る基礎情報を以下に示します。

(1)重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項第1号から第6号に規定されています。既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

①包括的相談支援事業（第1号）

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。以下に掲げる事業を位置づけ、一体的に実施します。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。

実施事業	分野	所管課	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】	介護	高齢福祉課	地域包括支援センター もとまち(東元町・西元町・南町) こいがくぼ(泉町・西恋ヶ窪・東戸倉) ほんだ(本町・本多・東恋ヶ窪) ひよし(戸倉・日吉町・内藤) ひかり(光町・高木町・西町) なみき(富士本・新町・並木町・北町)	6
障害者相談支援事業 【第1号のロ】	障害	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター <i>障害福祉課相談支援係</i>	2
利用者支援事業 【第1号のハ】	子ども	子育て相談室	【子育て応援パートナー事業】 <i>西部地区拠点親子ひろば</i> <i>東部地区拠点親子ひろば</i>	2
		健康推進課	【子育て世代包括支援センター事業】	1
		保育幼稚園課	【保育コンシェルジュ事業】	1
		健康推進課	【出産・子育て応援ゆりかご・こくぶんじ事業】	1
生活困窮者自立相談支援事業 【第1号のニ】	生活困窮	生活福祉課	自立生活サポートセンターこくぶんじ	1

※直営で実施しているものは斜体で標記

②地域づくりに向けた支援事業（第3号）

各分野ごとに、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

実施事業	分野	所管課	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援事業【第3号のイ】	介護	高齢福祉課	介護支援ボランティア活動受入登録施設数（31施設）	31
生活支援体制整備事業【第3号のロ】	介護	高齢福祉課	第1層生活支援コーディネーター（福祉センター） 第2層生活支援コーディネーター（地域包括支援センター）	7
地域活動支援センター事業【第3号のハ】	障害	障害福祉課	地域活動支援センター虹 地域生活支援センタープラッツ 地域活動支援センターつばさ 地域活動支援センターほんだ・こだま	4
地域子育て支援拠点事業【第3号のニ】	子ども	子育て相談室	【親子ひろば事業】 地域子育て支援拠点事業実施数（直営3、指定管理2、業務委託3）	8
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	地域共生推進課	地域福祉コーディネーター（東西圏域）	1

③多機関協働事業等（第2号、第4号、第5号、第6号）

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等の取組を行います。

実施事業	実施形態	実施内容
参加支援事業【第2号】	委託	地域福祉コーディネーター（東西圏域）による地域の資源発掘、支援プランの作成
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】	委託	地域福祉コーディネーター（東西圏域）によるアウトリーチの実施、支援プランの作成
多機関協働事業【第5号】	直営委託	地域福祉コーディネーター（東西圏域）による複雑化・複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催、支援プランの作成

新たな機能である参加支援事業（第2号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）、多機関協働事業（第5号）については、所管課を地域共生推進課とし国分寺市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託し実施します。

※支援プランの作成【第6号】については、第2号、第4号、第5号で共通。

第3節 国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱

令和4年6月2日

要綱第12号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条(市町村地域福祉計画)に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。), 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条(市町村の講ずる措置)に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。), 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条(都道府県自殺対策計画等)第2項に規定する市町村自殺対策計画(以下「自殺対策計画」という。)及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条(地方再犯防止推進計画)に規定する地方再犯防止推進計画(以下「再犯防止推進計画」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画及び再犯防止推進計画(以下これらを「地域福祉計画等」という。)の策定に関し、必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 識見を有する者 1人以内
- (3) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 権利擁護センターこくぶんじ運営委員会の代表者 1人以内
- (6) 市内の福祉又は保健医療に関する団体の代表者 3人以内
- (7) 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内
- (8) 北多摩東地区保護司会国分寺分区の代表者 1人以内
- (9) 市の職員 3人以内

(謝礼)

第4条 市長は、前条第2号から第8号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康部地域共生推進課及び健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第4節 国分寺市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

※敬称略

	氏名	職	選任区分
1	後上 しえる	市民公募委員	第3条第1号委員
2	小俣 由起	市民公募委員	
3	◎ 渡辺 裕一	識見を有する者	第3条第2号委員
4	○ 内藤 孝雄	国分寺市民生委員・児童委員協議会	第3条第3号委員
5	小川 恵一郎	社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会	第3条第4号委員
6	足立 剛	権利擁護センターこくぶんじ運営委員会	第3条第5号委員
7	長畑 達也	国分寺地域包括支援センターもとまち	第3条第6号委員
8	阿部 由美	国分寺障害者団体連絡協議会	
9	宮田 万利子	国分寺市青少年育成中央地区委員会	
10	山科 美絵	東京都多摩立川保健所	第3条第7号委員
11	和地 誠一	北多摩東地区保護司会 国分寺分区	第3条第8号委員
12	鈴木 佳代	国分寺市健康部長	第3条第9号委員
13	横川 潔	国分寺市福祉部長 (R4.8.1～R5.3.31)	
	玉井 理加	国分寺市福祉部長 (R5.4.1～)	
14	宮本 学	国分寺市子ども家庭部長	

※委員長は◎, 副委員長は○で表示

第5節 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
令和4 (2022)年 8月31日	令和4年度第1回国分寺市 地域福祉計画等策定検討 委員会	○ 次期地域福祉計画等の策定について (1)地域福祉計画の概要について (2)次期地域福祉計画等の策定スケジュールに ついて ○ 市民アンケートについて
9月20日 ～ 10月14日	市民アンケート調査	国分寺市内に居住する満16歳以上の市民 配布3,000 回収998 (回収率33.3%)
12月12日	令和4年度第2回国分寺市 地域福祉計画等策定検討 委員会	○ 市民アンケート実施状況について ○ 次期地域福祉計画の骨子について (1)計画に関する基本的な考え方について (2)計画の方向性について (3)基本理念について (4)計画の基本目標(案)について
令和5 (2023)年 2月15日	令和4年度第3回国分寺市 地域福祉計画等策定検討 委員会	○ 国分寺市地域福祉計画及び健康増進計画に関 するアンケート結果報告書について ○ 次期地域福祉計画の骨子について (1)計画に関する基本的な考え方について (2)各計画の構成イメージについて (3)施策の体系について (4)推進体制(評価等)について ○ 次年度のスケジュールについて
5月18日	令和5年度第1回国分寺市 地域福祉計画等策定検討 委員会	○ 今年度のスケジュールについて ○ 次期国分寺市地域福祉計画策定の概況 ○ 団体ヒアリングについて (1)団体ヒアリングの概要について (2)団体ヒアリング調査票(案)について (3)団体ヒアリング先について
6月1日～ 6月30日	自治会・団体 ヒアリング調査	自治会 配布123 回収57 (回収率46.3%) 団体 配布43 回収39 (回収率90.7%)
6月29日	次期国分寺市地域福祉計 画及び健康増進計画に向 けた市民懇談会	○ 国分寺市地域福祉計画骨子について ○ 国分寺市健康増進計画の骨子について

日時	主な内容	詳細
8月24日	令和5年度第2回国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民懇談会及び団体ヒアリングの結果概要について ○ 第2次国分寺市地域福祉計画(素案)について(第3章まで) ○ 国分寺市地域福祉計画(素案)の第4章の構成について
10月12日	令和5年度第3回国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次国分寺市地域福祉計画(素案)について
12月23日～ 12月26日	「第2次国分寺市地域福祉計画(案), 第2次国分寺市健康増進計画(案)」 合同市民説明会	3回開催 計 13人参加
12月15日～ 令和6 (2024)年 1月15日	パブリック・コメント	ご意見をお寄せいただいた方 個人 2・ 団体 1 いただいたご意見数 計 9件
2月2日	令和5年度第4回国分寺市地域福祉計画等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次国分寺市地域福祉計画概要版について ○ パブリック・コメントの実施結果について ○ 本文以外の構成について

第6節 地域福祉に関するアンケート(市民アンケート)調査の概要

(1)調査目的

地域福祉計画の策定にあたり、市民の地域や福祉に対する考えや活動への参加状況を把握するとともに、ご意見などをいただき、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2)調査の種類・方法・期間

調 査 対 象	国分寺市内に居住する満16歳以上の市民
調 査 対 象 者 数	3,000
抽 出 方 法	住民基本台帳による無作為抽出
調 査 方 法	郵送及びインターネット回答
調 査 期 間	令和4(2022)年9月20日～10月14日

(3)回収結果

	配布数(通)	全回答		郵送		インターネット	
		回収数(通)	回収率(%)	回収数(通)	回収率(%)	回収数(通)	回収率(%)
令和4 (2022) 年度	3,000	998	33.3	682	22.7	316	10.5

(4)調査結果

市民アンケート結果の詳細をご覧になりたい方は、ホームページから参照ください。



【市HP 市民アンケート結果】

第7節 団体ヒアリングの概要

(1)調査目的

地域福祉計画の計画策定にあたり、地域に深く関わる団体の地域福祉に関するご意見などをいただき、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

(2)調査の対象・期間

調 査 対 象	国分寺市の地域に関わる団体(43団体) 国分寺市の自治会(123団体)
調 査 期 間	令和5(2023)年6月1日～6月30日

(3)回収結果

調査対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
団体	メール及び郵送回答	43件	39件	90.7%
自治会	郵送回答	123件	57件	46.3%

(4)調査結果

団体ヒアリング結果の詳細をご覧になりたい方は、ホームページから参照ください。



【市HP 団体ヒアリング結果】

第8節 用語解説

ページ数は本文中の初出ページです

用語	解説
アルファベット	
DV(ディーブイ) p.38	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある者から受ける暴力のことです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。
NPO(エヌピーオー)法人 p.22	NPOは、Non-profit Organizationの略で、民間の非営利組織のことで、福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力、などの様々な社会貢献活動を行っています。NPO法人(特定非営利活動法人)は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法(通称NPO法)により法人格を取得した団体です。
SNS(エスエヌエス) p.65	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービスです。代表的なものに、Facebook, X(旧Twitter), LINEなどがあります。

あ行	
アウトリーチ p.19	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的な働き掛けを行うことです。
音声読み上げコード p.65	文字情報を内包した二次元コードの一種で専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができます。「バーコード」が縦1方向に情報を持つものに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっています。

か行	
虐待 p.2	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のこと。身体的虐待(殴る、蹴るなどの暴力的な行為)、性的虐待(わいせつ行為)、心理的虐待(暴言や脅迫など)、ネグレクト(食事を与えない、放置など世話の放棄)、経済的虐待(財産や年金を本人の同意なしに使うなど)があります。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法(平成12(2000)年改正)、高齢者虐待防止法(平成18(2006)年施行)、障害者虐待防止法(平成24(2012)年施行)などが制定されました。
協働 p.1	地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が、共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

ゲートキーパー p.61	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。
権利擁護 p.20	判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者や、知的障害者、精神障害者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されることをいいます。
権利擁護センターこくぶんじ p.25	国分寺市社会福祉協議会が設置している、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口。成年後見制度の利用に関する相談や、後見人等候補者の紹介、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行っています。
合計特殊出生率 p.12	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。
国分寺市総合ビジョン p.6	国分寺らしい持続可能なまちづくりを展開していくことを目指し、市では平成29(2017)年度から8年間を計画期間とする『国分寺市総合ビジョン』を策定しています。まちづくりの最上位計画として位置付けられ、基本構想である『国分寺市ビジョン』では、「魅力あふれ ひとつながる 文化都市国分寺」という未来のまちの姿を定めています。市民・事業者等とまちの将来像を共有し、進むべき方向を明らかにすることにより、オール国分寺でまちづくりを推進しています。
ここねっとサポーター p.17	ここねっとは、国分寺市社会福祉協議会で策定した、国分寺市地域福祉活動計画の中に位置付けられた小地域福祉活動の取組で、「こくぶんじ コミュニティ ネットワーク」の頭文字をとったものです。小学校区を範囲としており、地域の特性に合わせたコミュニティづくりを推進し、地域の中で横の繋がりを作れるイベントや情報交換の場を開催しています。
子ども家庭支援センター (令和7(2025)年4月から名称変更予定) p.49	子育てをしている保護者やお子さん、子育てに関わるすべての方のための施設で、0歳から18歳未満の子どもとその保護者が一緒に安心して過ごすことができる場所(親子スペース)です。また、子育てに関する悩みやお子さんに関する相談をはじめ、「ショートステイ」や「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」、「育児支援ヘルパー」のサービス提供をしています。

さ行	
自殺死亡率 p.30	人口10万人当たりの自殺者数です。 自殺死亡率=(自殺者数÷人口×100,000人)。
市民活動団体 p.48	主に市内において公益的な活動(社会貢献活動)を行っている団体で、NPO、任意団体、ボランティア団体、自治会・町内会などがあります。市民活動の条件である、①不特定かつ多数の人の利益に寄与する公益性のある活動、②収益を関係者で配分せずに事業に使う非営利の活動、③参加者が自分の意思に反することなく自発的・自主的に参加をしている活動の3点を満たし、社会的な課題に取り組んでいる組織を指します。
市民後見人 p.22	弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。
社会福祉協議会 p.6	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されています。地域福祉事業推進の中心的役割を担っており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などを行っています。
社会福祉法 p.1	社会福祉の目的・理念・原則と、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。昭和26(1951)年に社会福祉事業法として制定され、平成12(2000)年に社会福祉法に改められ、大幅に改正されました。
社会を明るくする運動 p.49	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。
手話通訳 p.49	手話を使って聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介することをいい、異なる音声言語や手話言語を翻訳してコミュニケーションを仲介することです。
障害者センター p.49	国分寺市障害者センターは、指定管理者が運営する施設です。様々な事業を行っており、市内にお住まいの障害者や難病の方々の地域生活を支えるための各種相談や、交流サロン、理学療法士・言語療法士などによる機能訓練や生活に必要な技能を身につける支援、仲間づくりや自分らしい自立を目指し、陶芸やさそり織りなどのプログラムなどを行っています。
身体障害 p.15	先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に障害を生じている状態、あるいはそのような障害自体のことを指します。視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害(心臓機能障害)、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害、計12種類が含まれます。
生活困窮者自立支援法 p.7	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談窓口を設置し、離職で住まいを失った人に家賃相当の給付金を支給します。

精神障害 p.15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第5条では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。
成年後見制度 p.1	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

た行	
第三者評価 p.49	福祉サービス提供事業者のサービスの質を、第三者が一定の基準に照らして専門的、客観的に評価し、その結果を公開する制度。このことにより、サービスの質の向上に向けた事業者の自主的取組を促進するとともに、利用者が施設を選択しやすくなることが狙いとされます。評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公開されています。
ダブルケア p.1	自分の子どもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のことです。
地域共生社会 p.2	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会をいいます。
地域福祉活動計画 p.6	社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や地域で福祉活動を行う組織、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のことです。
地域福祉活動団体 p.48	地域福祉に取り組む団体。自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者など、様々な団体が地域福祉活動を行う団体として想定され、現在、地域福祉に取り組んでいない団体も含めて、地域福祉活動が活性化することが期待されています。
地域福祉コーディネーター p.57	少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化などによる福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するために、令和元(2019)年度から社会福祉協議会に配置しています。どこに相談したらよいかわからない個人のお困りごとへの支援、新たな活動の立ち上げ支援や活動促進のお手伝い、多分野の関係機関とのネットワークづくりを進めます。
地域包括ケアシステム p.2	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

地域包括支援センター p.8	地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市町村又は市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の専門職が配置されています。
知的障害 p.15	知能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れ、社会生活への適応に支障がある状態。①知的機能に制約があること。②適応行動に制約を伴う状態であること。③発達期に生じる障害であること。この3点で定義されますが、一般的には金銭管理、読み書き、計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指します。以前は精神薄弱と呼ばれていましたが平成11(1999)年から、法令上は「知的障害」という用語に統一されました。
とうきょう福祉ナビゲーション p.65	公益財団法人東京都福祉保健財団(東京都福祉サービス評価推進機構)の運営するインターネット上のホームページのことで、福祉サービスを行っている事業者の経営力や組織を運営する力、サービスの内容などを専門家が評価する第三者評価を公表、そのほか各種制度の解説、福祉施設や事業所情報などが掲載されています。

な行	
難病 p.15	症例が少なく原因が不明で、治療方法が確立しておらず、生活面で長期に支障を来すおそれがある疾患のこと。経過が慢性になると、経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きくなります。令和5(2023)年12月現在、338疾病が指定難病となっています。
二次避難所 p.103	地区防災センターの避難所で生活が困難な要援護者に対して開設する避難所。国分寺市では、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等を二次避難所として指定しています。
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) p.27	市町村の社会福祉協議会等で実施しており、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。
日常生活自立度 p.14	認知症や障害がある高齢者がどれだけ独力で日々の生活を送ることができるか、その程度をレベル分けした基準値です。日常生活自立度Ⅱ以上は、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られるレベルのことをいいます。
認知症 p.14	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下したり、失われる状態のこと。一般に、記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴うことが多くみられます。平成17(2005)年の改正介護保険法で、従来の「痴呆」という表現が改められました。

認知症サポーター p.49	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のことで、認知症サポーター養成講座の受講が必要です。
ノーマライゼーション p.20	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動できることが社会の本来あるべき正常(ノーマル)な姿であるという考え方です。

は行	
8050(はちまるごーまる)問題 p.1	「80」代の親が「50」代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題をいいます。
バリアフリー p.67	障壁(バリア)となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。
ひきこもり p.2	様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいいます。
避難行動要支援者 p.101	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。平成25(2013)年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられました。
福祉サービス p.2	国・都道府県・市町村の公的な制度や、民間事業者による福祉事業等。行政や法人格を有する団体・事業者が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスなどがあります。
福祉の総合相談窓口 p.62	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関間で連携を図りながら支援を行うため、複合的な課題に対する総合相談機能を果たす窓口を開設しています。(市役所第2庁舎1階において、毎週水曜日 午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く。))
福祉避難所 p.103	寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所では共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所です。
ぶんじ子育てナビ p.66	予防接種のスケジュールを管理できたり子育てに関する情報を入手できたりするアプリです。スマートフォンだけでなく、パソコンからも閲覧できます。妊娠したときから、両親学級や妊婦歯科健診などの予約も可能です。
ヘルプカード p.111	認知症の本人が、自分が望んでいること(やりたいことなど)を安心してスムーズにできるために自分で使うカードです。カードには周りの人にちょっと手助けしてほしいことや、連絡先などを自由に書いておけます。

ヘルプマーク p.111	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。
法人後見 p.22	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人(以下「成年後見人等」という。)になること。親族又は弁護士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等になる場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行います。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度にもとづく後見事務を行いますので、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。
法人後見監督人 p.26	市民後見人に対する支援として適宜相談、助言を行うほか、夜間や休日にも連絡が取れるような体制を確保しています。また、指導・監督として市民後見人に対し3か月ごとに後見業務事務報告や財産目録、小口現金の出納帳等の提出を求め、必要に応じて権利擁護センターこくぶんじ運営委員である弁護士等専門職による確認も行っています。
ホッとおれんじこくぶんじ p.66	市の子育てに役立つ情報をまとめた子育てガイドです。テーマ別に、子育て支援に関する制度や相談窓口を紹介しています。
ボランティア活動センターこくぶんじ p.17	国分寺市社会福祉協議会が昭和51(1976)年から「ボランティア・コーナー」を設置し、平成16(2004)年4月に東元町に「ボランティア活動センターこくぶんじ」を開設。ボランティア活動の相談やコーディネート、講座の開催など、ボランティア活動の推進と支援を行っています。

ま行	
民生委員・児童委員 p.47	都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
メンタルヘルス p.66	精神面における健康のことです。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われます。

や行	
ヤングケアラー p.1	介護や看病、療育が必要な家族や親近者を無償でサポートする人のことをケアラーと呼び、そのうち18歳未満の子どものことをいいます。

<p>要支援・要介護認定者</p> <p>p.14</p>	<p>介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活(身支度, 掃除, 洗濯, 買い物等)を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられています。</p>
<p>要約筆記</p> <p>p.65</p>	<p>聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳することを言います。人間の話し言葉だけでなく、周辺の音声情報(例えば、放送での呼び出し、笑い声、チャイムの音等)も伝え、聞こえない人も聞こえる人も同じ場所で、同じ情報を共有し、その場に参加できるように文字にして伝えます。</p>

<p>ら行</p>	
<p>ライフステージ</p> <p>p.68</p>	<p>人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいいます。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など、それぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験することが多く、また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。</p>

第2次国分寺市地域福祉計画
令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

発行 令和6年3月
発行者 国分寺市
編集 国分寺市健康部地域共生推進課
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1
電話 042-325-0111(代表)

※令和7年1月に新庁舎への移転を予定しているため、移転後は住所が変更になります。

だれもが 共に認め 地域で支え合い
自分らしく健やかに暮らせるまち

